

建設業許可申請の手引

令和4(2022)年度版

栃木県県土整備部

I	建設業の許可制度	
1	建設業の許可制度とは	
	(1) 建設業を営むには許可が必要	2
	(2) 軽微な建設工事のみを請け負う場合は許可不要	2
2	建設工事と工事種類	
	(1) 建設工事とは	2
	(2) 建設工事の種類別の内容と例示	3
3	許可行政庁と許可区分	
	(1) 許可行政庁	12
	(2) 許可の区分	13
4	許可の基準	
	(1) 経營業務の管理を適正に行うに足る能力を有すること	14
	(2) 専任の技術者がいること	17
	(3) 請負契約に関して誠実性があること	19
	(4) 請負契約を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用があること	20
5	建設業者の義務	
	(1) 工事現場における技術者の配置について	21
	(2) 標識について	21
	(3) 契約の締結等について	21
	(4) 一括下請負の禁止について	21
6	解体工事業について	
	(1) 解体工事業の許可について	22
	(2) 法施行前後のとび・土工工事及び解体工事の実務経験の取扱い	22
	(3) 解体工事業の技術者要件	22
II	許可を受けるための手続	
1	申請の種類と許可の有効期間	
	(1) 許可の申請区分	25
	(2) 許可の有効期間	26
	(3) 許可の有効期間の調整について	26
2	許可申請書等の入手先及び許可手数料	
	(1) 許可申請書等の入手先	26
	(2) 許可手数料の納入	26
	(3) 許可申請書等の提出先及び提出部数	27
	(4) 申請書類の提出に当たって	28
	(5) 許可申請書の作成に当たって	28
3	許可申請書及び添付書類	
	(1) 許可申請書類一覧	29
	(2) その他の添付書類	30
	(3) 営業所の確認資料について	35
	(4) 登記されていないことの証明書・身分証明書について	35
表 1	技術者資格免許及び有資格コード表（一般建設業）	36
表 2	技術者資格免許及び有資格コード表（特定建設業）	38
表 3	建設業の種類別指定学科	40
表 4	栃木県市町コード	42
表 5	許可業種に応じて認定する登録基幹技能者講習の種目	43
III	許可申請書等の記載方法	
	建設業許可申請書（様式第一号）	46
	役員等の一覧表（様式第一号 別紙一）	47
	営業所一覧表（新規許可等）（様式第一号 別紙二（1））	48
	営業所一覧表（更新）（様式第一号 別紙二（2））	49
	収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄（様式第一号 別紙三）	49
	専任技術者一覧表（別紙四）	50
	工事経歴書（様式第二号）	51
	直前3年の各事業年度における工事施工金額（様式第三号）	54

目次

掲載ページ

使用人数（様式第四号）	56
誓約書（様式第六号）	57
常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書（様式第七号）	58
常勤役員等の略歴書（別紙）	59
常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書・略歴書（様式第七号の二及び別紙）	60
健康保険等の加入状況（様式第七号の三）	63
専任技術者証明書（新規・変更）（様式第八号）	64
実務経験証明書（様式第九号）	67
指導監督的実務経験証明書（様式第十号）	68
建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（様式第十一号）	69
許可申請者（法人の役員・本人・法定代理人）の住所、生年月日等に関する調書（様式第十二号）	69
建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書（様式第十三号）	70
株主（出資者）調書（様式第十四号）	70
営業の沿革（様式第二十号）	71
所属建設業者団体（様式第二十号の二）	72
主要取引金融機関名（様式第二十号の三）	72
定款	73
財務諸表	73
登記事項証明書	73
事業税納税証明書	73
IV 許可後の注意事項	
1 許可を受けたあとの届出等	75
2 変更届等の記載例	
(1) 変更届出書（様式第二十二号の二（第一面））	78
(2) 変更届出書（様式第二十二号の二（第二面））	79
(3) 決算終了に伴う変更届出書	80
(4) 届出書（様式第二十二号の三）	81
(5) 廃業届（様式第二十二号の四）	82
3 その他の注意事項	
(1) 許可換えについて	83
(2) 組織変更による届出等について	83
(3) 浄化槽法に基づく届出について	83
(4) 電気工事業法に基づく届出について	83
(5) 屋外広告物条例に基づく屋外広告業の登録について	84
(6) 許可申請書等の閲覧について	84
V 許可の承継制度	
1 許可の承継制度とは	
(1) 制度の概要	86
(2) 承継制度の区分	86
(3) 認可後の許可の有効期間	86
(4) 認可後の許可番号	87
(5) 栃木県知事に対して認可申請ができる場合	87
2 認可の基準	87
3 認可を受けるための手続	88
4 認可申請書及び添付書類	
(1) 事業譲渡	90
(2) 法人の合併	91
(3) 法人の分割	92
(4) 個人事業の相続	93
5 認可申請書等の記載方法	
譲渡及び譲受け認可申請書（様式第二十二号の五）	94
合併認可申請書（様式第二十二号の七）	96

目次

掲載ページ

分割認可申請書（様式第二十二号の八）	98
誓約書（様式第二十二号の六）	100
相続認可申請書（様式第二十二号の十）	101
誓約書（様式第二十二号の十一）	103
6 注意事項	
(1) 経營業務の管理責任者及び専任技術者の常勤性について	104
(2) 後日提出の書類について	104
(3) 譲渡（合併、分割）契約書について	104
参考資料 1 営業所資料様式	106
参考資料 2 建設業法における技術者制度	107
参考資料 3 標識について	108
参考資料 4 契約書及び帳簿に記載しておかなければならない事項について	109
参考資料 5 財務諸表	111
参考資料 6 建設業法施行規則で定める勘定科目の説明	125
参考資料 7 常勤証明書	130
参考資料 8 診断書作成例	132
参考資料 9 申請書様式等の入手先について	134

※ 本手引は随時見直しを行っております。

I 建設業の許可制度

1 建設業の許可制度とは

(1) 建設業を営むには許可が必要

建設業法は、建設業を営む者の資質の向上や請負契約の適正化等を図ることによって、建設工事の適切な施工を確保し、発注者や請負人を保護するとともに、建設業の健全な発展を促進し、公共の福祉の増進に寄与することを目的とします。

建設業とは、元請、下請を問わず建設工事の完成を請け負う営業をいい、軽微な建設工事のみを請け負う場合を除き、個人でも法人でもその営業を開始する前に建設業法による許可を受けなければなりません。許可を受けずに建設工事の請負の営業を行うと、無許可営業となり建設業法違反で罰せられることになります。

また、許可を受けた後も、上記の目的を達するため、様々な義務があります。

(2) 軽微な建設工事のみを請け負う場合は許可不要

次の表に掲げる軽微な建設工事のみを請け負って営業する場合に限り、許可を受けなくても営業できます。

建築一式工事	下記のいずれかに該当する場合 ①工事1件の請負代金*1の額が1,500万円未満の工事（消費税相当額を含む） ②請負代金の額にかかわらず、木造住宅*2で延面積が150平方メートル未満の工事
上記以外の工事	工事1件の請負代金の額が500万円未満の工事（消費税相当額を含む）

*1) 請負代金→ 工事の請負契約代金+発注者から支給された材料費

*2) 木造住宅→ 主要構造部が木造であり、主目的が居住の用に供するもの。

店舗併用住宅の場合等は、延面積（150平方メートル未満）のうち1/2以上を居住の用に供するもの。

2 建設工事と工事種類

(1) 建設工事とは

建設工事とは、土木建築に関する工事であり、建設業法で定める29種類の工事種類に分類されます。許可を受ける場合には、各建設業の種類（以下この手引では「業種」といいます）ごとに許可を受けることが必要です。どの業種を許可申請建設業として選ぶかは、次頁の建設工事の種類別の内容と例示を参考にし、自己の保有する技術能力、経営経験等により判断してください。

なお、下記のような業務は建設業法における「建設工事」に該当しません。

- ・樹木の剪定、枝はらい
- ・道路、河川等の維持管理業務における草刈、側溝清掃、除雪、除土運搬等
- ・ガス、空調設備、電気設備、消防設備、配管設備等の保守、点検、清掃、管理業務
- ・測量、設計、地質調査等の委託業務
- ・機械、資材の運搬業務
- ・船舶、航空機等、土地に定着しない工作物の築造
- ・自家用工作物や建売住宅等、請負によらず工作物を建設する工事
- ・栃木県発注の森林整備事業

(2) 建設工事の種類別の内容と例示

略号	建設工事の種類	建設業の種類	内容	例示	区分の考え方	備考
			昭和47年3月8日 建設省告示第350号	平成13年4月3日 国総建第97号 「建設業許可事務ガイドラインについて」	平成13年4月3日 国総建第97号 「建設業許可事務ガイドラインについて」	
土	土木一式工事	土木工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修・改造又は解体する工事を含む。以下同じ。）		① 「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。 ② 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。 なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。	・土木一式工事については、 請負代金100万円未満の工事（消費税相当額を除く）は対象外 とします。 ・一括下請負禁止の観点から、建設業法により認められている場合を除き、 下請工事は土木一式工事に該当しません。
建	建築一式工事	建築工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事		ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。	・建築一式工事については、 請負代金100万円未満の工事（消費税相当額を除く）は対象外 とします。 ・一括下請負禁止の観点から、建設業法により認められている場合を除き、 下請工事は建築一式工事に該当しません。
大	大工工事	大工工事業	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事		
左	左官工事	左官工事業	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事	① 防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。 ② ラス張り工事及び乾式壁工事については、通常、左官工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。 ③ 『左官工事』における「吹付け工事」とは、建築物に対するモルタル等を吹付ける工事をいい、『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいう。	

と	とび ・ 土工 ・ コン クリ ート 工事	とび ・ 土工 工事 業	<p>イ 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立てを行う工事</p> <p>ロ くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事</p> <p>ハ 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事</p> <p>ニ コンクリートにより工作物を築造する工事</p> <p>ホ その他基礎的ないしは準備的工事</p>	<p>イ とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事</p> <p>ロ くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事</p> <p>ハ 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事</p> <p>ニ コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事</p> <p>ホ 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事</p>	<p>① 『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。</p> <p>② 『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。</p> <p>③ 「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。</p> <p>④ 「地盤改良工事」とは、薬液注入工事、ウエルポイント工事等各種の地盤の改良を行う工事を総称したものである。</p> <p>⑤ 『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいい、建築物に対するモルタル等の吹付けは『左官工事』における「吹付け工事」に該当する。</p> <p>⑥ 「法面保護工事」とは、法枠の設置等により法面の崩壊を防止する工事である。</p> <p>⑦ 「道路付属物設置工事」には、道路標識やガードレールの設置工事が含まれる。</p> <p>⑧ 『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫し</p>	<p>・根切り及び整地を伴う樹木の伐採は、原則とび・土工・コンクリート工事に該当します（単なる樹木の伐採のみでは、建設工事に該当しません）。</p> <p>・汚水枳やマンホール、防火水槽等の設置工事は、原則とび・土工・コンクリート工事に該当します。</p>
---	--	--------------------------	---	--	--	--

					<p>て請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。</p> <p>⑨ トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当し、いわゆる建築系の防水工事は『防水工事』に該当する。</p>	
石	石工事	石工事業	石材（石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。）の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事	『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。	
屋	屋根工事	屋根工事業	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事	<p>① 「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。</p> <p>② 屋根断熱工事は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型である。</p> <p>③ 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。</p>	
電	電気工事	電気工事業	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事	<p>① 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。</p> <p>② 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電</p>	<p>・電気工事士法の規定により、原則として無資格者が工事に従事することはできません。</p> <p>・軽微な工事のみを営業する場合でも、原則として電気工事業者の登録（届出）が必要と</p>

					<p>気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。</p>	<p>なります。</p> <p>・建設業の許可受けて電気工事業を開始したときは、みなし登録電気工事業者の届出が必要です。</p>
管	管工事	管工事業	<p>冷暖房、空調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事</p>	<p>冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス配管工事、ダクト工事、管内更生工事</p>	<p>① 「冷暖房設備工事」、「冷凍冷蔵設備工事」、「空調和設備工事」には、冷媒の配管工事などフロン類の漏洩を防止する工事が含まれる。</p> <p>② し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。</p> <p>③ 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。</p> <p>④ 建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『管工事』に該当し、トンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事は『機械器具設置工事』に該当する。</p> <p>⑤ 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。</p> <p>⑥ 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。</p>	

タ	タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は、工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事	<p>① 「スレート張り工事」とは、スレートを外壁等にはる工事を内容としており、スレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」として『屋根工事』に該当する。</p> <p>② 「コンクリートブロック」には、プレキャストコンクリートパネル及びオートクレイブ養生をした軽量気ほうコンクリートパネルも含まれる。</p> <p>③ 『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。</p>
鋼	鋼構造物工事	鋼構造物工事業	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門・水門等の門扉設置工事	<p>① 『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。</p> <p>② ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。</p> <p>③ 『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。</p>
筋	鉄筋工事	鉄筋工事業	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事	『鉄筋工事』は「鉄筋加工組立て工事」と「鉄筋継手工事」からなっており、「鉄筋加工組立て工事」は鉄筋の配筋と組立て、「鉄筋継手工事」は配

					筋された鉄筋を接合する工事である。鉄筋継手にはガス圧接継手、溶接継手、機械式継手等がある。	
舗	舗装工事	舗装工事業	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、砕石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事	① 舗装工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事については、工事の種類としては『舗装工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。 ② 人工芝張付け工事については、地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けるものは『舗装工事』に該当する。	
しゅ	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事		
板	板金工事	板金工事業	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事	① 「建築板金工事」とは、建築物の内外装として板金をはり付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのカラー鉄板張付け工事や厨房の天井へのステンレス板張付け工事等である。 ② 「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを含めて「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。	
ガ	ガラス工事	ガラス工事業	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事		
塗	塗装工事	塗装工事業	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事	下地調整工事及びブラスト工事については、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。	
防	防水工事	防水工事業	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事	① 『防水工事』に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。 ② 防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。	
内	内装仕上工事	内装仕上工事業	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事	① 「家具工事」とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事をいう。 ② 「防音工事」とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目的とするような工事は含まれない。 ③ 「たたみ工事」とは、採寸、割付け、たたみの製造・加工から敷きこみまでを一貫して請け負う工事をいう。	

機	機械器具設置工事	機械器具設置業	機械器具の組立て等により工作物を建築し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事	<p>① 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。</p> <p>② 「運搬機器設置工事」には昇降機設置工事も含まれる。</p> <p>③ 「給排気機器設置工事」とはトンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『機械器具設置工事』ではなく『管工事』に該当する。</p> <p>④ 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。</p>	<p>・機械器具の製作と設置を一括して請け負った場合、請負代金には、原則として機械器具本体の価額も合算されます。</p> <p>・単体で性能を発揮するような完成品の機械器具を納入し、アンカー等で固定する工事は、とび・土工・コンクリート工事に該当します。</p>
絶	熱絶縁工事	熱絶縁事業	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事		
通	電気通信工事	電気通信事業	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事	<p>① 既に設置された電気通信設備の改修、修繕又は補修は『電気通信工事』に該当する。なお、保守（電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るために実施する点検、整備及び修理をいう。）に関する役務の提供等の業務は、『電気通信工事』に該当しない。</p> <p>② 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。</p>	
園	造園工事	造園事業	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事	<p>① 「植栽工事」には、植生を復元する建設工事が含まれる。</p> <p>② 「広場工事」とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事であり、「園路工事」とは、公園内の遊歩道、緑道等を建設する工事である。</p> <p>③ 「公園設備工事」には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便</p>	<p>・樹木の剪定、枝はらい、草刈業務は建設工事に該当しません。</p> <p>・根切り及び整地を伴う樹木の伐採は、原則とび・土工工事に該当します（単なる樹木の伐採のみでは、建設工</p>

					<p>益施設等の建設工事が含まれる。</p> <p>④ 「屋上等緑化工事」とは、建築物の屋上、壁面等を緑化する建設工事である。</p> <p>⑤ 「緑地育成工事」とは、樹木、芝生、草花等の植物を育成する建設工事であり、土壌改良や支柱の設置等を伴って行う工事である。</p>	事に該当しません。
井	さく井工事	さく井工事業	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又は、これらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事		
具	建具工事	建具工事業	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事		
水	水道施設工事	水道施設工事業	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事	<p>① 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。</p> <p>② し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。</p>	・家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事は、『管工事』に該当します。
消	消防施設工事	消防施設工事業	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を配置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ	<p>① 「金属製避難はしご」とは、火災時等にもみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等はこれに該当しない。したがって、このような固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。</p>	・消防法の規定により、原則として無資格者が工事に従事することはできません。

				設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報機設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事	② 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。	
清	清掃施設工事	清掃施設工事業	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事	① 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。 ② し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。	
解	解体工事	解体工事業	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事	それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ『土木一式工事』や『建築一式工事』に該当する。	<ul style="list-style-type: none"> ・解体工事については、新設時に土木一式工事又は建築一式工事に該当する土木工作物又は建築物の解体（総合的な企画、指導、調整を必要としないもの）を対象とします。 ・新設時にそれぞれの専門工事において建設される工作物を解体する工事は、解体工事ではなく、各専門工事に該当します。 ・軽微な工事のみを営業する場合でも、原則として解体工事業者の登録が必要となります。

3 許可行政庁と許可区分

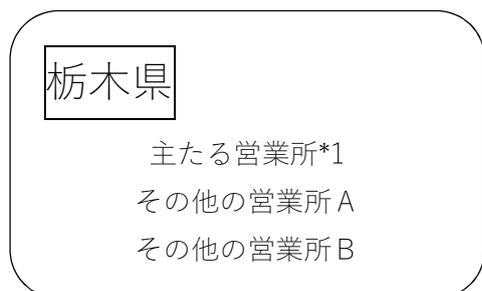
(1) 許可行政庁

建設業の許可は、許可を受けようとする者の設ける営業所*1の所在地によって、許可行政庁が異なります。

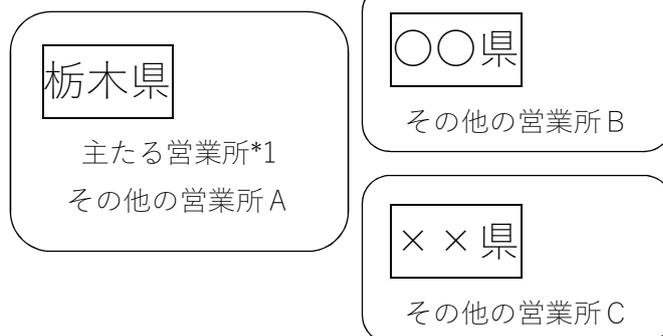
栃木県内のみ営業所がある者は、栃木県知事許可を受ける必要があります。(例①)

栃木県のほか、他の都道府県に営業所がある者は、国土交通大臣許可を受ける必要があります。(例②)

例① 知事許可



例② 大臣許可



*1「営業所」…常時、建設工事の請負契約の見積り、入札等請負契約の締結に係る実体的な行為を行う事務所。また、これ以外であっても、他の営業所に対して請負契約に関する指導監督を行うなど、建設業に係る営業に実質的に関与する場合も、ここでいう営業所になります。

なお、建設業に無関係な支店、単なる登記上の本店並びに支店、臨時的事務所、作業所等は含みません。

また、許可を受けた業種のうち営業所の届出を行っていない営業所にあつては、軽微な工事であっても法に規定する営業所に該当するため、当該許可を受けた業種についての営業は行えません。

*2「主たる営業所」…建設業を営む営業所を統轄し、指導監督する権限を有する一か所の営業所をいう。

なお、名目上は本社、本店等であっても、実質的に本店の機能を有していない場合は主たる営業所には該当しません。

(2) 許可の区分

建設業の許可は、許可を受けようとする建設業の建設工事を施工するための下請契約の金額によって、特定建設業の許可と一般建設業の許可に区分されます。

① 特定建設業（指定建設業）の許可

建設工事の最初の発注者から直接請け負う一件の建設工事について、消費税相当額を含む下請代金の額（その工事に係る下請契約が二以上ある時は下請代金の額の総額）が4,000万円以上（元請負人が提供する材料等の価格は含まない。建築工事業については6,000万円以上）となる下請契約を締結して下請負人に施工させる場合には、特定建設業の許可が必要です。

この許可は、下請負人保護のため、元請負人に特に重い義務を負わせるべく特別の許可制度として設けられたものです。

また、特定建設業のうち、総合的な施工技術を要する建設業（土木・建築・電気・管・鋼構造物・舗装・造園工事業の7業種）については指定建設業として、さらに技術者の基準が加重されています。

② 一般建設業の許可

上記①以外の許可をいいます。

<一般・特定業者による下請契約可能な範囲>

特 定 許 可	元 請 工 事	・4,000万円以上下請へ発注 (建築工事は6,000万円以上)	一 般 許 可
		・4,000万円未満下請へ発注 (建築工事は6,000万円未満)	
		・全額自社施工	
下 請 工 事			

上記金額には、消費税相当額を含みます。

※ 許可は工事業種別に申請することになります。同一業種について主たる営業所が特定建設業を、その他の営業所が一般建設業を申請することはできませんので注意してください。

4 許可の基準

許可を受けようとする者は、次の(1)～(4)の基準を全て満たしていることが必要です。

(1) 経營業務の管理を適正に行うに足る能力を有すること

・以下の①、②をすべて満たしていることが必要です。

①適切な経営能力を有すること

・以下のⅠ又はⅡのいずれかの体制を有することが必要です。

Ⅰ 許可を受けようとする者が、法人である場合には常勤*1の役員*2のうち1人が、個人である場合には本人又は支配人(支配人登記がされている者)のうち1人が次のいずれかに該当する者であること(合算可能)

法第7条 第1号イ	(1)建設業に関して、5年以上の経營業務の管理責任者(法人の役員、事業主又は支配人、建設業法上の支店長、営業所長等)としての経験*3がある者
	(2)建設業に関して、経營業務の管理責任者に準ずる地位(経營業務を執行する権限の委任を受けた者に限る)*4にあって、5年以上経營業務を管理した経験*5がある者
	(3)建設業に関して、経營業務の管理責任者に準ずる地位*6にあって、6年以上経營業務の管理責任者を補助する業務に従事した経験*7がある者

Ⅱ 許可を受けようとする者が、法人である場合には常勤*1の役員*2のうち1人が、個人である場合には本人又は支配人(支配人登記がされている者)のうち1人が次のアのいずれかに該当する者であつて、かつ、その者を直接に補佐する者*8として次のイに該当する者それぞれを置くこと

ア	a 建設業に関し、2年以上役員等*9としての経験を有し、かつ、5年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者*10(財務管理*11、労務管理*12又は業務運営*13の業務を担当するものに限る)としての経験を有する者(法第7条第1号ロ(1))
	b 5年以上役員等としての経験を有し、かつ、建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有する者(法第7条第1号ロ(2))
イ★	c <u>許可申請等を行う建設業者等において、5年以上の財務管理*11の経験を有する者</u>
	d <u>許可申請等を行う建設業者等において、5年以上の労務管理*12の経験を有する者</u>
	e <u>許可申請等を行う建設業者等において、5年以上の業務運営*13の経験を有する者</u>

※ア、イにおける財務管理等の経験は自社での経験が該当し、他社での経験は認められません。

★イ(直接に補佐する者)は、1人がc～eの地位を兼ねることは可能(経験期間の重複も可)ですが、アの業務とイの業務を兼務することはできません。

※Ⅰの(2)、(3)及びⅡの体制で申請する場合、個別に要件の確認を行いますので、事前に栃木県県土整備部監理課までお問い合わせください。

※申請書類について、ⅠはP58～59、ⅡはP60～62の様式を使用してください。

※証明のための提出書類については、P30を御参照ください。

○前ページの用語について

1	常勤であること	本社、本店等において休日その他勤務を要しない日を除き、一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事している者 ※他の法令（建築士法等）で専任を要する者になっている場合には、専任を要する営業体及び場所が同一であること
2	法人の役員 （執行役員、監査役、会計参与、監事、事務局長等は原則として含まない）	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社又は有限会社の取締役 ・持分会社（合名・合資・合同会社）の業務を執行する社員 ・指名委員会等設置会社の執行役 ・法人格のある各種組合等の理事等 ・業務を執行する社員、取締役又は執行役に準ずる地位にあって、許可を受けようとする建設業の経営業務の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限移譲を受けた執行役員等
3	経営業務の管理責任者としての経験	営業取引上対外的に責任を有する地位（法人の役員、個人の事業主又は支配人、建設業法施行令で定める営業所長等）にあり、建設業の経営業務について総合的に管理した経験があること
4	経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経営業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。）	取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任された者
5	経営業務を管理した経験	取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行（建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者の配置、下請業者との契約の締結等）に専念した経験
6	経営業務の管理責任者に準ずる地位	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の場合 取締役、業務を執行する社員、執行役、組合理事、建設業法上の営業所長等に次ぐ職制上の地位にある者 ・個人の場合 確定申告の際に「専従者」として税務署に届出のある、事業主に次ぐ職制上の地位にある者 ※事業主に次ぐ職制上の地位にあることが証明できる場合にはこの限りではない
7	経営業務の管理責任者を補助する業務に従事した経験	経営業務の管理責任者に準ずる地位にあって、建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者の配置、下請業者との契約の締結等の経営業務全般に従事した経験
8	直接に補佐する者	組織体系上及び実態上常勤役員等との間に他の者を介在させることなく、当該常勤役員等から直接指揮命令を受け業務を常勤で行う者

9	役員等	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社又は有限会社の取締役 ・持分会社（合名・合資・合同会社）の業務を執行する社員 ・指名委員会等設置会社の執行役 ・法人格のある各種組合等の理事等 ・法人に対し、上記と同等以上の支配力を有する者と認められる者（いかなる名称を有する者であるかを問わない）
10	役員等に次ぐ職制上の地位にある者	<p>当該地位での経験を積んだ会社内の組織体系において役員等に次ぐ役職上の地位にある者</p> <p>※必ずしも代表権を有することを要しない</p>
11	財務管理の業務経験 ※自社での経験に限る	建設工事を施工するにあたって必要な資金の調達や施工中の資金繰りの管理、下請業者への代金の支払いなどに関する業務経験
12	労務管理の業務経験 ※自社での経験に限る	社内や工事現場における勤怠の管理や社会保険関係の手続きに関する業務経験
13	業務運営の経験 ※自社での経験に限る	会社の経営方針や運営方針の策定、実施に関する業務経験をいう。これらの経験は、申請を行っている建設業者又は建設業を営む者における経験

②適切な社会保険に加入していること

・健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に関し、全ての適用事業所又は適用事業について、適正な届出を行った者であることが必要です。

健康保険・厚生年金保険について

法人の事業所については、役員1人でも原則として適用事業所に該当します。また、個人の事業所については、常時従業員が5人以上いる場合に原則として適用事業所に該当します。

適用事業所への該当等、制度に関する詳細については、直接最寄りの年金事務所へお問い合わせください。

なお、管轄の年金事務所については、日本年金機構のホームページよりお調べいただけます。

(URL : https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/tochigi/kankatsu_tochigi.html)

雇用保険について

従業員を1人でも雇用している場合は、原則として適用事業所に該当します。

適用事業所への該当等、制度に関する詳細については、直接最寄りの公共職業安定所（ハローワーク）へお問い合わせください。

なお、管轄のハローワークについては、栃木労働局のホームページよりお調べいただけます。

(URL : <https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/hw/list.html>)

(2) 専任の技術者がいること

許可を受けて建設業を営もうとする営業所ごとに、各業種について下記の基準に該当する専任の技術者を置くことが必要です。なお、専任の技術者は1人で複数の業種について兼務することが可能ですが、営業所に常勤する必要があります。

なお、工事現場に配置する主任技術者（監理技術者）とは、原則兼任することができません。

ア 一般建設業の許可を受ける場合の技術者の基準

①	所定の学科*1 を修めて <u>高等学校（旧中等学校令による実業学校を含む）又は、中等教育学校卒業後5年以上の実務経験を有する者。*2</u>	法第7条第2号「イ」
②	所定の学科*1 を修めて <u>大学又は高等専門学校（旧専門学校令による専門学校を含む）卒業後3年以上の実務経験を有する者。*2</u>	該当
③	<u>10年以上の実務経験を有する者。*2</u> （電気・消防施設については、それぞれ電気工事士法、消防法等により電気工事士免状及び消防設備士免状等の交付を受けた者でなければ、一定の工事に直接従事することができません。）	法第7条第2号「ロ」
④	「表1 技術者資格免許および有資格コード表」（一般建設業）（P36～37）において、許可を受けようとする <u>業種に対応した資格を有する者。</u>	法第7条第2号「ハ」
⑤	旧実業学校卒業程度検定で、所定の学科*1 に合格後5年以上の実務経験を有する者。*2 旧専門学校卒業程度検定で、所定の学科*1 に合格後3年以上の実務経験を有する者。*2	
⑥	所定の学科*1 を修めて <u>専修学校の専門課程を卒業後、5年以上の実務経験を有する者。*2</u> （専門士又は高度専門士を称する者は、3年以上の実務経験で可）	
⑦	大臣が①～③に掲げる者と同等以上の知識及び技術を有するものと認定した者。	

*1) 所定の学科とは「表3 建設業の種類別指定学科」（P40）を参照してください。

*2) 経験の期間の重複はできません。2業種を実務経験で申請する場合は20年以上の経験が必要となります。

イ 特定建設業の許可を受ける場合の技術者の基準*

⑧	「表2 技術者資格免許および有資格コード表（特定建設業）」（P38～39）において、 <u>許可を受けようとする業種に対応した資格を有する者。</u>	法第15条第2号「イ」
⑨	一般建設業の技術者基準（①～⑦）のいずれかに該当する者のうち許可を受けようとする業種の工事であって、かつ <u>元請として4,500万円以上（平成6年12月28日前の工事にあつては、3,000万円以上、昭和59年10月1日前の工事にあつては1,500万円以上）の工事に関して2年以上の指導監督的な実務経験を有する者。</u> ※この基準により、 <u>指定建設業7業種*3の専任技術者になることはできません。</u>	法第15条第2号「ロ」
⑩	大臣が上記⑧又は⑨に掲げる者と同等以上の能力を有する者と認定した者。 （指定建設業7業種*3 に関して、過去に特別認定講習を受け、当該講習の効果評定に合格した者若しくは国土交通大臣が定める考査に合格した者）	法第15条第2号「ハ」

＊) 特定建設業における指定建設業について

土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、造園工事業の7業種は、施工技術の総合性、施工技術の普及状況、その他の事情等を勘案し、「指定建設業」としてさらに技術者要件が加重されています。

この7業種について、特定建設業の許可を受けようとする場合は、上記の「⑧又は⑩のうち⑧と同等以上の者と認定された者」に該当することが必要です。

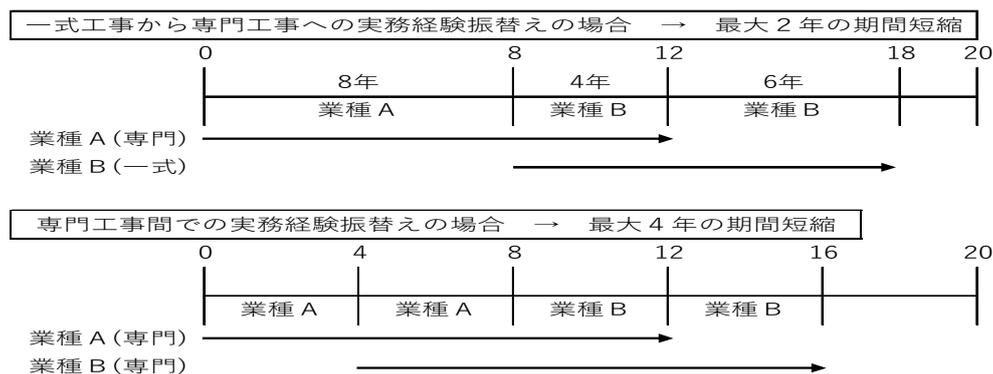
ウ 実務経験要件の緩和について

許可を受けようとする業種と技術的な共通性のある他の業種の実務経験でかつ、一定の範囲内であれば、許可を受けようとする業種の実務経験要件を緩和することができます。

実務経験要件の緩和年数

専任技術者になろうとする業種での実務経験とその他の業種での実務経験を、あわせて12年以上（専任技術者になろうとする業種については、8年を超える実務経験が必要）有していれば、営業所の専任技術者になる資格を有することができます。

なお、専任技術者証明書の有資格区分コード欄には「99」を記載してください。



実務経験要件緩和を認める業種の範囲

・ 一式工事から専門工事への実務経験の振り替えを認める場合

経験業種	⇒	申請業種（8年以上）
土木一式	⇒	とび・土工、しゅんせつ、水道施設、解体
建築一式	⇒	大工、屋根、内装仕上、ガラス、防水、熱絶縁、解体

※専門工事から一式工事への振り替えはできません。

・ 専門工事間での実務経験の振り替えを認める場合（申請業種については、8年以上）

経験/申請業種	⇔	経験/申請業種
大工	⇔	内装仕上
とび・土工	⇔	解体

(3) 請負契約に関して誠実性があること

許可を受けようとする者が、請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないことが必要です。なお、下記ア、イの欠格要件に該当する者は、許可を受けることが出来ません。また、これら不正な手段によって許可を受けたことが判明した場合は、許可の取消処分になります。

ア 許可申請及びその添付書類中の重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているとき。

イ 法人にあってはその法人・役員等、個人にあっては事業主・支配人及び建設業法令第3条に規定する使用人が次に掲げる事項のいずれかに該当するとき（許可の更新の場合は、①、⑦、⑧のいずれかに該当するとき）。

①	成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの（成年被後見人又は被保佐人に該当する場合であっても、医師の診断書などにより、回復の見込みや医師の所見を考慮した上で、建設業を適正に営むために必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができると認められる場合については、当該欠格事由に該当しないこととする。※参考資料8参照)
②	不正の手段により建設業の許可を受けたこと等の理由によりその許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者
③	許可の取消処分を免れるため廃業の届出を行い、当該届出の日から5年を経過しないもの
④	許可の取消処分を免れるため廃業の届出を行った場合に、許可の取消処分に係る聴聞の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人の役員若しくは建設業法施行令第3条に規定する使用人であった者又は当該届出に係る個人の建設業法施行令第3条に規定する使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
⑤	営業停止の処分を受け、その停止の期間が経過しない者
⑥	許可を受けようとする建設業について営業を禁止され、その禁止の期間が経過しない者
⑦	次に掲げる者で、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 禁錮以上の刑に処せられた者 ・ 建設業法の規定に違反したことにより罰金の刑に処せられた者 ・ 建築基準法、宅地造成等規制法、都市計画法、景観法、労働基準法、職業安定法及び労働者派遣法のうち建設業法施行令第3条の2に定める規定に違反したことにより罰金の刑に処せられた者 ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反したことにより罰金の刑に処せられた者 ・ 刑法第204条（傷害罪）、第206条（現場助勢罪）、第208条（暴行罪）、第208条の3（凶器準備集合罪）、第222条（脅迫罪）、第247条（背任罪）の罪を犯したことにより罰金の刑に処せられた者
⑧	暴力団の構成員である者、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者、又は暴力団員等がその事業活動を支配する者

(4) 請負契約を履行するに足りる財産的基礎又は金銭的信用があること

倒産することが明白である場合を除き、申請時点*1 で下記の基準を満たしている必要があります。

一般建設業の許可を受ける場合	特定建設業の許可を受ける場合
次のいずれかに該当すること ・自己資本の額*2 が 500 万円以上であること ・500 万円以上の資金*3 調達する能力を有すること ・許可申請直前の過去 5 年間許可を受けて、継続して建設業を営業した実績を有すること	次のすべてに該当すること ・欠損の額*4 が資本金の 20%を超えていないこと ・流動比率*5 が 75%以上であること ・資本金の額が 2,000 万円以上であり、かつ自己資本の額が 4,000 万円以上であること

* 1) 具体的には、既存の企業にあつては申請時の直前の決算期における財務諸表において、また、新規設立の企業にあつては創業時における財務諸表（開始貸借対照表）において、上記の基準を満たしている必要があります。

* 2) 自己資本の額とは下記のとおりです。

法人：貸借対照表における純資産合計の額

個人：(期首資本金+事業主借勘定+事業主利益) - 事業主貸勘定 + (利益留保性引当金+準備金)

* 3) 「500 万円以上の資金を調達する能力」は、500 万円以上の資金について、残高証明書や融資証明書等を得られることで確認します。なお、金融機関等の証明書は、発行日（残高証明書は残高日）が申請日前 3 か月以内のもの（原本）を添付してください。

* 4) 欠損の額とは下記のとおりです。

(法人) 貸借対照表の繰越利益剰余金が負である場合にその額が資本剰余金、利益準備金及び任意積立金の合計を上回る額

(個人) 事業主損失がある場合に、それが事業主借勘定、利益留保性の引当金及び準備金の合計から事業主貸勘定を除いた金額を超える額

* 5) 「流動比率」 = 流動資産 / 流動負債 × 100

5 建設業者の義務

建設業者は、建設業法により下記の事項について義務が課されています。

また、建設業法に定められた届出事項があった場合は、適切な書類の提出が必要です。

詳細については、「IV 許可後の注意事項」を参照してください。

(1) 工事現場における技術者の配置について

建設業者は、請け負った建設工事を施工するときは、元請・下請の別及び請負代金の大小にかかわらず、その工事現場における施工の技術上の管理をつかさどる「主任技術者」を置かなければなりません。

また、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者が、一定額以上の下請契約を締結して施工するときは、主任技術者に代えて「監理技術者」を置かなければなりません。

なお、営業所に置かれる「専任技術者」は、原則として「主任技術者」及び「監理技術者」になることはできません。

加えて、政令で定める「公共性のある工作物に関する重要な工事」については、元請・下請にかかわらず、主任技術者又は監理技術者を工事現場ごとに専任で置かなければなりません。

工事金額・許可業種における技術者については、「参考資料2 建設業法における技術者制度」を参照してください。

(2) 標識について

建設業者は、店舗及び工事現場ごとに公衆の見やすい場所に「標識」を必ず掲げなければなりません。

標識については、「参考資料3 標識について」を参照してください。

(3) 契約の締結等について

建設工事の請負契約の当事者は、契約の締結に際しては、契約の内容となる一定の重要な事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければなりません。

建設工事の請負契約の当事者とは、発注契約の当事者すなわち発注者と請負人のみならず、下請契約の当事者すなわち元請負人と下請負人も当然含まれます。

また、建設業者は、その営業所ごとに、その営業に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え、請負契約の目的物の引渡しの日から5年間は、これを保存しなければなりません。

契約の内容となる一定の重要な事項及び国土交通省令で定める帳簿に記載する事項については、「参考資料4 契約書及び帳簿に記載しておかなければならない事項について」を参照してください。

(4) 一括下請負の禁止について

建設業者は、請け負った工事を一括して他人に請け負わせる一括下請負契約を結ぶことは出来ません。

- * 1 注文者の信頼に反するものであり、工事施工の責任の所在を不明確にし、適正な施工を妨げるおそれがあるほか、中間業者に利潤を取られる場合が多く、請負代金の増嵩又は工事の質の低下を防止する等の観点から一括下請負は原則として認められていません。
- * 2 例外として、元請業者があらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合（公共工事や共同住宅の施工等の一定の工事は除きます）は一括下請負契約をすることができます。

6 解体工事業について

(1) 解体工事業の許可について

建設業法等の一部を改正する法律が平成 28 年 6 月 1 日に施行され、それまで「とび・土工・コンクリート工事」に含まれていた工作物の解体工事については、新たな業種区分である「解体工事」として扱われることとなり、解体工事業を営むには、原則として解体工事業の許可が必要となりました。

解体工事の対象となるものは、新設時に土木一式工事又は建築一式工事において建設される工作物の解体（総合的な企画、指導、調整を必要としないもの）です。なお、新設時にそれぞれの専門工事において建設される工作物を解体する工事は、解体工事ではなく、各専門工事に該当します。

解体工事業の登録について

請負金額が税込 500 万円未満の解体工事業を営もうとする者は、建設リサイクル法により、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の解体工事業の登録が必要です。

そのため、「軽微な建設工事」に該当する解体工事のみを営業する場合、建設業許可は不要となりますが、解体工事業の登録は必須となります。なお、建設業法における土木工事業、建築工事業又は解体工事業の許可を受けていれば、解体工事業の登録は不要です。

※「解体工事業の登録における解体工事」は、「建設業許可における解体工事」と異なり、工作物の解体全般が該当となります。

(2) 法施行前後のとび・土工工事及び解体工事の実務経験の取扱い

法施行前の「旧とび・土工工事」の実務経験年数は、すべて法施行後の「新とび・土工工事」の実務経験年数として計上することができます。

また、解体工事の実務経験年数には、旧とび・土工工事の実務経験のうち、解体工事に係る実務経験年数のみ計上することができます。

※法施行前にとび・土工工事として請け負った解体工事の実務経験の期間は、とび・土工工事及び解体工事双方の実務経験の期間として重複して計上することができます。

(3) 解体工事業の技術者要件

解体工事業の許可を受けるに当たっての専任技術者の要件は次のとおりです。

○特定建設業の専任技術者（監理技術者）要件

①	1 級土木施工管理技士*1
②	1 級建築施工管理技士*1
③	技術士（建設部門又は総合技術監理部門（建設））*2
④	主任技術者としての要件を満たす者のうち、元請として 4,500 万円以上の解体工事に関し 2 年以上の指導監督的な実務経験を有する者

○一般建設業の専任技術者（主任技術者）要件

①	特定建設業の資格のいずれか
②	2級土木施工管理技士（土木）*1
③	2級建築施工管理技士（建築又は躯体）*1
④	とび技能士（1級）
⑤	とび技能士（2級）合格後、解体工事に関し3年以上の実務経験を有する者
⑥	登録解体工事試験*3
⑦	大卒（指定学科）3年以上、高卒（指定学科）5年以上、その他10年以上の実務経験
⑧	土木工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
⑨	建築工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
⑩	とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者

- * 1) 平成 27 年度までの合格者に対しては、合格後の解体工事に関する実務経験 1 年以上又は登録解体工事講習*3 の受講が必要。
- * 2) 合格後の解体工事に関する実務経験 1 年以上又は登録解体工事講習*3 の受講が必要。
- * 3) 登録解体工事試験及び講習を実施している機関については、国土交通省のホームページで確認してください。（「登録解体工事試験」「登録解体工事講習」をサイト内検索）

II 許可を受けるための手続

1 申請の種類と許可の有効期間

(1) 許可の申請区分

建設業の許可は、次に掲げる区分により申請することになります。

	申請区分	説明
1	新規	現在「有効な許可」をどこの許可行政庁からも受けていない場合又は、更新手続申請前に有効期間が満了した場合
2	許可換え新規	①知事許可から大臣許可へ、又は、大臣許可から知事許可へ変更する場合 ②都道府県知事の許可を受けている者が当該都道府県の区域内における営業所を廃止して、他の一の都道府県の区域内に営業所を設置する場合 (例) 栃木県知事許可→大臣許可、〇〇県知事許可→栃木県知事許可
3	般・特新規	①「一般建設業の許可のみを受けている者」が、新たに「特定建設業の許可」を申請する場合 例1) 建(一般)、大(一般)→建(特定)、大(特定)に切り替え 例2) 建(一般)、大(一般)に、新たに管(特定)を加える場合 ②「特定建設業の許可のみを受けている者」が、新たに「一般建設業の許可」を申請する場合(財産的要件が欠落した場合など) 例3) 建(特定)、大(特定)→建(一般)、大(一般)に切り替え 例4) 建(特定)、大(特定)に、新たに管(一般)を加える場合 (注意) ※特定建設業の許可のみを受けている者が、建設業法第29条に該当することにより、当該特定建設業の許可を継続することができない場合に、許可を受けている建設業全部について一般建設業の許可を申請しようとするときは、特定建設業の全部を廃業した後、新たに一般建設業、の許可を申請する必要があるため、「般・特新規」ではなく「新規」に該当する。
4	業種追加	①「一般建設業の許可を受けている者」が、「他の一般建設業の業種」の許可を申請する場合 ②「特定建設業の許可を受けている者」が、「他の特定建設業の業種」の許可を申請する場合 例1) 建(一般)、大(一般)に、管(一般)を加える場合 例2) 建(特定)、大(特定)に、管(特定)を加える場合 ③既に一般と特定の両方の許可を受けている場合に他の特定や一般の許可を受ける場合の事例です。 例3) 建(一般)、大(一般)、管(特定)に、舗(一般)を加える場合 例4) 建(一般)、大(一般)、管(特定)に、舗(特定)を加える場合 例5) 建(特定)、大(一般)→建(特定)、大(特定)に切り替え 例6) 建(特定)、大(一般)→建(一般)、大(一般)に切り替え
5	更新	既に「許可を受けている建設業」をそのまま続けようとする場合
6	般・特新規+業種追加	申請区分3と申請区分4を同時に申請する場合
7	般・特新規+更新	申請区分3と申請区分5を同時に申請する場合
8	業種追加+更新	申請区分4と申請区分5を同時に申請する場合
9	般・特新規+業種追加+更新	申請区分3と申請区分4と申請区分5を同時に申請する場合

※個人事業者から法人組織に移行する場合(いわゆる法人成り)は、許可の承継を行う場合を除き、新規許可申請が必要です。なお、法人組織間の変更(有限会社、株式会社、合名会社、合資会社、合同会社間の組織変更)は、変更届出書の提出が必要です。

(2) 許可の有効期間

建設業の許可の有効期限は、5年間です。許可の有効期間は、許可のあった日から、5年目の対応する日の前日をもって満了します。有効期間の末日が日曜日等の休日であってもその日をもって満了することとなりますので注意してください。

なお、引き続き建設業を営もうとするときは、許可の更新の手続きを、有効期間満了の日の3カ月前から30日前までに行ってください。

(3) 許可の有効期間の調整について

次の場合、二業種以上の許可の許可年月日を同一にすることができます。このことにより本来、業種ごとに数度にわたって許可の更新申請をするところを一度の申請手続で済ますことができます。

①許可年月日が異なる二業種以上の許可を受けている場合で、許可の更新を申請する際、有効期間の残っている他の業種についても同時に一件の許可の更新として申請することができます。

②現在、許可を受けている業種以外の業種を追加して許可申請しようとする場合、有効期間の残っている従来の業種についても同時に許可の更新を申請することができます。

ただし、追加する業種についての審査期間が必要となるため、**既に許可を受けている業種の有効期限が1か月半以上残存していなければ**、同時に更新を申請することはできません。

また、業種追加する業種の許可年月日に更新する業種の許可年月日を合わせることとなります。

2 許可申請書等の入手先及び許可手数料

(1) 許可申請書等の入手先

建設業の許可を受けようとする者が提出する許可申請書等は、栃木県公式ホームページからダウンロードが可能です。

また、以下のサイト（一般財団法人建設業情報管理センター）において、申請書類の作成が可能なソフトが無料で利用できます。（URL：<http://www.ciic.or.jp/analysis/soft/keishinplus/>）

さらに、一般社団法人栃木県建設業協会の窓口にて、印刷したものを販売しています。詳しくは、「参考資料9 許可申請書等の入手先について」を御参照ください。

一般社団法人栃木県建設業協会 〒321-0933 宇都宮市築瀬町 1958-1 TEL 028-639-2611

(2) 許可手数料の納入

栃木県知事許可を申請しようとする者は、次に掲げる区分により許可手数料を納入してください。

申請区分	許可手数料	納入方法
新規 許可換え新規 一般・特新規	9万円	栃木県収入証紙を許可申請書の所定欄に貼る。 <証紙購入場所> 栃木県庁本庁舎及び地方総合庁舎の生協売店等
業種追加	5万円	※足利銀行における売りさばきは、 令和4年3月31日をもって終了 となりました。詳しくは、栃木県ホームページを御確認ください。
更新	5万円	

◎ 許可手数料を計算する際の注意点

	一般・特定のどちらか一方のみを申請する場合	一般・特定の両方を申請する場合
1 新規	9万円	18万円
2 許可換え新規	9万円	18万円
3 一般・特新規	9万円	—
4 業種追加	5万円	10万円
5 更新	5万円	10万円
6 一般・特新規+業種追加	—	14万円
7 一般・特新規+更新	—	14万円
8 業種追加+更新	10万円	※下記を御参照ください。
9 一般・特新規+業種追加+更新	—	19万円

- ※一般又は特定の一方のみ業種追加 + 一般と特定の両方更新・・・15万円
 一般と特定の両方を業種追加 + 一般又は特定の一方のみを更新・・・15万円
 一般と特定の両方を業種追加 + 一般と特定の両方更新・・・20万円

なお、一度納入された手数料は、許可とならなかった場合や、申請者の都合による取下げの場合であっても、返還できませんのでご了承ください。

(3) 許可申請書等の提出先及び提出部数

①提出先

主たる営業所がある市町を管轄する土木事務所（裏表紙内側「問い合わせ先」参照）へ郵送（又は持参）してください。なお、申請書等の副本を代理人の方が受領する場合は、委任状の委任事項に「受領」が明記されていることが必要です。

郵送の場合

- ・特定記録郵便、簡易書留、レターパック等、発送後の追跡ができる方法での送付をお願いします。なお、郵便事故等による未着については、県では責任を負いかねます。
 - ・副本を返却しますので、返却用封筒（A4）を同封願います。
 - ・返却用封筒は、レターパック等、発送後の追跡ができるものとし、宛先を記入してください。（特定記録郵便等の場合は、副本の重量に応じた切手等を貼付）
- ※詳しい提出方法は、栃木県公式ホームページを御参照ください。
 (URL ; <http://www.pref.tochigi.lg.jp/h01/work/kensetsugyou/hyoushou/koronakyoka.html>)

持参の場合

- ・書類等の確認を行うため、平日9時から16時30分までの間に持参してください。

②提出部数 3部（正本1部 副本2部） ※一部の書類については、入力用が必要です。

(4) 申請書類の提出に当たって

申請書類の提出は、原則として申請者本人（代表者）が行ってください。

ただし、次の場合はその限りではありませんが、担当者が申請内容について確認を行いますので、内容を十分理解されている方が御対応願います。

1. 役員・従業員等
2. 申請者から委任を受けた行政書士

※必ず委任状を添付してください。なお、押印は省略できます。

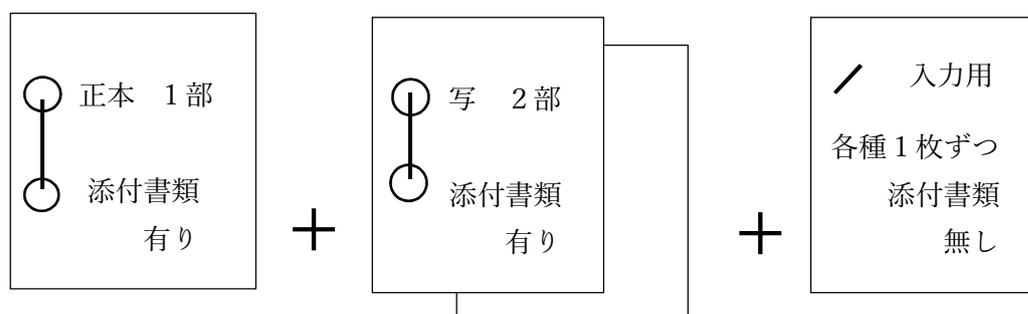
※行政書士でない方が、他人の依頼を受け、報酬を得て官公署に提出する書類を作成することを業とすることは行政書士法違反となります。

(5) 許可申請書の作成に当たって

許可申請書は、許可を受けようとする者が、建設業法に規定される各種の基準を満たしているかどうかを判断するための重要なものです。

したがって、許可申請書の作成に当たっては、各用紙の記載要領及び次の事項に注意して作成してください。

	正本	副本	入力用*1
申請書作成方法	ワードソフト等で作成	正本のコピーを提出	正本のコピーを提出*1
添付書類	原本を添付	コピーを添付	不要
用紙サイズ	A 4 縦		
とじ方	左側 2 穴のひもとじ		左上をホチキス止め



* 1) 入力用については、下記の書類を提出する際に必要となります。

様式番号	書類の名称
様式第 1 号	建設業許可申請書
様式第 1 号別紙 2 (1)	営業所一覧表 (新規許可等)
様式第 7 号	常勤役員等 (経營業務の管理責任者等) 証明書
様式第 7 号の 2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書
様式第 7 号の 3	健康保険等の加入状況
様式第 8 号	専任技術者証明書 (新規・変更)

3 許可申請書及び添付書類

(1) 許可申請書類一覧

様式番号	書類の名称	◎要 ×否		省略可能な書類(注1)								
		法人の場合	個人の場合	新規	許可換え新規	般特新規	業種追加	更新	般特新規+業種追加	般特新規+更新	業種追加+更新	般特新規+業種追加+更新
第1号	建設業許可申請書	◎	◎									
別紙1	役員等の一覧表	◎	×									
別紙2(1)	営業所一覧表(新規許可等)	◎	◎					—				
別紙2(2)	営業所一覧表(更新)	◎	◎	—	—	—		—				
別紙3	収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄	◎	◎									
別紙4	専任技術者一覧表	◎	◎									
第2号	工事経歴書	◎	◎					○			◇	
第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	◎	◎					○				
第4号	使用人数	◎	◎					○				
第6号	誓約書	◎	◎									
	成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(登記されていないことの証明書 P39参照)	◎	◎									
	成年被後見人及び被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書(注2)(身分証明書 P39参照)	◎	◎									
第7号	常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書(注3)	◎	◎									
別紙	常勤役員等の略歴書(注3)	◎	◎									
	常勤役員等の経営経験の確認書類	◎	◎					○	○	○	○	
	常勤役員等の常勤性の確認書類	◎	◎									
第7号の3	健康保険等の加入状況	◎	◎									
	健康保険等の加入状況の確認書類	◎	◎									
第8号	専任技術者証明書(新規・変更)	◎	◎					—				
	技術検定合格証明書等の資格証明書	◎	◎					○			◇	
第9号	実務経験証明書(必要に応じて卒業証明書を添付)	◎	◎					○			◇	
	専任技術者の実務経験の確認書類	◎	◎					○			◇	
	専任技術者の常勤性の確認書類	◎	◎									
第10号	指導監督の実務経験証明書	◎	◎					○			◇	
第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	◎	◎									
第12号	許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人)の住所、生年月日等に関する調書	◎	◎									
第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	◎	◎									
	定款	◎	×					○	△	○	△	
第14号	株主(出資者)調書	◎	×					○	△	○	△	
第15号	貸借対照表	◎	×					○	○	○	○	
第16号	損益計算書・完成工事原価報告書	◎	×					○	○	○	○	
第17号	株主資本等変動計算書	◎	×					○	○	○	○	
第17号の2	注記表	◎	×					○	○	○	○	
第17号の3	附属明細表(注4)	◎	×					○	○	○	○	
第18号	貸借対照表	×	◎					○	○	○	○	
第19号	損益計算書	×	◎					○	○	○	○	
	履歴事項全部証明書(注5)	◎	◎					○	△	○	△	
第20号	営業の沿革	◎	◎					○	○	○	○	
第20号の2	所属建設業者団体	◎	◎					○	△	○	△	
	事業税納税証明書(納付すべき額及び納付済額)(注6)	◎	◎					○	○	○	○	
第20号の3	主要取引金融機関名	◎	◎					○	△	○	△	
	営業所の確認書類	◎	◎					○	○	○	○	

(注1)「省略可能な書類」欄の記号について

- …省略可能
- △…変更がなければ省略可能
- ◇…更新申請をする建設業に関しては省略可能
- …提出不要

(注2)外国籍の方については、住民票を提出してください。

(注3)P14のⅡの要件で申請する場合には、様式第7号に代えて様式第7号の2及び別紙を提出してください。

(注4)附属明細表については特例有限会社を除く株式会社のうち、以下のいずれかに該当する場合に提出します。ただし、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第24条に規定する有価証券報告書の提出会社にあつては、有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細表の提出に代えることができます。

- ① 資本金の額が1億円超であるもの
- ② 最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上であるもの

(注5)個人の場合は、支配人登記をしている場合に限り必要となります。

(注6)栃木県知事の許可を受けようとする場合は、事業税の納税証明書を添付します。

(2) その他の添付書類

ア 経營業務の管理責任者に関するもの

経營業務の管理責任者としての経験を証明する場合、A と B 両方の添付書類が必要です。

項目	証明する事項	必要となる添付書類
A 経験期間 の裏付	法人の役員としての期間	証明する期間分の履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本） ・閉鎖事項全部証明書（閉鎖謄本）も必要となる場合があります。 ・証明する期間中の重任登記を怠っている場合は、経験期間として認められません。
	個人事業主としての期間 （①、②のどちらか）	①証明する期間分の確定申告書のコピー ・税務署の受付印又はメール詳細画面のコピーがあるものに限ります。 ②証明する期間分の市町村長が発行する所得証明書 ・所得の種類がわかるものに限ります。
	★執行役員等としての期間 （建設業の経營業務の執行に関して具体的な権限移譲を受けた場合に限る） （①～③のすべて）	①役員に次ぐ職制上の地位にあることが確認できる書類（組織図等） ②業務を執行する事業部門の業務内容が確認できる書類（業務分掌規程等） ③業務執行権限の委譲を受け、具体的な業務執行に専念するものであることが確認できる書類（執行役員規定、取締役会議事録等）
	★経營業務の管理責任者に準ずる地位にあり、経營業務の管理責任者を補助した期間 （法人：①～③のすべて、個人：①～④のすべて）	①役員又は事業主に次ぐ職制上の地位にあることが確認できる書類（組織図等） ②業務内容が経営経験（補助経験）に該当することが確認できる書類（業務分掌規程、稟議書等） ③経営経験（補助経験）の期間が確認できる書類（人事発令書等） ④確定申告書のコピー ・専従者欄又は給与支払欄に氏名が記載されているものに限ります。
★許可申請等を行う建設業者において、財務管理、労務管理、業務運営に従事した期間 （①～③のすべて）	①役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にあることが確認できる書類（組織図等） ②業務内容が各経験に該当することが確認できる書類（業務分掌規程、稟議書等） ③各経験の期間が確認できる書類（人事発令書等）	

※証明したい期間分の添付書類が残存していない場合は、監理課まで御相談ください。

※申請内容が★印に該当する場合は、事前に監理課まで御相談ください。

項目	証明する事項	必要となる添付書類
B 経験内容 の裏付	建設業の営業実績	<p>証明する期間分の工事請負契約書、又は工事注文書及び工事請書のコピー</p> <p>※1年につき1件以上添付してください。</p> <p>※見積書は、確認資料として認められません。</p> <p>※内容確認のため、請負代金の入金記録や通帳のコピー等を求める場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経験内容が「電気工事業」の場合、証明する期間分の「登録電気工事業者登録証」のコピーも添付してください。 ・経験内容が「解体工事業」の場合、証明する期間分の「解体工事業者の登録簿への登録通知書」のコピーも添付してください。 ・証明者が許可業者の場合、通常の確認資料の代わりとして、当該期間の「建設業許可通知書」のコピーでも可とします。ただし、この場合の証明者は原則として現在在籍する（又は過去に在籍した）建設業者に限ります。

※証明したい期間分の添付書類が残存していない場合は、監理課まで御相談ください。

イ 専任技術者に関するもの

専任技術者としての資格や実務経験を証明する場合、許可区分に応じて下記の添付書類が必要です。

項目	証明する事項	必要となる添付書類
一般建設業 の場合	保有資格の裏付	<p>資格者証のコピー（検定合格証明書、免状、免許証、監理技術者証、登録基幹技能者講習修了証等）</p> <p>・必要に応じて、実務経験証明書と業種経験の確認資料を添付してください。</p>
	所定学科卒業の裏付 （①～③のすべて）	<p>①所定学科の卒業証明書又は卒業証書のコピー</p> <p>②実務経験証明書（様式第9号）</p> <p>③業種経験の確認資料（下記「実務経験の裏付②」を参照）</p>
	実務経験の裏付 （①、②のすべて）	<p>①実務経験証明書（様式第9号）</p> <p>②業種経験の確認資料</p> <p>（証明する業種及び期間分の工事請負契約書、又は工事注文書及び工事請書のコピー）</p> <p>※確認資料は、1年につき1件以上添付してください。</p> <p>※見積書は、確認資料として認められません。</p> <p>※内容確認のため、請負代金の入金記録や通帳のコピー等を求める場合があります。</p> <p>※電気工事、消防施設工事においては、電気工事士法及び消防法の規定に鑑み、無資格での実務経験は原則として認められません。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・経験内容が「電気工事業」の場合、当該期間の「登録電気工事業者登録証」のコピーも添付してください。 ・経験内容が「解体工事業」の場合、当該期間の「解体工事業者の登録簿への登録通知書」のコピーも添付してください。 ・経験内容が「土木一式工事」、「建築一式工事」の場合、総合的な企画調整を要する工事であるかを判断するため、必ず工事内容が確認できる書類を添付してください。 ・証明者が許可業者の場合、通常の確認資料の代わりとして、当該期間の「建設業許可通知書（証明しようとする業種に限る）」のコピーでも可とします。ただし、この場合の証明者は原則として現在在籍する（又は過去に在籍した）建設業者に限ります。
特定建設業の場合	保有資格の裏付	資格者証のコピー （検定合格証明書、免状、免許証、監理技術者証等）
	一般建設業の専任技術者の要件＋2年以上の指導監督的実務経験の裏付 （①～③のすべて） ※この基準により、指定建設業7業種の専任技術者になることはできません。	①一般建設業の専任技術者の資格を有することを証明する資料 （上記一般建設業の欄を参照） ②指導監督的実務経験証明書（様式第10号） ③指導監督的実務経験の確認資料 （証明する期間分の建設工事請負契約書、又は工事注文書及び工事請書のコピー） ※確認資料は、証明しようとするすべての期間分を添付してください。なお、期間が重複している場合は、二重に計算することはできません。 ※具体的な工事内容、業種、工期の確認ができるものに限ります。 ※元請工事かつ請負代金が4,500万円以上の工事に関する経験のみ該当します。 （平成6年12月28日以前の建設工事にあつては3,000万円以上のもの、昭和59年10月1日以前の建設工事にあつては1,500万円以上のもの） ・通常の確認資料の代わりとして、監理技術者証でも可とします。
	国土交通大臣による認定の裏付	国土交通大臣の認定書のコピー ・認定書の代わりとして、監理技術者証でも可とします。

※証明したい期間分の添付書類が残存していない場合は、監理課まで御相談ください。

ウ 常勤性の確認に関するもの（経營業務の管理責任者及び専任技術者共通）

全ての許可申請（更新、業種追加等含む）及び経營業務の管理責任者、専任技術者の変更の際には下記の確認書類のうちいずれかの提出が必要です。

法人の場合 （①～⑧の いずれか）	①健康保険被保険者証のコピー ・事業所名が記載されているものに限り ・保険者番号及び被保険者記号と番号には、マスキングを加えた上で御提出ください。
	②直近の標準報酬決定通知書のコピー
	③雇用保険被保険者資格取得等確認通知書のコピー
	④厚生年金保険 70 歳以上被用者算定基礎届（年金事務所の受付印があるもの）のコピー
	⑤新規適用届及び被保険者資格取得届のコピー （年金事務所、公共職業安定所の受付印があるもの） ・加入申請中の場合に限り。
	⑥直近の住民税特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）のコピー
	⑦住民税特別徴収税額の変更通知書（特別徴収義務者用）のコピー ・新規雇用の場合に限り。
	⑧特別徴収切替申請（届出）書のコピー（受付印があるもの） ・通知前の場合に限り。
個人事業主 の場合	（事業主本人）提出不要 （事業主以外の者）法人と同様

※住民税の課税が少額、非課税の方は、「源泉徴収簿」や「常勤証明書」の提出を求める事があります。

※現住所からの通勤時間が、標準的な通勤経路において概ね 90 分を超える場合は、下記の書類が追加で必要となります。

【交通機関利用の場合】通勤定期券のコピー及び通勤経路図

【自家用車利用の場合】ETC 利用明細書、有料道路料金領収証及び通勤経路図

【社宅等に居住している場合】賃貸借契約書及び公共料金の領収書等（居住者名が確認できるもの）

※出向社員の場合は、出向先での常勤性を確認するため、下記の書類が追加で必要となります。

- ・出向元と出向先との間で締結された出向契約書、出向協定書、覚書等のコピー
- ・出向社員名が記載された辞令、出向命令書等のコピー
- ・出向元の賃金台帳、出向先の出勤簿のコピー

※新規申請をはじめ、更新や業種追加等、全ての許可申請において経營業務の管理責任者及び専任技術者全員の常勤性を確認します。

エ 社会保険への加入に関するもの

申請者が適切な社会保険に加入していることを証明する場合、下記の添付書類が必要です。

健康保険・厚生年金保険の加入状況を証明する資料	直近の保険料の納入に係る領収証書又は納入証明書のコピー
雇用保険の加入状況を証明する資料 (①、②のどちらか)	①直近の労働保険概算・確定保険料申告書(労働局の受付印があるもの) +保険料の領収済通知書のコピー ②直近の保険料納入通知書+領収書のコピー (労働保険事務組合に委託している場合)

健康保険・厚生年金保険について

法人の事業所については、役員1人でも原則として適用事業所に該当します。また、個人の事業所については、常時従業員が5人以上いる場合に原則として適用事業所に該当します。

適用事業所への該当等、制度に関する詳細については、直接最寄りの年金事務所へお問い合わせください。

なお、管轄の年金事務所については、日本年金機構のホームページよりお調べいただけます。

(URL : https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/tochigi/kankatsu_tochigi.html)

雇用保険について

従業員を1人でも雇用している場合は、原則として適用事業所に該当します。

適用事業所への該当等、制度に関する詳細については、直接最寄りの公共職業安定所(ハローワーク)へお問い合わせください。

なお、管轄のハローワークについては、栃木労働局のホームページよりお調べいただけます。

(URL : <https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/hw/list.html>)

(3) 営業所の確認資料について

営業所の実態を確認するため、新規許可申請の際には、営業所写真の提出が必要となります。

提出後の業種追加、更新等の申請時には提出は不要ですが、営業所の新設及び移転等をした際は、変更届とともに新たな営業所の写真を提出してください。

提出の際は、以下のカラー写真で申請日前3ヶ月以内に撮影したものを、様式に印刷又は貼り付けてください。

ア 建物の全景・・・看板、表札等を確認できるもの。

イ 営業所の入口・・・表札が確認できるもの。

営業所がビル内に所在する場合は、上記の他、営業所の案内板を写したものを。

ウ 営業所の内部・・・主な執務室の状況が確認できる程度のもの。

エ 使用する権原・・・用紙の余白に、営業所の使用権原について記載すること。

(例)「自己所有物件」「賃借物件(所有者〇〇)」

(4) 登記されていないことの証明書・身分証明書について

下記の①及び②の証明書は、許可申請者及び建設業法施行令第3条に規定する使用人について提出が必要です。

なお、「許可申請者」とは、法人の役員等(監査役、顧問、相談役、株主等は不要)、個人事業主、法定代理人、法定代理人の役員をいい、「建設業法施行令第3条に規定する使用人」とは、支店又は営業所の代表者、個人の支配人をいいます。

許可申請の際は、対象者全員分の証明書、役員等の「新任に係る変更届出」を行う場合は、新任者の証明書の添付が必要です(①、②ともに3か月以内に発行された原本を添付してください)。

①「登記されていないことの証明書」について

成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書となります。

<交付申請先>

全国の法務局又は地方法務局(本局)の窓口(支局、出張所では発行できません。)

栃木県内の場合は、次の窓口のみで発行しています。

宇都宮地方法務局 戸籍課 宇都宮市小幡 2-1-11 (TEL 028-623-0921)

郵送による交付申請は、東京法務局のみで取扱っています。

東京法務局 民事行政部 後見登録課

〒102-8226 東京都千代田区九段南 1-1-15 九段第2合同庁舎 (TEL 03-5213-1360)

②「身分証明書」について

成年被後見人及び被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書となります。

<交付申請先>

本籍地の市町村の戸籍事務担当課

表1 技術者資格免許及び有資格コード表（一般建設業）

項番64、74「建設工事の種類」に記入するコード	必要書類
1 建設業法第7条第2号「イ」該当	実務経験証明書(様式第9号) + 卒業証明書
4 建設業法第7条第2号「ロ」該当	実務経験証明書(様式第9号)
7 建設業法第7条第2号「ハ」該当	技術検定合格証明書等の資格証明書(+資格に応じて実務経験証明書)

※監理技術者資格者証を提出した場合は、実務経験証明書の提出は不要です。

項番65、75「有資格区分」に記入するコード

コード	資格区分 [必要な実務経験年数]	建設業の種類																											
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清
01	法第7条第2号「イ」該当 (指定学科卒業後3年又は5年の実務経験)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
02	法第7条第2号「ロ」該当 (10年以上の実務経験)	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
建設業法 合格証明書	11 一級建設機械施工管理技士	7				7									7														
	12 二級 " (第1種～第6種)	7				7									7														
	13 一級土木施工管理技士*1	7				7	7					7	7	7			7										7		7
	14 二級 " (土木)*1	7				7	7					7	7	7													7		7
	15 " (鋼構造物塗装)																	7											
	16 " (薬液注入)					7																							
	20 一級建築施工管理技士*1	7	7	7	7	7	7	7			7	7	7			7	7	7	7	7	7	7				7			7
	21 二級 " (建築)*1	7																											7
	22 " (躯体)*1			7	7						7	7	7																7
	23 " (仕上げ)			7	7		7	7			7						7	7	7	7	7	7				7			
	27 一級電気工事施工管理技士								7																				
	28 二級 "								7																				
	29 一級管工事施工管理技士									7																			
	30 二級 "									7																			
	31 一級電気通信工事施工管理技士																							7					
	32 二級 "																							7					
	33 一級造園施工管理技士																								7				
	34 二級 "																								7				
	建築士法 免許証	37 一級建築士		7	7				7			7	7								7								
		38 二級 "		7	7				7			7									7								
39 木造 "				7																									
技術士法 登録証	41 建設・総合技術監理(建設)*2	7				7			7				7	7										7				7	
	42 建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理 (建設「鋼構造物及びコンクリート」)	7				7			7				7	7										7				7	
	43 農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)	7				7																							
	44 電気電子・総合技術監理(電気電子)								7															7					
	45 機械・総合技術監理(機械)																					7							
	46 機械「流体工学」又は「熱工学」・ 総合技術監理(機械「流体工学」又は「熱工学」)										7											7							
	47 上下水道・総合技術監理(上下水道)										7																7		
	48 上下水道「上水道及び工業用水道」・ 総合技術監理(上下水道「上水道及び工業用水道」)										7															7	7		
	49 水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)	7				7									7														
	50 森林「林業」・総合技術監理(森林「林業」)																								7				
	51 森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)	7				7																			7				
	52 衛生工学・総合技術監理(衛生工学)										7																		
	53 衛生工学「水質管理」・総合技術監理(衛生工学「水質管理」)										7																7		
	54 衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理(衛生工学「廃棄物管理」)										7																7	7	
電気事業法 免状	55 第一種電気工事士								7																				
	56 第二種 " [3年]								7																				
	58 電気主任技術者(第1種～第3種)[5年]								7																				

コード	資格区分 〔必要な実務経験年数〕	建設業の種類																																	
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	解						
電気通信 事業法	免状	59	電気通信主任技術者〔5年〕																			7													
		35	工事担任者〔3年〕																				7												
水道法	免状	65	給水装置工事主任技術者〔1年〕						7																										
消防法		68	甲種消防設備士																									7							
	69	乙種 〃																									7								
職業能力 開発促進 法	合格 証明書	71	建築大工(1級)(2級*3)		7																														
		64	型枠施工(1級)(2級*3)		7	7																													
		72	左官(1級)(2級*3)			7																													
		57	とび・とび工(1級)(2級*3)				7																						7						
		73	コンクリート圧送施工(1級)(2級*3)				7																												
		66	ウェルポイント施工(1級)(2級*3)				7																												
		74	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管(1級)(2級*3)							7																									
		75	給排水衛生設備配管(1級)(2級*3)							7																									
		76	配管(選択科目「建築配管作業」)・配管工(1級)(2級*3)							7																									
		70	建築板金(選択科目「ダクト板金作業」)(1級)(2級*3)					7	7								7																		
		77	タイル張り・タイル張り工(1級)(2級*3)							7																									
		78	築炉・築炉工(1級)(2級*3)・れんが積み							7																									
		79	ブロック建築・ブロック建築工・ コンクリート積みブロック施工(1級)(2級*3)					7		7																									
		80	石工・石材施工・石積み(1級)(2級*3)					7																											
		81	鉄工(選択科目「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」)・ 製缶(1級)(2級*3)									7																							
		82	鉄筋組立て・鉄筋施工(選択科目「鉄筋施工図作成作業」 及び「鉄筋組立て作業」)(1級)(2級*3)										7																						
		83	工場板金(1級)(2級*3)															7																	
		84	板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・ 板金工「建築板金作業」(1級)(2級*3)						7								7																		
		85	板金・板金工・打出し板金(1級)(2級*3)														7																		
		86	かわらぶき・スレート施工(1級)(2級*3)						7																										
		87	ガラス施工(1級)(2級*3)															7																	
		88	塗装・木工塗装・木工塗装工(1級)(2級*3)																7																
		89	建築塗装・建築塗装工(1級)(2級*3)																7																
		90	金属塗装・金属塗装工(1級)(2級*3)																7																
		91	噴霧塗装(1級)(2級*3)																7																
		67	路面標示施工																7																
		92	畳製作・畳工(1級)(2級*3)																		7														
		93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・ 床仕上げ施工・表装・表具・表具工(1級)(2級*3)																		7														
		94	熱絶縁施工(1級)(2級*3)																				7												
		95	建具製作・建具工・木工(選択科目「建具製作作成」)・ カーテンウォール施工・サッシ施工(1級)(2級*3)																									7							
		96	造園(1級)(2級*3)																						7										
		97	防水施工(1級)(2級*3)																		7														
		98	さく井(1級)(2級*3)																								7								
		民間資格		61	地すべり防止工事〔1年〕				7																		7								
				40	登録基礎ぐい工事				7																										
				62	建築設備士〔1年〕							7	7																						
63	計装(1級)〔1年〕									7	7																								
60	解体工事																											7							
基幹技能者		36	基幹技能者	※各業種に対応する登録基幹技能者講習については、47ページを御参照ください。																															
その他		99	上記コード11～98に該当しないもの ※実務経験要件の緩和、大臣特別認定等が該当	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7					

※ 資格区分の欄に〔年数〕が記載されている場合、当該資格取得後に記載年数の実務経験が必要です。

*1 解体工事については、平成27年度までの合格者に対しては、合格後、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要です。

*2 解体工事については、合格後、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要です。

*3 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験が必要です。但し、平成16年度以前に合格した者については、合格後1年以上の実務経験が必要です。

表2 技術者資格免許及び有資格コード表 (特定建設業)

項番64、74「建設工事の種類」に記入するコード	必要書類
9 建設業法第15条第2号「イ」該当	技術検定合格証明書等の資格証明書
2 建設業法第7条第2号「イ」及び第15条第2号「ロ」該当	実務経験証明書(様式第9号)+卒業証明書+指導監督の実務経験証明書(様式第10号)
5 建設業法第7条第2号「ロ」及び第15条第2号「ロ」該当	実務経験証明書(様式第9号)+指導監督の実務経験証明書(様式第10号)
8 建設業法第7条第2号「ハ」及び第15条第2号「ロ」該当	技術検定合格証明書等の資格証明書(+資格に応じて実務経験証明書)+指導監督の実務経験証明書(様式第10号)
3 建設業法第15条第2号「ハ」該当(同号「イ」と同等以上)	国土交通大臣の認定書
6 建設業法第15条第2号「ハ」該当(同号「ロ」と同等以上)	

※監理技術者資格者証を提出した場合は、実務経験証明書の提出は不要です。

項番65、75「有資格区分」に記入するコード

太字は、特定建設業指定7業種

コード	資格区分 [必要な実務経験年数]	建設業の種類																											
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清
01	法第7条第2号「イ」該当	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
02	法第7条第2号「ロ」該当	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
03	法第15条第2号「ハ」該当(同号「イ」と同等以上)	3	3					3	3	3	3												3						
04	法第15条第2号「ハ」該当(同号「ロ」と同等以上)	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6

建設業法	合格証明書	11 一級建設機械施工管理技士	9			9						9																			
		12 二級 " (第1種~第6種)				8																									
		13 一級土木施工管理技士*1	9			9	9					9	9	9		9											9		9		
		14 二級 " (土木)*1				8	8							8														8		8	
		15 " (鋼構造物塗装)															8														
		16 " (薬液注入)				8																									
		20 一級建築施工管理技士*1	9	9	9	9	9	9				9	9	9		9	9	9	9	9	9	9		9			9			9	
		21 二級 " (建築)*1																													8
		22 " (躯体)*1			8	8						8	8																		8
		23 " (仕上げ)			8	8		8	8			8					8	8	8	8	8	8	8				8				
		27 一級電気工事施工管理技士									9																				
		28 二級 "																													
		29 一級管工事施工管理技士									9																				
		30 二級 "																													
31 一級電気通信工事施工管理技士																									9						
32 二級 "																								8							
33 一級造園施工管理技士																									9						
34 二級 "																															
建築士法	免許証	37 一級建築士	9	9			9			9	9									9											
		38 二級 "			8			8			8										8										
		39 木造 "			8																										
技術士法	登録証	41 建設・総合技術監理(建設)*2	9			9			9			9	9											9					9		
		42 建設「鋼構造及びびコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造物及びびコンクリート」)	9			9			9			9	9	9											9				9		
		43 農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)	9			9																									
		44 電気電子・総合技術監理(電気電子)								9															9						
		45 機械・総合技術監理(機械)																					9								
		46 機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理(機械「流体工学」又は「熱工学」)									9												9								
		47 上下水道・総合技術監理(上下水道)									9																	9			
		48 上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理(上下水道「上水道及び工業用水道」)									9																	9	9		
		49 水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)	9			9										9															
		50 森林「林業」・総合技術監理(森林「林業」)																									9				
		51 森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)	9			9																					9				
52 衛生工学・総合技術監理(衛生工学)									9																						
53 衛生工学「水質管理」・総合技術監理(衛生工学「水質管理」)									9																		9				
54 衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理(衛生工学「廃棄物管理」)									9																		9	9			

コード	資格区分 [必要な実務経験年数]	建設業の種類																												
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	シ	板	カ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
電気工事士法 電気事業法	55	第一種電気工事士																												
	56	第二種 " [3年]																												
	58	電気主任技術者(第1種～第3種)[5年]																												
	電気通信事業法	59	電気通信主任技術者[5年]																											
		35	工事担任者[3年]																											
	水道法	65	給水装置工事主任技術者[1年]																											
消防法	68	甲種消防設備士																												
	69	乙種 "																												
職業能力開発促進法	71		8																											
	64		8	8																										
	72			8																										
	57				8																								8	
	73				8																									
	66				8																									
	74					8																								
	75						8																							
	76							8								8														
	70							8								8														
	77								8																					
	78									8																				
	79						8			8																				
	80						8																							
	81																													
	82												8																	
	83																8													
	84							8								8														
	85															8														
	86							8																						
	87																8													
	88																	8												
	89																	8												
	90																	8												
	91																	8												
	67																	8												
	92																			8										
	93																			8										
	94																					8								
	95																											8		
	96																													
	97																		8											
	98																										8			
	民間資格	61					8																				8			
		40					8																							
		62																												
63																														
60																												8		
基幹技能者	36	基幹技能者 ※各業種に対応する登録基幹技能者講習については、48ページを御参照ください。																												
その他	99	上記コード11～98に該当しないもの ※実務経験要件の緩和、大臣特別認定等が該当																												

※ 資格区分の欄に[年数]が記載されている場合、当該資格取得後に記載年数の実務経験が必要です。

*1 解体工事については、平成27年度までの合格者に対しては、合格後、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要です。

*2 解体工事については、合格後、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要です。

*3 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験が必要です。但し、平成16年度以前に合格した者については、合格後1年以上の実務経験が必要です。

表3 建設業の種類別所定学科

許可を受けようとする 建設業	学 科
土木工事業 舗装工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。） 都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業 大工工事業 ガラス工事業 内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業 とび・土工工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 塗装工事業 解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業 電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業 水道施設工事業 清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業 鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業 消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

※上記の名称以外の学科の場合でも、成績証明書等で具体的な履修内容が確認できれば認められる可能性がありますので、監理課まで御相談ください。

(補足) 具体的な類似学科

※類似学科については、学科名の末尾にある「科」「学科」「工学科」は他のいずれにも置き換えが可能です。

ただし、「森林工学科」「農林工学科」「農業工学科」「林業工学科」については、置き換えることはできません。

※「具体的な指定学科」の並びは、学科ごと50音順になっています。

指定学科	具体的な指定学科	指定学科	具体的な指定学科	指定学科	具体的な指定学科
土木工学に関する学 科	開発科	土木工学 に関する 学 科	緑地土木科	機械工学 に関する 学 科	エネルギー機械科
	海洋科		林業工学科		応用機械科
	海洋開発科		林業土木科		機械科
	海洋土木科		林業緑地科		機械技術科
	環境造園科		学科名に関係なく生産 環境工学コース・講座・ 専修・専攻		機械工学第二科
	環境科		学科名に関係なく農業 土木学コース・講座・専 修・専攻		機械航空科
	環境開発科		学科名に関係なく農業 工学コース・講座・専 修・専攻		機械工作科
	環境建設科		環境都市科		機械システム科
	環境整備科		都市科		機械情報科
	環境設計科		都市システム科		機械情報システム科
	環境土木科		衛生科		機械精密システム科
	環境緑化科		環境科		機械設計科
	環境緑地科		空調設備科		機械電気科
	建設科		設備科		建設機械科
	建設環境科		設備工業科		航空宇宙科
	建設技術科	設備システム科	航空宇宙システム科		
	建設基礎科	応用電子科	航空科		
	建設工業科	システム科	交通機械科		
	建設システム科	情報科	産業機械科		
	建築土木科	情報電子科	自動車科		
	鉱山土木科	制御科	自動車工業科		
	構造科	通信科	生産機械科		
	砂防科	電気科	精密科		
	資源開発科	電気技術科	精密機械科		
	社会開発科	電気工学第二科	船舶科		
	社会建設科	電気情報科	船舶海洋科		
	森林工学科	電気設備科	船舶海洋システム科		
	森林土木科	電気通信科	造船科		
	水工土木科	電気電子科	電子機械科		
	生活環境科学科	電気・電子科	電子制御機械科		
	生産環境科	電気電子システム科	動力機械科		
	造園科	電気電子情報科	農業機械科		
	造園デザイン科	電子応用科	学科名に関係なく機械 (工学) コース		
	造園土木科	電子科	環境計画科		
	造園緑地科	電子技術科	建築科		
	造園林科	電子工業科	建築システム科		
	地域開発科学科	電子システム科	建築設備科		
	治山学科	電子情報科	建築第二科		
	地質科	電子情報システム科	住居科		
	土木科	電子通信科	住居デザイン科		
	土木海洋科	電子電気科	造形科		
	土木環境科	電波通信科	鉱山学 に関する 学 科	鉱山科	
	土木建設科	電力科			
	土木建築科	電気通信科			
	土木地質科				
農業開発科					
農業技術科					
農業土木科					
農林工学科					
農業工学科 (ただし、東 京農工大学・島根大学・ 岡山大学・宮崎大学以外 については、農業機械学 専攻、専修又はコースを 除く。)					
農林土木科					
緑地園芸科					
緑地科					

表4 栃木県市町コード

管轄土木事務所	(上段) 市町名 (下段) コード				
宇都宮土木事務所	宇都宮市 09201	上三川町 09301			
鹿沼土木事務所	鹿沼市 09205				
日光土木事務所	日光市 09206				
真岡土木事務所	真岡市 09209	益子町 09342	茂木町 09343	市貝町 09344	芳賀町 09345
栃木土木事務所	栃木市 09203	小山市 09208	下野市 09216	壬生町 09361	野木町 09364
矢板土木事務所	矢板市 09211	さくら市 09214	塩谷町 09384	高根沢町 09386	
大田原土木事務所	大田原市 09210	那須塩原市 09213	那須町 09407		
烏山土木事務所	那須烏山市 09215	那珂川町 09411			
安足土木事務所	足利市 09202	佐野市 09204			

表5-2 許可業種に応じて認定する登録基幹技能者講習の種目（特定建設業）

コード	資格区分	建設業の種類																													
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
36	型枠	/	/	8																			/								
	建築大工	/	/	8																											
	建築測量	/	/	8																											
	左官	/	/		8																										
	外壁仕上	/	/		8													8	8												
	橋梁	/	/			8																									
	コンクリート圧送	/	/			8																									
	トンネル	/	/			8																									
	機械土工	/	/			8																									
	PC	/	/			8							8																		
	鳶・土工	/	/			8																									
	切断穿孔	/	/			8																									
	エクステリア	/	/			8	8				8																				
	グラウト	/	/			8																									
	運動施設	/	/			8																									
	基礎工	/	/			8																									
	標識・路面標示	/	/			8												8													
	土工	/	/			8																									
	発破・破砕	/	/			8																									
	建築板金	/	/				8									7															
	電気工事	/	/																				8								
	配管	/	/																												
	ダクト	/	/																												
	冷凍空調	/	/																												
	タイル張り	/	/									8																			
	ALC	/	/									8																			
	鉄筋	/	/										8																		
	圧接	/	/										8																		
	海上起重	/	/											8																	
	硝子	/	/														8														
	建設塗装	/	/															8													
	防水	/	/																8												
	内装仕上	/	/																	8											
	保温保冷	/	/																			8									
	ウレタン断熱	/	/																				8								
	造園	/	/																												
サッシ・カーテンウォール	/	/																							8						
消火設備	/	/																										8			
解体	/	/																												8	

※専任技術者になるには、左欄の建設業に係る建設工事に関して10年以上の実務経験+2年以上の指導監督的な実務経験を有していることが必要です（修了証の「実務経験を有する建設業の種類」欄に記載された業種に限ります）。

※許可申請等の際には、左欄の建設業の種類について「建設業法第26条第1項に定める主任技術者の要件を満たす者である」旨の記載がある講習修了証の写し（有効期間内のもの）を添付してください。

Ⅲ 許可申請書等の記載方法

④様式第1号別紙2(2)(営業所一覧表)

※更新の申請は、本様式を使用

別紙二(2)

(用紙A4)

営業所一覧表(更新)

営業所の名称		所在地(郵便番号・電話番号)	営業しようとする建設業	
			特定	一般
主たる 営業所	本店	〒320-8501 宇都宮市埴田1-1-20 (028-623-2390)	土・舗	建・と・園
従 たる 営業 所	大田原支店	〒324-8765 大田原市紫塚1-3-1 (0287-23-0101)	土・舗	と・園
従たる営業所がない場合は、余白に「該当なし」と記載します。 その際、主たる営業所に係る情報について記入する必要はありません。				

- 「主たる営業所」及び「従たる営業所」の欄は、それぞれ本店、支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所のうち該当するものについて記載すること。
- 「営業しようとする建設業」の欄は、許可を受けている建設業のうち左欄に記載した営業所において営業しようとする建設業を、許可申請書の記載要領6の表の()内に示された略号により、一般と特定に分けて記載すること。

⑤様式第1号別紙3(収入証紙はり付け欄)

別紙三(第二条関係)

知事許可の申請をする場合は、栃木県収入証紙を貼り付けます。
証紙は、はがれることのないように全面をしっかりと貼り付けてください。

収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄

記載要領

「収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄」は、収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書をはり付けること。ただし、登録免許税法(昭和42年法律第35号)第24条の2第1項又は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第5項の規定により国土交通大臣の許可に係る登録免許税又は許可手数料を納めた場合にあつては、この限りでない。

⑥様式第1号別紙4（専任技術者一覧表）

別紙四

専任技術者一覧表

令和〇〇年〇〇月〇〇日

営業所の名称	フリガナの専任技術者の氏名	建設工事の種類	有資格区分
本店	トチギ イチロウ 栃木 一郎	土-9 建-7 と-7 舗-9 園-7	1 3 3 3 3 7
大田原支店	トチギ ジロウ 栃木 次郎	土-9 と-7 舗-9 園-7	1 3 3 3
<p>営業所が複数ある場合は、「営業所一覧表（様式第一号別紙二）」に記載した営業所順に、専任技術者名を記載してください。</p>			

「フリガナ」を忘れずに記載してください。

専任となっている建設工事について、P36～39の「業種略号」及び「資格区分コード」をハイフンで結んで記載します。

表1、表2技術者資格免許及び有資格コード表（P36～39）により該当するコードを記載します。

⑦様式第2号(工事経歴書)

【経営事項審査を申請しない場合の記載方法及び記載例】

(1) 業種ごとの全ての完成工事高の5割を超えるところ(=200,000千円×0.5)まで、請負代金の額の大きい順に記載

※ 税込500万円(建築1,500万円)未満の軽微な工事については、10件を超えて記載する必要はありません。

(2) (1)に続けて、主な未成工事について請負代金の額の大きい順に記載する。その際、「未成工事」と見出しをつけること

様式第二号(第二条、第十三条の二、第十三条の三、第十九条の八関係)

(用紙A4)

工事経歴書

(建設工事の種類) とび・土工・コンクリート 工事 (税込・税抜)

注 文 者	元請 又は 下請 の別	JV の別	工 事 名	工事現場のある 都道府県及び 市区町村名	配 置 技 術 者		請 負 代 金 の 額		工 期									
					氏 名	主任技術者又は監理技術者 の別 (該当箇所へ印を記載)	千円	うち、 ・PC ・法面処理 ・鋼橋上部	着 工 年 月	完成又は 完成予定年月								
(完成工事)							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月								
〇〇建設(株)	下		△地区災害対策すべり防止工事	栃木県宇都宮市	栃木 太郎	√	58,000 (35,000)	千円	千円	令和3年11月	令和5年1月							
〇△工業(株)	下		〇〇住宅団地造成工事	栃木県宇都宮市	栃木 次郎	√	30,000	千円	千円	令和3年5月	令和4年9月							
(株)×〇興業	下		◇地区急傾斜地崩壊対策工事	栃木県上三川町	瀬上 清	√	22,000	千円	22,000	千円	令和3年1月	令和4年5月						
■●産業(株)	元		■●マンション外構工事	栃木県小山市	山田 太郎	√	8,800	千円	千円	令和3年4月	令和4年6月							
◇◇建設(株)	下		県道〇〇線道路標識設置工事	栃木県日光市	仲山 智宏	√	3,000	千円	千円	令和3年6月	令和4年9月							
A	元		A邸フェンス設置工事	栃木県真岡市	斉藤 勝彦	√	2,000	千円	千円	令和3年8月	令和4年2月							
(未成工事)							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月								
〇×商店	元		〇×商店基礎及び外構工事	栃木県栃木市	栃木 三郎	√	30,000	千円	千円	令和3年1月	令和5年5月							
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月								
							小 計	6	千円	65,800	千円	22,000	千円	うち 元請工事	10,800	千円	0	千円
							合 計	60	千円	200,000	千円	22,000	千円	うち 元請工事	30,000	千円	0	千円

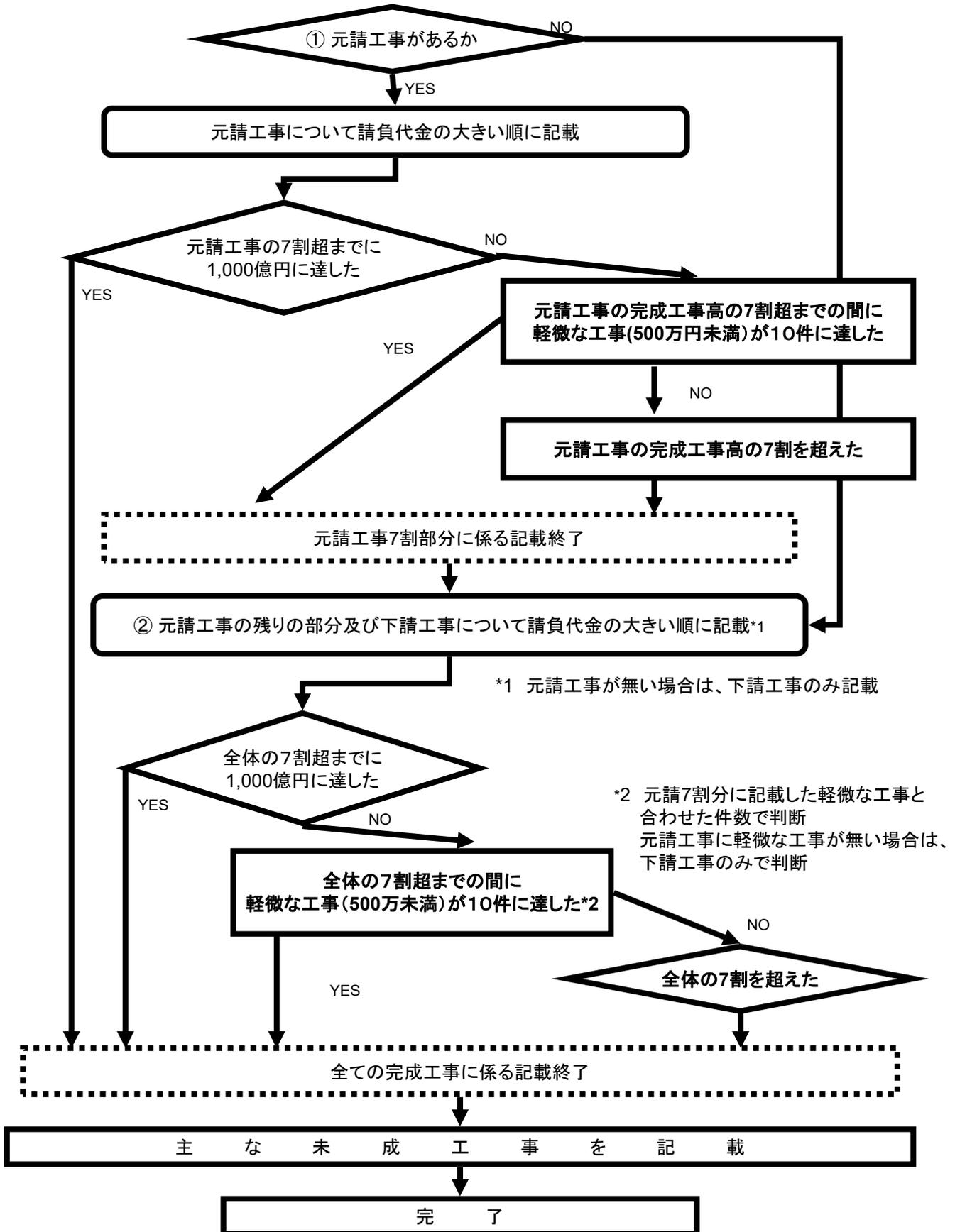
<記入の注意>

- 許可を受けようとする(受けている)建設工事の種類ごとに記載用紙が2枚以上に及ぶ場合は、2枚目以降に続けて記載(事業年度終了時の決算変更届の場合、届出時点で許可を取得している全業種分を作成)
※実績がない業種についても作成する。実績がない業種が複数ある場合は、1枚の用紙にまとめ書きをすることも可
- 該当するものに丸を付す
- 「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、注文者が個人の場合、その内容により氏名が特定されることのないよう十分に留意すること。例えば、注文者「A」、工事名「A邸新築工事」等と記載する。
- 元請とは建設工事の最初の注文者(発注者)から請け負ったもの、下請とは他の建設業者等から請け負ったものをいう
- 共同企業体(JV)として行った工事には「JV」と記載 ※ その際の請負代金の額は、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載すること
- 契約書等から工事の内容がわかるよう具体的に記載
- 工事場所の都道府県及び市区町村名を記載
- 建設業法第26条の規定に基づき各工事現場に配置した配置技術者について、該当する箇所にレ印を記載
※ 一般建設業者の場合は、すべて「主任技術者」にレ印を記載
- 請負代金の額を千円単位で記載(千円未満は切り捨て)変更契約があった場合は、変更後の金額を記載
※ 工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、その完成工事高を括弧書きで付記すること
- 「うち()」の欄には、下記の業種について該当する金額を記載
 - 土木一式については「プレストレスト・コンクリート(PC)」
 - とび・土工については「法面処理」
 - 鋼構造物については「鋼橋上部」
- ページごとに記載した完成工事の件数及び請負代金の額の合計、及び元請工事の請負代金の合計額を記載
- 業種ごとの完成工事の件数の合計及び請負代金の額の合計を記載
※ 用紙が複数枚に及ぶ場合は、最終ページに記載

工事経歴書(第2号様式)の記載フロー(経営事項審査を申請する場合)

①元請工事に係る完成工事について、元請工事の完成工事高合計の7割を超えるところまで記載

②続けて、残りの元請工事と下請工事に係る完成工事について、全体の完成工事高合計の7割を超えるところまで記載
ただし、①②において、1,000億円又は軽微な工事(500万円未満)の10件を超える部分については記載を要しない



⑧様式第3号（直前3年の各事業年度における工事施工金額）

様式第3号（第二条、第十三条の二、第十三条の三関係）

（用紙A4）

直前3年の各事業年度における工事施工金額

（税込・税抜／単位：千円）

申請日の直前3事業年度について、1年毎に3期分を記載します。決算期を変更した場合は、3年（36月）分となるように注意してください。

元請とは、工事の発注者から直接請け負った場合を指します。その中で、発注者が官公庁の場合は公共に、それ以外のものを民間として記載します。

下請とは他の建設業者から請け負ったものをいいます。

許可を受けようとする（受けている）建設工事の種類を、P3～11の表の順番に合わせて記載します。

事業年度	注文者の区分		許可に係る建設工事の施工金額				その他の建設工事の施工金額	合計
			土木一式工事	建築一式工事	とび・土工 コンクリート工事	舗装工事		
第10期 令和2年2月1日から 令和3年1月31日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							
第11期 令和3年2月1日から 令和4年1月31日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							
第12期 令和4年2月1日から 令和5年1月31日まで	元請	公共	96,500	0	1,200	3,500		
		民間	143,500	45,261	1,450	9,630		
	下請		0	0	10,321	9,875		
	計		240,000	45,261	12,971	23,005		
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							

記載要領

- この表には、申請又は届出をする日の直前3年の各事業年度に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。
- 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載し、「その他の建設工事の施工金額」の欄は、許可を受けていない建設工事について記載すること。
- 記載すべき金額は、千円単位をもつて表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもつて表示することができる。この場合、「（単位：千円）」とあるのは「（単位：百万円）」として記載すること。
- 「公共」の欄は、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）及び第18条に規定する法人が注文者である施設又は工作物に関する建設工事の合計額を記載すること。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」に記載する建設工事の種類が5業種以上にわたるため、用紙が2枚以上になる場合は、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」の欄は、最終ページにのみ記載すること。
- 当該工事に係る実績が無い場合においては、欄に「0」と記載すること。

様式第三号 (第二条、第十三条の二、第十二条の二関係)

(用紙A4)

直前3年の各事

税込・税抜のどちらかに丸を付けてください。

金額

(税込・税抜/単位:千円)

直前2年、3年については合計の欄のみ記載します。

事業年度	注文者の区分		許可に係る建設工事の施工金額				その他の建設工事の施工金額	合計
			造園工事	工事	工事	工事		
第10期 令和2年2月1日から 令和3年1月31日まで	元請	公共					149,312	
		民間					60,376	
	下請						82,503	
	計						292,191	
第11期 令和3年2月1日から 令和4年1月31日まで	元請	公共					151,738	
		民間					64,576	
	下請						79,333	
	計						295,647	
第12期 令和4年2月1日から 令和5年1月31日まで	元請	公共	0				101,200	
		民間	0				199,841	
	下請		0				20,195	
	計		0				321,237	
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							

許可を受けていない「軽微な工事」の完成工事高を計上します。

兼業売上は含みません。

工事の施工金額の合計を千円単位で計上します。消費税は、財務諸表の方式に合わせてください。(税抜方式なら消費税抜きで、税込方式なら消費税込みで記載してください。)

財務諸表の完成工事高の額と一致します。

法人用	個人用
<p>様式第十六号 (第四条、第十条、第十九条の四関係)</p> <p>損益計算書</p> <p>自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日</p> <p>(会社名) _____</p> <p>I 売上高 千円</p> <p>完成工事高</p> <p>兼業事業売上高</p> <p>II 売上原価</p> <p>完成工事原価</p> <p>兼業事業売上原価</p> <p>売上総利益(売上総損失)</p> <p>完成工事総利益(完成工事総損失)</p> <p>兼業事業総利益(兼業事業総損失)</p> <p>III 販売費及び一般管理費</p> <p>役員報酬</p> <p>従業員給料手当</p> <p>退職金</p> <p>法定福利費</p> <p>福利厚生費</p> <p>修繕維持費</p> <p>事務用品費</p> <p>通信交通費</p> <p>動力用水光熱費</p> <p>調査研究費</p> <p>広告宣伝費</p> <p>貸倒引当金繰入額</p> <p>貸倒損失</p> <p>交際費</p> <p>寄付金</p> <p>地代家賃</p> <p>減価償却費</p> <p>開発費償却</p> <p>租税公課</p> <p>保険料</p> <p>雑費</p> <p>営業利益(営業損失)</p>	<p>様式第十九号 (第四条、第十条、第十九条の四関係)</p> <p>損益計算書</p> <p>自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日</p> <p>商号又は名称 _____</p> <p>千円</p> <p>I 完成工事高</p> <p>II 完成工事原価</p> <p>材料費</p> <p>労務費</p> <p>(うち労務外注費)</p> <p>外注費</p> <p>経費</p> <p>完成工事総利益(完成工事総損失)</p> <p>III 販売費及び一般管理費</p> <p>従業員給料手当</p> <p>退職金</p> <p>法定福利費</p> <p>福利厚生費</p> <p>維持修繕費</p> <p>事務用品費</p> <p>通信交通費</p> <p>動力用水光熱費</p> <p>広告宣伝費</p> <p>交際費</p> <p>寄付金</p> <p>地代家賃</p> <p>減価償却費</p> <p>租税公課</p> <p>保険料</p> <p>雑費</p> <p>営業利益(営業損失)</p> <p>IV 営業外収益</p> <p>受取利息及び配当金</p> <p>その他</p> <p>V 営業外費用</p> <p>支払利息</p> <p>その他</p> <p>事業主利益(事業主損失)</p> <p>注 工事進行基準による完成工事高</p>

⑨様式第4号（使用人数）

営業所が複数ある場合は、「営業所一覧表（様式第一号別紙二）」に記載した営業所順に、使用人数を記載してください。

様式第四号（第二条、第十三条の二、第十三条の三関係）

（用紙A4）
令和〇年〇月〇日

使 用 人 数

営業所の名称	技術関係使用人		事務関係使用人	合計
	建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者	その他の技術関係使用人		
〇〇建設（株）本店	12人	5人	6人	23人
〃 〇〇営業所	4人	3人	3人	10人
合計	16人	8人	9人	33人

専任技術者としての要件を有している技術関係の使用人を記載します。

左記以外の技術関係の使用人の数を記載します。

建設業に従事する事務関係の使用人を記載します。

建設業に従事している使用人の数（役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者）を記入します。
なお、日々雇用等の労働者、兼業部門に従事する者及び監査役は除きます。

記載要領

- この表には、法第5条の規定（法第17条において準用する場合を含む。）に基づく許可の申請の場合は、当該申請をする日、法第11条第3項（法第17条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出の場合は、当該事業年度の終了の日において建設業に従事している使用人数を、法第17条の2の規定に基づく認可の申請の場合は、譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割をした後に、法第17条の3の規定に基づく認可の申請の場合は、相続の認可を受けた後に建設業に従事する予定である使用人数を、営業所ごとに記載すること。
- 「使用人」は、役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者（申請者が法人の場合は常勤の役員を、個人の場合はその事業主を含む。）をいう。
- 「その他の技術関係使用人」の欄は、法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ若しくはハに該当する者ではないが、技術関係の業務に従事している者の数を記載すること。

⑩様式第6号（誓約書）

この誓約書は、申請者、申請者の役員、支配人、営業所の代表者及び法定代理人、顧問、相談役、株主等が許可の欠格要件に該当しないことを誓約するものです。

様式第六号（第二条、第十三条の二、第十三条の三関係）

（用紙A4）

誓 約 書

不要な項目については、消してください。

{ 申請者 }、{ 申請者 } の役員等及び建設業法施行令第3条に規定する使
譲受人 譲受人
合併存続法人 合併存続法人
分割承継法人 分割承継法人

用人並びに法定代理人及び法定代理人の役員等は、建設業法第8条各号（同法第17条において準用される場合を含む。）に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

令和〇年〇月〇日

主たる営業所所在地を
記載してください。

宇都宮市埴田1-1-20
栃木一建設（株）
代表取締役 栃木 一郎

地方整備局長
北海道開発局長
栃木県 知事 殿

記載要領

{ 申請者 }、{ 申請者 }、{ 地方整備局長 }
譲受人 譲受人 北海道開発局長
合併存続法人 合併存続法人 知事
分割承継法人 分割承継法人 } については不要なものを消すこと

役員等・支配人・令第3条の使用人の追加に係る変更届出書を提出する場合には、この誓約書を添付してください。

⑫様式第7号別紙（常勤役員等の略歴書）

別紙

この様式は「経營業務の管理責任者」に該当する方が作成してください。その他の役員等は様式第12号により作成してください。

現住所を記載します。

常勤役員等の略歴書

現住所	宇都宮市〇〇町××-××		
氏名	栃木 一郎	生年月日	昭和25年6月15日生
職名	代表取締役		
職	期間	従事した職務内容	
	自昭和45年4月1日 至平成6年3月31日	実父の経営する栃木工務店にて土木工事に従事	
	自平成6年4月1日 至平成15年3月31日	実父により栃木工務店の事業継承	
	自平成15年4月1日 至年 月 日	組織変更により栃木一建設（株）を設立し代表取締役に就任 現在に至る	
	自年 月 日 至年 月 日		
	自年 月 日 至年 月 日		
	自年 月 日 至年 月 日		
	自年 月 日 至年 月 日		
	自年 月 日 至年 月 日		
	自年 月 日 至年 月 日		
歴	1 最終学歴終了後現在に至るまでの職歴を記載し、特に建設業の経営経験が明らかになるように具体的に記載します。		
	2 1行につき、1つの経歴を記載します。		
	3 他の会社などを兼務している場合は、兼務先も合わせて記載します。		
	4 役員のうち、非常勤の者は「非常勤」と記載します。		
	5 行数等が足りないときは適宜用紙を足します。		
賞罰	年 月 日	賞罰の内容	
		なし	
上記のとおり相違ありません。			
令和〇年〇月〇日		氏名 栃木 一郎	

申請時の職名を記載します。
 ○株式会社（特例有限会社を含む）の場合「代表取締役」又は「取締役」
 ○持分会社（合名、合資、合同会社）の場合「業務を執行する社員」
 ○個人の場合「事業主」
 ○委員会設置会社の場合「執行役」

1 最終学歴終了後現在に至るまでの職歴を記載し、特に建設業の経営経験が明らかになるように具体的に記載します。
 2 1行につき、1つの経歴を記載します。
 3 他の会社などを兼務している場合は、兼務先も合わせて記載します。
 4 役員のうち、非常勤の者は「非常勤」と記載します。
 5 行数等が足りないときは適宜用紙を足します。

該当がなければ「なし」と記載します。
※空欄にしないこと。

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書

(第一面)

(1) 下記の者は、次のとおり第7条第1号ロ(1)に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等	年	月	年	月	日
経験年数	年	月	年	月	日
証明者と被証明者との関係					
備考					

令和 年 月 日

申請者
届出者

(2) 下記の者は、許可申請者(1)の本(2)の常勤の役員(1)に該当する者であることを相違ありません。

項番	1	7	3
申請又は届出の区分	1	7	3
変更の年月日	令和	年	月 日
許可番号	1	8	1
氏名	1	8	1
住所			

令和 年 月 日

申請者
届出者

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

氏名のフリガナ 1 9 3 元号 (令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M)

氏名 2 0 3 生 年 月 日 15 16 18

住所 4 5 10

◎【変更前】

氏名 2 1 3 元号 (令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M)

氏名 2 1 3 生 年 月 日 13 14 16 18

備考
常勤役員等の略歴については、別紙による。

(3) 下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の財務管理の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものであることに相違ありません。

地方整備局長 北海道開発局長 知事	申請者 届出者				
役職名等	年	月	年	月	日
経験年数	年	月	年	月	日
証明者と被証明者との関係					
備考					

申請又は届出の区分 2 2 3 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等を直接に補佐する者の更新等)

変更の年月日 令和 年 月 日

許可番号 2 3 5 10 15 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30

氏名 2 3 5 元号 (令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M)

住所 4 5 10

◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】

氏名のフリガナ 2 4 3 元号 (令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M)

氏名 2 5 3 生 年 月 日 13 14 16 18

住所 4 5 10

◎【変更前】

氏名 2 6 3 元号 (令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M)

氏名 2 6 3 生 年 月 日 13 14 16 18

備考
常勤役員等の略歴については、別紙による。

P14のIIの要件で申請する場合には、様式第7号 (P58~59) に代えて本様式 (P60~62) を提出します。

(第三面)

下記の者は、次とおり5年以上の建設業の労務管理の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものであることに相違ありません。

申請者 届出者 令和 年 月 日

役職名等 経験年数 年 月から 年 月まで 満 月 月 日

申請又は届出の区分 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等を直接に補佐する者の更新等)

変更の年月日 令和 年 月 日

許可番号 大臣コード 国土交通大臣 許可(特) 号 許可年月日

氏名のフリガナ 氏名 住所 元号 (令和R, 平成H, 昭和S, 大正T, 明治M) 生年月日

氏名 元号 (令和R, 平成H, 昭和S, 大正T, 明治M) 生年月日

備考 常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

(第四面)

下記の者は、次とおり5年以上の建設業の業務運営の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものであることに相違ありません。

申請者 届出者 令和 年 月 日

役職名等 経験年数 年 月から 年 月まで 満 月 月 日

申請又は届出の区分 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等を直接に補佐する者の更新等)

変更の年月日 令和 年 月 日

許可番号 大臣コード 国土交通大臣 許可(特) 号 許可年月日

氏名のフリガナ 氏名 住所 元号 (令和R, 平成H, 昭和S, 大正T, 明治M) 生年月日

氏名 元号 (令和R, 平成H, 昭和S, 大正T, 明治M) 生年月日

備考 常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

P14のIIの要件で申請する場合には、様式第7号 (P58~59) に代えて本様式 (P60~62) を提出します。

⑬様式第7号の3 (健康保険等の加入状況)

入力用が必要です。

様式第七号の三 (第三条、第七条の二関係)

(用紙A4)

健康保険等の加入状況

- (1) 健康保険等の加入状況は下記のとおりです。
 (2) 下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更があつたので、届出をします。

令和〇年〇月〇日

地方整備局長
 北海道開発局長
 栃木県 知事 殿

申請者 〇〇市〇〇町××-××
 届出者 〇〇建設(株)
 代表取締役 〇〇 〇〇

許可番号 国土交通大臣 許可(般特-02)第〇〇××××号 令和〇

事業所整理記号及び事業所番号
 (健康保険組合に加入している場合は、
 組合名)を記載してください。

(営業所毎の保険加入の有無)

営業所の名称	従業員数	保険加入の有無			事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険	健康保険	厚生年金保険
本店 (6 人 4 人)		1	1	1	健康保険	0 1 アイウ 1 2 3 4 5
					厚生年金保険	〃
					雇用保険	0 9 3 0 1 1 2 3 4 5
					健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	労働保険番号
					健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
					健康保険	
合計	(6 人 4 人)					

・営業所ごとに、役員又は個人事業主を含め、雇用された全ての従業員の数について記載してください。
 ・カッコ内には、従業員のうち、役員、個人事業主及び同居の親族である従業員の人数を記載してください。
※人数には、非常勤の従業員も含まれます。

各保険について、届出を行っている場合 (加入済み)・・・「1」
 加入義務が無い場合 (適用除外)・・・「2」
 一括適用の承認に係る営業所・・・・・・「3」
 をそれぞれ記入してください。(詳しくは下記の記載要領を参照)

記載要領

- 1 「営業所の名称」の欄は、別記様式第二十二号の五別紙二、別記様式第二十二号の七別紙二、別記様式第二十二号の八別紙二又は別記様式第二十二号の十別紙二に記載した順に記載すること。
- 2 「従業員数」の欄は、法人にあつてはその役員、個人にあつてはその事業主を含め全ての従業員数(建設業以外に従事する者を含む。)を記載すること。()内には、役員又は個人事業主(同居の親族である従業員を含む。)の人数を内数として記載すること。
- 3 「保険加入の状況」の「健康保険」の欄については、適用事業所となつたことについて日本年金機構又は健康保険組合に対して届出を行っている場合は「1」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の健康保険法の適用が除外される場合は「2」を、健康保険法(大正11年法律第70号)第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所(同条第2項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。)については「3」を記入すること。
- 4 「保険加入の状況」の「厚生年金保険」の欄については、適用事業所となつたことについて日本年金機構に対して届出を行っている場合は「1」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険法の適用が除外される場合は「2」を、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所(同条第2項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。)については「3」を記入すること。
- 5 「保険加入の状況」の「雇用保険」の欄については、適用事業となつたことについて公共職業安定所の長に対して届出を行っている場合は「1」を、従業員が1人も雇用されていない場合等の雇用保険法の適用が除外される場合等は「2」を、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については「3」を記入すること。
- 6 「事業所整理記号等」の「健康保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあつては健康保険組合名)を記載すること。ただし、健康保険法第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店(〇〇支店等)一括」と記載すること。
- 7 「事業所整理記号等」の「厚生年金保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。ただし、厚生年金保険法第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店(〇〇支店等)一括」と記載すること。
- 8 「事業所整理記号等」の「雇用保険」の欄については、労働保険番号を記載すること。ただし、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については、「本店(〇〇支店等)一括」と記載すること。

⑭様式第8号（専任技術者証明書）

入力用が必要です。

一般建設業の許可のみを受けようとする場合は「建設業法第15条第2号」を消します。
 特定建設業の許可のみを受けようとする場合は「建設業法第7条第2号」を消します。

この様式の詳細については次のページを参照してください。

様式第八号（第三系関係）

(用紙A4)
000003

専任技術者証明書（新規・変更）

- A** (1) 下記のとおり、建設業法第7条第2号、建設業法第15条第2号に規定する専任の技術者を営業所に置いていることに相違ありません。
 (2) 下記のとおり、専任の技術者の交替に伴う削除の届出をします。

令和〇年〇月〇日

地井整備局長
北海道開発局長
栃木県 知事 殿

B 申請者
届出者
宇都宮市塚田1-1-20
初木一建設(株)
代表取締役 初木 一郎

C 区 分 項番 (1. 新規許可 2. 専任技術者の担当業種 3. 専任技術者の追加 4. 専任技術者の交替に伴う削除 5. 専任技術者が置かれる営業所の変更)
 大臣 知事

D 許可番号 6209 専任技術者 初木交通大臣 栃木県 知事 許可(特)第02第0000000000号 令和02年08月01日

複数の有効な許可があるときは、その中で最も古い許可年月日を記入します。

項番64・65
次ページの「記入コード」及び表1、表2(P36~39)により該当するコードを記入します。

項番61が「4」以外の場合は、担当業種全てにコードを記入してください。

項番61が「1,2,4,5(新規を除く)」の場合は担当業種全てにコードを記入してください。

項番61が「2,3,4,5」の場合は、変更・追加等の年月日を記入します。

姓と名の間を1マス空けます。

カタカナで最初の2文字を記入します。濁音、半濁音は「ギ」、「パ」のように一文字として扱います。

専任技術者の住所を記入します。

項番	フリガナ	フリガナ	フリガナ	元号	〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
氏名	63	ハナ	カズヤ	15	元号
生年月日	64	9	7	10	18
建設工事の種類	64	9	7	10	18
現在担当している建設工事の種類	64	9	7	10	18
有資格区分	65	1	3	0	2
変更、追加又は削除の年月日	令和3年3月30日				
専任技術者の住所	宇都宮市塚田1-1-1				
営業所の名称(旧所属)					
営業所の名称(新所属)	本店				

【申請事由別、ABCD 欄の記入方法】

区分	申請事由	A (1)・(2)	B 申請・届出	C 区分	D 許可番号・許可年月日
1	新規・許可換え新規	(1)を○で囲む	「届出者」を消す	カラムに「1」を記入	記入しない
1	般特新規・業種追加			カラムに「2」を記入	現在有効な許可番号 及び許可年月日を記入 (複数の有効な許可があるときは、最も古い許可年月日を記入)
2	現在の専任技術者の担当業種又は有資格区分の変更		カラムに「3」を記入		
3	専任技術者の追加				
4	専任技術者の交替に伴う削除		(2)を○で囲む	カラムに「5」を記入	
5	専任技術者が置かれる営業所のみの変更	(1)を○で囲む			

※ 下記の場合は、**届出書(様式第22号の3)**を用いて届け出てください。

- 許可を受けている一部の業種の廃業
- 営業所の廃止に伴い既に証明された専任の技術者を削除する場合
- 一般建設業又は特定建設業の専任技術者の資格要件に掲げる基準を満たさなくなった場合

※ 担当業種を追加する場合、項番 64 の「今後担当する建設工事の種類」欄は、現在担当している業種も含めて、担当する業種全てに記入してください。

※ 婚姻等により氏名が変わった場合は、変更前後について、区分「3」「4」で報告してください。

変更前……上記区分「4」削除に該当 変更後…… 「3」追加に該当

【専任技術者証明書記入コード及び添付書類】

『一般建設業』(建設業法第7条第2号)

建設業法 第7条第2号	該当区分	項番記入コード [※]		添付書類
		64	65	
「イ」に該当	大学・短大・高専(指定学科) + 実務経験3年以上 高校(指定学科) + 実務経験5年以上	1	01	・実務経験証明書(様式第9号) 又は監理技術者資格者証 ・卒業証明書
「ロ」に該当	実務経験10年以上(1業種につき10年以上)	4	02	・実務経験証明書(様式第9号) 又は監理技術者資格者証
「ハ」に該当	表1 「技術者資格免許一覧表」の有資格者	7	表1 のコード	・資格免許状の写し

* 上記「ハ」のうち下記の者は、資格免許状の写しの他、実務経験証明書又は監理技術者資格者証も添付してください。

○職業能力開発促進法による技能検定のうち2級の検定職種に合格した者 (但し、H16. 4. 1時点で合格していた者については1年以上)	3年以上
○電気工事士法(第2種)免許の交付を受けた者	
○電気通信の工事担任者資格者証(第一級アナログ通信、第一級デジタル通信及び総合通信)の交付を受けた者	
○電気主任技術者免状の交付を受けた者	5年以上
○電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者	5年以上
○地すべり防止工事資格認定試験に合格した者	1年以上
○給水装置工事主任技術者免状の交付を受けた者	
○建築士法第20条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者	
○登録計装試験に合格した者	

* 解体工事を担当する者で、上記「ハ」のうち下記の者は、資格免許状の写しの他、合格後1年以上の実務経験証明書又は登録解体工事講習修了証も添付してください。

○1級土木施工管理技士	平成27年度までの合格者
○2級土木施工管理技士(土木)	
○1級建築施工管理技士	
○2級建築施工管理技士(建築又は躯体)	
○技術士(建設部門又は総合技術監理部門(建設))	

『特定建設業』(建設業法第15条第2号)

建設業法 第15条第2号	該当区分			項番記入コード ¹⁾		添付書類			
				64	65				
「イ」に該当	表2「技術者資格免許一覧表」の有資格者のうち国家資格取得者等			9	表1・2 のコード ²⁾	・資格免許状の写し			
「ロ」に該当	一般建設業(建設業 法第7条第2号)	「イ」	+指導監督 的実務 経験2年 以上	2	01	・一般建設 業の	「イ」	の添 付書 類	+指導監督 的実務経験 証明書(様 式第10号)
		「ロ」		5	02				
		「ハ」		8	表1・2 のコード ²⁾				
「ハ」に該当	特定建設業(建設業 法第15条第2号)	「イ」	と同等以 上の者	3	03	・国土交通大臣の認定書			
		「ロ」		6	04				

* 監理技術者資格者証により、法15条第1項2号ロの基準を満たすことを証明する場合には、指導監督的実務経験証明書の提出は要しない。

【業 種 略 号】

業 種	略 号	業 種	略 号
土木一式工事	土	ガラス工事	ガ
建築一式工事	建	塗装工事	塗
大工工事	大	防水工事	防
左官工事	左	内装仕上工事	内
とび・土工・コンクリート工事	と	機械器具設置工事	機
石工事	石	熱絶縁工事	絶
屋根工事	屋	電気通信工事	通
電気工事	電	造園工事	園
管工事	管	さく井工事	井
タイル・レンガ・ブロック工事	タ	建具工事	具
鋼構造物工事	鋼	水道施設工事	水
鉄筋工事	筋	消防施設工事	消
舗装工事	舗	清掃施設工事	清
しゅんせつ工事	しゅ	解体工事	解
板金工事	板		

【資格区分コード】

『一般建設業』(建設業法第7条第2号)

建設業法 第7条第2号	該当区分	項番 64 コード
「イ」に該当	大学・短大・高専(指定学科)+実務経験3年以上 高校(指定学科)+実務経験5年以上	1
「ロ」に該当	実務経験10年以上(1業種につき10年以上)	4
「ハ」に該当	表1「技術者資格免許一覧表」の有資格者	7

『特定建設業』(建設業法第15条第2号)

建設業法 第15条第2号	該当区分			項番 64 コード
「イ」に該当	表2「技術者資格免許一覧」の有資格者のうち国家資格取得者等			9
「ロ」に該当	一般建設業(建設業法第7条第2号)	「イ」	+指導監督的実務経験2年以上	2
		「ロ」		5
		「ハ」		8
「ハ」に該当	特定建設業(建設業法第15条第2号)	「イ」	と同等以上の者	3
		「ロ」		6

⑮様式第9号（実務経験証明書）

この証明書は、建設工事の種類、技術者、証明者ごとに各々別紙に作成します。
建設業法第7条第2号「ハ」に該当し、かつ実務経験が不要とされる方、監理技術者資格者証により証明される方はこの証明書は必要ありません。

様式第九号（第三条関係）

（用紙A4）

実 務 経 験 証 明 書

下記の者は、**造園** 工事に關し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します

証明者に関する取扱いは、「**経営業務の管理責任者**」の場合と同様です（P58参照）。

許可を受けようとする建設工事の種類を記入します。

使用された期間内で従事した工事名を具体的に記入します。
他業種の実務経験として使用した期間と重複した記入はできません。

〇〇市〇町××-××
〇〇建設（株）
代表取締役 〇 〇 〇 〇

被証明者が所属していた部課名等を記入します。（注）

建設工事の実務の経験をした時の使用者の商号又は名称を記入します。

証 明 者
被証明者との関係 **役 員**

証明者の立場からみた技術者との関係を記入します。

技 術 者 の 氏 名	〇 〇 〇 〇	生年月日	昭和36年8月11日	使用された期間	平成17年10月から 平成27年12月まで
使 用 者 の 商 号 又 は 名 称	〇〇建設（株）				
職 名	実 務 経 験 の 内 容		実 務 経 験 年 数		
工事主任	〇〇GC芝張工事の施工管理		他5件	平成18年1月から18年12月まで	
〃	〇〇公園整備植栽工事の 〃		他8件	19年1月から19年12月まで	
工事課長	〇〇市中央公園植栽工事の 〃		他10件	20年1月から20年12月まで	
〃	〇〇カントリークラブ芝張工事の 〃		他9件	21年1月か	
〃	〇〇市西部自然林造成植栽工事の 〃		他7件	22年1月か	
取締役工事部長	〇〇市北公園植栽工事の 〃		他9件	23年1月か	
〃	〇〇市総合文化センター芝張工事の 〃		他11件	24年1月か	
〃	〇〇市東部児童公園芝張工事の 〃		他10件	25年1月か	
〃	〇〇中央公園植栽工事の 〃		他4件	26年1月から26年12月まで	
〃	〇〇北GC芝張工事の 〃		他12件	27年1月から27年12月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年	
				年	
使用者の証明を得ることができない場合はその理由			記載した実務経験年数の合計を記入します。	合計 満 10年 0月	

通年にわたり建設工事に従事していた場合は、その年の代表的な工事を1件記入し、その他の工事は「他〇件」として1年分を1行にまとめて記入してください。

この期間は、左の工事に従事した期間を記入します。

- 使用者の証明を得ることができない理由を記入します。
- 1. 事業主経験のみの場合
…… 自営のため
- 2. 使用者が倒産等のため証明が得られない場合
…… 倒産により使用者行方不明のため 等

（注）「実務の経験」とは、29業種の建設工事のうち、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の施工に関する技術上の職務経験をいいます。
したがって、建設工事施工を指揮、監督した経験及び実際に建設工事の施工に携わった経験をはじめ、これらの技術を修得するためにした見習中の技術的経験も含まれます。
また、この経験は、請負人の立場における経験に限られないため、建設工事の注文者側において設計に従事した経験や、現場監督技術者としての経験も含まれますが、工事現場の単なる雑務や事務の仕事に関する経験は含まれません。

⑬様式第 10 号（指導監督的実務経験証明書）

・この証明書は特定建設業の許可を受けようとする場合に、一般建設業の技術者基準を満たす方が、指導監督的な実務経験を有することを証明するために作成します。
 ただし、監理技術者資格者証により証明される方はこの証明書は必要ありません。
 ・建設工事の種類、技術者、証明者ごとに各々別紙に作成しますが、ここでの工事は元請工事で、請負金額が
 昭和59年9月30日まで } に従事したものは { 1,500万円以上
 平成6年12月27日まで } { 3,000万円以上 } のものに限られます。
 平成6年12月28日以降 } { 4,500万円以上 }

様式第十号（第十三条関係）

(用紙A4)

指導監督的実務経験証明書

下記の者は、**塗装工事** に関し、下記の元請工事について指導監督的な実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和〇年〇月〇日

様式第9号の記載に準じて記入します。

証明者に関する取扱いは、「経営業務の管理責任者」の場合と同様です（P58参照）。

〇〇市〇町××-××
 〇〇建設(株)
 代表取締役 〇〇〇〇

請負契約の相手方（発注者）の名称を記入します。

請負代金の額を千円単位（消費税込）で記入します。
 千円未満は切り捨てます。
 なお変更契約があった場合は、変更後の金額を記入します。

証 明 者
 被証明者との関係 **役 員**

証明者の立場から見た技術者との関係を記入します。

技 術 者 の 氏 名	〇〇 〇〇	生 年 月 日	昭和26年8月11日	使用された	昭和45年10月
使 用 者 の 商 号 又 は 名 称	〇〇建設(株)			期 間	平成10年12月
発 注 者 名	請負代金の額	職 名	実 務 経 験 の 内 容	実 務 経 験 年 数	
〇〇県	45,000千円	工事課長	〇〇道路面表示工事	7年 2月 から 7年10月まで	
××市	55,000千円	取締役工事部長	××市文化センター塗装工事	8年 6月 から 8年12月まで	
△△県	50,300千円	〃	△△橋塗り替え工事	9年 4月 から 10年 3月まで	
	千円			年 月から 年 月まで	
	千円				
	千円				
				年 月から 年 月まで	
使用者の証明を得ることができない場合はその理由	各工事の従事期間を合計して満2年以上になることが必要です。この場合の経験年数は、使用された期間の合計ではありませんので注意してください。また、経験期間が重複しているものにあつては二重に計算してはいけません。			合計 満 2 年 1 月	

指導監督的な実務に従事した期間を記入します。単に契約工期を記入するものではありません。

記載要領

- この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成し、請負代金の額が4,500万円以上の建設工事（平成6年12月28日前の建設工事にあつては3,000万円以上のもの、昭和59年10月1日前の建設工事にあつては1,500万円以上のもの）1件ごとに記載すること。
- 「職名」の欄は、被証明者が従事した工事現場において就いていた地位を記載すること。
- 「実務経験の内容」の欄は、従事した元請工事名等を具体的に記載すること。
- 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

⑰様式第 11 号（建設業法施行令第 3 条に規定する使用人の一覧表）

様式第十一号（第四条関係）

様式第 1 号の別紙二 (1) 又は (2) の「従たる営業所」欄に記入した営業所等がある場合、又は、個人事業主が支配人を置いた場合に作成します。

(用紙 A 4)

建設業法施行令第 3 条に規定する使用人の一覧表

令和〇年〇月〇日

営業所の名称	職 名	フリ 氏 名	カナ 名
〇〇営業所	〇〇営業所長	フリ 〇〇	カナ 〇〇
営業所の名称を記載します。	「〇〇営業所長」、「〇〇支店長」等と記載します。支配人の場合は、「支配人」と記載します。		

⑱様式第 12 号（許可申請者の住所、生年月日等に関する調書）

法人の場合は、「役員等の一覧表」に記入した全員分、個人の場合は、事業主について作成してください。また、新たに役員を追加する変更届出書を提出する場合は、新たに追加する者について調書を添付してください。なお、経營業務の管理責任者等については作成不要です。

様式第十二号（第四条関係）

(用紙 A 4)

許可申請者 $\left(\begin{array}{c} \text{法人の役員等} \\ \text{本 人} \\ \text{法 定 代 理 人} \\ \text{法定代理人の役員等} \end{array} \right)$ の住所、生年月日等に関する調書

現住所を記入します。

不要な文字を消します。

住 所	宇都宮市〇〇町××-××		
氏 名	栃木 一郎	生 年 月 日	昭和 2 5 年 6 月 1 5 日 生
役 名 等	代表取締役		
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
		なし	
上記のとおり相違ありません。			
令和〇年〇月〇日		氏 名	栃木 一郎

申請時の職名を記載します。
 ○株式会社（特例有限会社を含む）の場合「代表取締役」又は「取締役」
 ○持分会社（合名、合資、合同会社）の場合「業務を執行する社員」
 ○個人の場合「事業主」
 ○委員会設置会社の場合「執行役」

該当がなければ「なし」と記載します。
空欄にしないこと。

株主等、顧問、相談役については、「賞罰」の欄への記載並びに署名を要しない。

記載要領

- 「 $\left(\begin{array}{c} \text{法人の役員等} \\ \text{本 人} \\ \text{法 定 代 理 人} \\ \text{法定代理人の役員等} \end{array} \right)$ 」については、不要のものを消すこと。
- 法人である場合においては、法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載すること。
- 株主等については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を要しない。
- 顧問及び相談役については、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を要しない。
- 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。
- 様式第 7 号別紙又は様式第 7 号の 2 別紙に記載のある者については、本様式の作成を要しない。

⑱様式第 13 号（令第 3 条使用人の住所、生年月日等に関する調書）

様式第 1 号の別紙二 (1) 又は (2) の「従たる営業所」欄に記入した営業所等がある場合、又は個人事業主が支配人を置いた場合に作成します。

ただし、役員等を兼ねている者については、様式第 12 号の調書をもってこれに代えることができます。

新たに令第 3 条使用人・支配人を追加する変更届出書を提出する場合は、新たに追加する者について、調書を添付してください。

様式第十二号（第四条関係）

(用紙 A 4)

建設業法施行令第 3 条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書

		〇〇市△△町××-×	
氏名	〇〇 〇〇	生 年 月 日	昭和 2 9 年 3 月 3 日 生
営業所名	〇〇営業所		
職名	〇〇営業所長		
賞	年 月 日	賞 罰 の 内	
		なし	
罰			
上記のとおり相違ありません。			
令和〇年〇月〇日		氏 名 〇〇 〇〇	

記載要領

「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

⑳様式第 14 号（株主調書）

総株主の議決権の 5/100 以上を有する株主、又は出資の総額の 5/100 以上に相当する出資をしている者全員について記入します。

株数又は出資額のいずれかを記入します。

様式第十四号（第四条関係）

株 主 （ 出 資 者 ） 調 書

(用紙 A 4)

株主（出資者）名	住 所	所有株数又は出資の価額
栃 木 一 郎	〇〇市〇〇町××-××	200株
栃 木 二 郎	〃	100株
山 口 太 郎	〇〇市〇町××-××	150株
栃 木 花 子	〃〇〇町××-××	50株

記載要領

この調書は、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者について記載すること。

㉑様式第 20 号（営業の沿革）

様式第二十号（第四条関係）

営 業 の 沿 革

創業以後の沿革	昭和40年 5月 1日	創業
	昭和58年 4月 1日	実父より栃木工務店の事業継承
	平成 5年 4月 1日	組織変更により栃木一建設（株）設立（資本金 1,000万円）
	平成22年12月10日	資本金の増資（資本金 4,000万円）
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

事業（建設業以外の業を含む）を開始した年月日を記載します。

創業、商号又は名称の変更、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業の再開等を記載します。

建設業の登録及び許可の状況	平成24年 7月 5日	最初の建設業許可（般-24）第××××号（建、と）
	平成26年 6月 1日	新規（特定）の許可（特-26）第××××号（土、舗）
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

建設業の最初の登録及び許可等（更新を除く。）についてその番号を付して記載します。

賞罰	年 月 日	なし
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

行政処分等についても記載します。
該当がない場合は、「なし」と記入します。

記載要領

- 「創業以後の沿革」の欄は、創業、商号又は名称の変更、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業の再開等を記載すること。
- 「建設業の登録及び許可の状況」の欄は、建設業の最初の登録及び許可等（更新を除く。）について記載すること。
- 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

②様式第 20 号の 2 (所属建設業者団体)

様式第二十号の二 (第四条関係)

(用紙 A 4)

所 属 建 設 業 者 団 体

団 体 の 名 称	所 属 年 月 日
該当なし	

該当がない場合は、「該当なし」と記載します。

記載要領

「団体の名称」の欄には、法第27条の37に規定する建設業者の団体の名称を記載すること。

③様式第 20 号の 3 (主要取引金融機関名)

様式第二十号の三 (第四条関係)

(用紙 A 4)

主 要 取 引 金 融 機 関 名

政 府 関 係 金 融 機 関	普 通 銀 行 長 期 信 用 銀 行	株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫 信 用 金 庫 ・ 信 用 協 同 組 合	そ の 他 の 金 融 機 関
	〇〇銀行△△支店	〇〇信用金庫 △△支店	

各金融機関とも、取引店舗名まで記載してください。

記載要領

- 「政府関係金融機関」の欄は、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行等について記載すること。
- 各金融機関とも、本所、本店、支所、支店、営業所、出張所等の区別まで記載すること。
(例 〇〇銀行〇〇支店)

②4 定款

許可を受けようとする者が法人の場合は、申請時点における会社所有の定款と同一のもの(写し)を添付してください。

また、定款の内容を変更している場合は、あわせて株主総会等の議事録を添付してください。

なお、定款の事業目的に、建設業を営む旨の記載がない場合は、今後定款を変更して事業目的に追加するようお願いいたします。

②5 財務諸表

法人の場合は、様式第 15 号、第 16 号、第 17 号、第 17 号の2、第 17 号の3(対象となる業者のみ)を提出してください。

また、個人の場合は、様式第 18 号、第 19 号を提出してください。

様式については、「参考資料5 財務諸表」を、また勘定科目については「参考資料6 建設業法施行規則で定める勘定科目の説明」を参照してください。

作成に当たっては、決算書の内容を基に、各様式に定められた記載要領を参考にしてください。記載の方法が不明な場合は、決算書を作成された方(税理士等)にご相談ください。

②6 履歴事項全部証明書

法人の場合には、法務局で取得した履歴事項全部証明書の原本を添付(副本用はコピー可)してください。また、個人で、支配人登記をしている場合も必要です。

また、証明書は申請日前3か月以内に発行されたものを提出してください。

②7 事業税納税証明書

申請時の直前1事業年度分の納税証明書を添付してください。栃木県知事許可の申請を行う場合は、法人、個人ともに栃木県の県税事務所で発行する「事業税」の納税証明書の原本が必要です。

また、納税証明書は申請日前3か月以内に発行されたものを提出してください。

なお、事業を開始したばかりで、納税証明書が添付できない場合は、県税事務所(又は税務署、市役所、町役場)へ提出した法人設立・設置届出書又は個人事業の開業届出書のコピー(受付印があるものに限る)を添付してください。

IV 許可後の注意事項

1 許可を受けた後の届出等

許可を受けた後、下記の「変更等の事項」に該当することとなった場合には、必要な書類を添付した変更届出書を、許可をした行政庁に提出しなければなりません。

これらの提出がない場合、許可の更新の申請や業種追加の申請が認められない場合があります。

特に、「**23 毎事業年度(決算期)を経過したとき**」に提出する変更届出書については、**全ての業者が毎年度提出する必要があります**ので、毎年度忘れずに提出してください。

各提出様式に必要な添付書類については、下の表のほか、「その他の添付書類」(P34)をご参照ください。また、必要に応じて、その他に追加書類の提出を求めることがあります。

変更等の事項		様式番号	届出書類	参照 頁数	提出 期限
1	商号(名称)、組織変更	第22号の2	変更届出書(第一面)	78	事実の発生した日から三十日以内
			登記事項証明書(商業登記) ※個人は不要	73	
2	新任	第22号の2	変更届出書(第一面)	78	
		第1号別紙1	役員等の一覧表	47	
		第6号	誓約書	57	
		第12号	住所、生年月日等に関する調書	69	
			登記されていないことの証明書	35	
			身分証明書*1	35	
3	役員等 退任(辞任・死亡)	第22号の2	変更届出書(第一面)	78	
		第1号別紙1	役員等の一覧表	47	
			登記事項証明書(商業登記)	73	
4	代表者の交替	第22号の2	変更届出書(第一面)	78	
		第1号別紙1	役員等の一覧表	47	
			登記事項証明書(商業登記)	73	
5	氏名の変更(改姓・改名)、 役職名の変更	第22号の2	変更届出書(第一面)	78	
		第1号別紙1	役員等の一覧表 ※個人は不要	47	
			登記事項証明書(商業登記) ※法人の場合	73	
		戸籍抄本又は住民票の抄本 ※個人(氏名変更の場合)	-		
6	資本金額、出資総額の変更	第22号の2	変更届出書(第一面)	78	
		第14号	株主(出資者)調書	70	
			登記事項証明書(商業登記)	73	
		第1号別紙1	役員等の一覧表 ※株主に変更がある場合のみ	47	
	第12号	住所、生年月日等に関する調書 ※株主が増える場合のみ	69		
7	営業所の所在地、 名称の変更	第22号の2	変更届出書(第一面) ※「従たる営業所」は、第二面も必要	78,79	
			登記事項証明書(商業登記) ※法人の営業所移転の場合	73	
			営業所の確認資料 ※営業所移転の場合	35	
8	従たる営業所の新設		No. 7の届出書類	-	
			No. 14の届出書類	-	
			No. 16の届出書類	-	
9	従たる営業所の廃止	第22号の2	変更届出書(第一面、第二面)	78,79	
		第11号	令第3条の使用人一覧表	69	
			No. 14の届出書類	-	
10	従たる営業所の業種追加	第22号の2	変更届出書(第一面、第二面)	78,79	
			No. 14の届出書類	-	
11	従たる営業所の業種廃止	第22号の2	変更届出書(第一面、第二面)	78,79	
			No. 14の届出書類	-	

変更等の事項		様式番号	届出書類	参照 頁数	提出 期限	
12	経営業務の 管理責任者	変更	第22号の2	変更届出書(第一面)	78	事実の発生した日から二週間以内
			第7号	常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書*2	58	
			第7号別紙	常勤役員等の略歴書*2	59	
				経験等に関する確認書類	30	
				常勤性の確認書類	33	
13	氏名の変更(改姓・改名)		第22号の2	変更届出書(第一面)	78	
			第7号	常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書*2	58	
			第7号別紙	常勤役員等の略歴書*2	59	
				常勤性の確認書類	33	
				登記事項証明書(商業登記) ※法人の場合 戸籍抄本又は住民票の抄本 ※個人の場合	73 -	
14		変更 (担当業種、有資格区分、 所属営業所の変更を含む)	第22号の2	変更届出書(第一面)	78	
			第1号別紙4	専任技術者一覧表	50	
			第8号	専任技術者証明書	64	
				技術者の技術資格等に関する書類	31	
				常勤性の確認書類	33	
15	専任 技術者	氏名の変更(改姓・改名)	第22号の2	変更届出書(第一面)	78	
			第1号別紙4	専任技術者一覧表	50	
			第8号	専任技術者証明書	64	
				常勤性の確認書類	33	
				戸籍抄本又は住民票の抄本	-	
16		追加	第22号の2	変更届出書(第一面)	78	
			第1号別紙4	専任技術者一覧表	50	
			第8号	専任技術者証明書	64	
				技術者の技術資格等に関する書類	31	
				常勤性の確認書類	33	
17		交代に伴う削除	第22号の2	変更届出書(第一面)	78	
			第1号別紙4	専任技術者一覧表	50	
			第8号	専任技術者証明書	64	
18	令第3条の 使用人	新任	第22号の2	変更届出書(第一面)	78	
			第6号	誓約書	57	
			第11号	令第3条の使用人一覧表	69	
			第13号	住所、生年月日等に関する調書	70	
				登記されていないことの証明書	35	
				身分証明書*1	35	
19		変更	第22号の2	変更届出書(第一面)	78	
			第11号	建設業法施行令第3条の使用人一覧表	69	
20		経営業務の管理責任者又は専任技術者に係る基準を満たさなくなったとき	第22号の3	届出書	81	
21		建設業法第8条第1号及び第7号から第11号までのいずれかに該当するに至ったとき	第22号の3	届出書	81	
22		健康保険等の加入状況に 変更があったとき	第7号の3	健康保険等の加入状況	63	
				健康保険等の加入状況を証明する資料	33	

変更等の事項	様式番号	届出書類	参照 頁数	提出 期限	
23 毎事業年度を経過したとき (決算終了に伴う変更届出)	★法人・個人共通★				毎事業年度経過後 四か月以内
			変更届出書(決算終了に伴う変更届出書)	80	
	第2号		工事経歴書 ※届出時点で許可を取得している全業種分	51~53	
	第3号		直前3年の各事業年度における工事施工金額	54,55	
	第4号		使用人数 ※変更がある場合のみ	56	
	第11号		令第3条の使用人一覧表 ※変更がある場合のみ	69	
			事業税納税証明書(納付すべき額及び納付済額)	73	
	★法人の場合★				
	第15号		貸借対照表	111	
	第16号		損益計算書、完成工事原価報告書	113	
	第17号		株主資本等変動計算書	115	
	第17号の2		注記表	116	
	第17号の3		附属明細表*3	119	
	任意様式		事業報告書(特例有限会社を除く株式会社のみ提出)	-	
			定款 ※変更がある場合のみ	73	
	★個人の場合★				
第18号		貸借対照表	122		
第19号		損益計算書	124		

*1) 外国籍の役員等については、身分証明書に代えて住民票を提出

*2) P14のⅡの要件で申請する場合には、様式第7号に代えて様式第7号の2及び別紙を提出

*3) 特例有限会社を除く株式会社のうち、以下のいずれかに該当する者が提出します。ただし、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第24条に規定する有価証券報告書の提出会社にあつては、有価証券報告書の写しの提出を持って附属明細表の提出に代えることができます。

- ・ 資本金の額が1億円超
- ・ 最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が200億円以上である場合

2 変更届等の記載例

(1) 変更届出書（様式第二十二号の二（第一面））

下記の例を参考に、変更事項を記入してください。

また、項番37～44に記入がある場合には、入力用が必要となるので注意してください。

様式第二十二号の二（第八条、第九条関係）

届出事項を○で囲みます。

複数の有効な許可があるときは、その中で最も古い許可年月日を記入します。

(用紙A4)
00006

変更届出書 (第一面)

下記のとおり、
 (1)商号又は名称 (2)営業所の名称、所在地又は業種 (3)資本金額 (4)役員等の氏名 (5)個人業者の氏名
 (6)支配人の氏名 (7)建設業法施行令第3条に規定する使用人 (8)建設業法第7条第2号に規定する営業所に置かれる専任の技術者
 について変更があったので届出をします。

令和〇年〇月〇日

地方整備局長
北海道開発局長
栃木県 知事 殿

不要な文字を消します。

届出者 栃木県宇都宮市塙田1-1-20
栃木一建設(株)
代表取締役 栃木 一郎

大臣コード
 許可番号 3509 国土交通大臣 許可(一般) 02 第00XXXXX号 令和02年04月10日

法人番号 361234567890123 法人番号の指定を受けたものである場合には、法人番号を記載します。

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
商号	(有) 栃木工務店	栃木一建設(株)	R〇年〇月〇日	
営業所の所在地	〒320-0851 栃木県宇都宮市鶴田町〇〇	〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20	R〇年〇月〇日	
専任技術者	栃木 一郎	栃木 二郎	R〇年〇月〇日	
役員等の氏名(経営業務管理責任者の変更)	栃木 一郎	栃木 二郎	R〇年〇月〇日	経営業務管理責任者

変更の前後を対比させて記載します。

変更の事実が発生した日を記入します。

役員や経営業務の管理責任者・専任技術者の就任・退任の別を記載してください。

項番37～44については、変更のあった部分のみ記載してください。変更がない部分は、記載する必要はありません。

変更の内容が、次の◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】又は第二面の◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に係る場合には、該当する欄にも変更後の内容を記入すること。

◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】

商号又は名称のフリガナ 37 ト チ ギ イ チ ケ シ セ ツ

商号又は名称 38 栃 木 一 建 設 (株)

代表者又は個人の氏名のフリガナ 39

代表者又は個人の氏名 40

主たる営業所の所在地市区町村コード 41 09201 都道府県名 栃木県 市区町村名 宇都宮市

主たる営業所の所在地 42 塙 田 1 - 1 - 2 0

郵便番号 43 320-8501 電話番号 44 028-〇〇-XXXX

資本金額又は出資総額 44 (千円)

項番37～44に記入がある場合は、入力用が必要です。

表4「栃木県市区町村コード」から該当コードを記入します。

連絡先 所属等 総務課 氏名 栃木 太一 電話番号 028-〇〇〇-XXXX
 ファックス番号 028-〇〇〇-XXXX

申請事務を担当している方について記載します。また、代理人(書類作成代行者)についても、余白に記載します。

(2) 変更届出書 (様式第二十二号の二 (第二面))

入力用が必要です。

様式第二十二号の二(第二面)は、主たる営業所の営業しようとする業種、従たる営業所に係る情報について変更があった際に提出します。また、入力用が必要となるので注意してください。

下記の例を参考に、変更事項を記入してください。

届出事項を記載します。

(用紙A4)

(第二面)

区 分 項番 8 1 2
大臣 知事 コード

許 可 番 号 項番 8 2 0 9 国土交通大臣 許可 (一般-02) 第 0 × × × × × 号 令和 0 2 年 0 3 月 0 3 日

2. 営業しようとする建設業
又は従たる営業所の所在地の変更

3. 従たる営業所
の新設

4. 従たる営業所
の廃止

許可年月日

◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】

(主たる営業所)

営業しようとする建設業 8 3 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゃ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 (1 . 一 般) (2 . 特 定)

変更前 3 5 10 15 20 25 30

所在地の変更がある場合

フリガナ ケンナンエイギョウシヨ

従たる営業所の名称 8 4 県 南 営 業 所

23 25 30 35 40

従たる営業所の所在地市区町村コード 8 5 0 9 2 0 8 都道府県名 栃木県 市区町村名 小山市

従たる営業所の所在地 8 6 駅 東 通 り ○ ○ ○

23 25 30 35 40

郵便番号 8 7 3 2 3 - 0 0 2 2 電話番号 0 2 8 5 - 2 2 - × × × ×

10 15 20 25 30

営業しようとする建設業 8 8 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゃ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 (1 . 一 般) (2 . 特 定)

3 5 10 15 20 25 30

変更前

営業しようとする建設業を追加する場合

ケンホクエイギョウシヨ

従たる営業所の名称 8 4 県 北 営 業 所

23 25 30 35 40

従たる営業所の所在地市区町村コード 8 5

都道府県名 市区町村名

8 6

従たる営業所の所在地

23 25 30 35 40

郵便番号 8 7

電話番号

10 15 20 25 30

営業しようとする建設業 8 8 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゃ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 (1 . 一 般) (2 . 特 定)

3 5 10 15 20 25 30

変更前

営業しようとする建設業を削除する場合

ケントウエイギョウシヨ

従たる営業所の名称 8 4 県 東 営 業 所

23 25 30 35 40

従たる営業所の所在地市区町村コード 8 5

都道府県名 市区町村名

8 6

従たる営業所の所在地

23 25 30 35 40

郵便番号 8 7

電話番号

10 15 20 25 30

営業しようとする建設業 8 8 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゃ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 (1 . 一 般) (2 . 特 定)

3 5 10 15 20 25 30

変更前

「3. 従たる営業所の新設」の場合は、当該営業所に係る全ての情報を記載します。

「4. 従たる営業所の廃止」の場合は、当該営業所の名称のみを記載します。

(3) 決算終了に伴う変更届出書 (P81参照)

毎事業年度経過すると、その4ヶ月以内に下記「変更届出書」とともに、工事経歴書、直前3年の各事業年度における工事施工金額等を提出する必要があります。これらの提出がなされない場合は、更新等の申請が認められない場合がありますので、忘れずに提出してください。

下記の例を参考に、届出事項を記入してください。

(用紙A4)

変 更 届 出 書

令和 3 年 9 月 15 日

複数の有効な許可があるときは、その中で最も古いものを記入します。

法人番号の指定を受けたものである場合には、法人番号を記載します。

許 可 番 号 国土交通大臣 許可 (般 特 - 0 1) 第 〇 〇 〇 〇 〇 号
 栃木県 知事
 法 人 番 号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

栃木県宇都宮市塙田1-1-20
 栃木一建設 (株)
 代表取締役 栃木 一郎

届 出 者 _____

不要な文字を消します。

地方整備局長
 北海道開発局長
 栃木県 知事 殿

事業年度(期と期間)を記入します。

事業年度 (第 2 5 期 令和 2 年 7 月 1 日 から 令和 3 年 6 月 3 0 日 まで) が
 終了したので、別添のとおり、下記の書類を提出します。

- (1) 工事経歴書 (2) 工事施工金額 (3) 貸借対照表及び損益計算書
- (4) 株主資本等変動計算書及び注記表 (5) 事業報告書 (6) 附属明細表
- (7) 法人税納付済額証明書 (8) 所得税納付済額証明書 (9) 事業税納付済額証明書
- (10) 使用人数 (11) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表
- (12) 定款 (13) 健康保険等の加入状況

提出書類を○で囲み、それらの書類とともにひもとじをして提出します。

記載要領

- 1 「 地方整備局長
 北海道開発局長 及び 「国土交通大臣 については、不要のものを消すこと。
 知事」 知事」
- 2 「届出者」の欄は、この変更届出書により届出をしようとする者（以下「届出者」という。）の他にこの届出書を作成した者がある場合には、届出者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 (1) から (13) までの事項について、該当するものの番号を○で囲むこと。

(4) 届出書 (様式第二十二号の三)

入力用が必要です。

様式第二十二号の三は、下記の(1)～(4)の事項に該当する場合に提出します。また、入力用が必要となるので注意してください。

下記の例を参考に、変更事項を記入してください。

様式第二十二号の三 (第十条の二関係)

(用紙A4)
00008

届 出 書

届出事項を○で囲みます。

下記のとおり、
 (1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準を満たさなくなった
 (2) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった
 (3) 専任の技術者を削除した
 (4) 欠格要件に該当するに至った
 ので届出をします。

令和3年 7月 1日

不要な文字を消します。

地方整備局長
北海道開発局長
栃木県 知事 殿

栃木県宇都宮市埴田1-1-20
 栃木一建設(株)
 届出者 代表取締役 栃木 一郎

項番 大臣 コード
 知事
 許可番号 5 1 0 9 国土交通大臣 許可 (一般 0 2) 第 0 0 × × × × 号 令和 0 2 年 0 4 月 1 0 日
 栃木県 知事

記

(1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準〔経営業務の管理責任者〕を満たさなくなった

元号〔令和R、

複数の有効な許可があるときは、その中で最も古い許可年月日を記入します。

氏名 5 2 生年月日 年 月 日

(2) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準〔専任の技術者〕を満たさなくなった場合
 (3) 専任の技術者を削除した場合

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 5 3 埴田 一也 生年月日 S 2 6 年 0 3 月 0 4 日

営業所の名称 本店 建設工事の種類 園

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 生年月日 年 月 日

許可を受けている業種の一部廃業に伴い、専任技術者を削除する場合は、(3)を○で囲みます。

建設工事の種類

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 生年月日 年 月 日

営業所の名称 建設工事の種類

(4) 建設業法第8条第1号及び第7号から第13号までに規定する欠格要件に該当するに至った場合

具体的事由

()

3 その他の注意事項

(1) 許可換えについて

許可を受けた後、営業所の新設、廃止、所在地の変更等により、許可行政庁を異にすることとなった場合には、新たな許可行政庁から新たな建設業の許可を受けることが必要です。この場合、従前に受けていた建設業の許可の効力は、新たな許可を受けたときに失います。

なお、許可換えが必要となるのは、次の場合です。

許可換えの区分	事 由
知事許可から大臣許可へ	知事許可を受けた者が、二以上の都道府県の区域内に営業所を有することとなったとき。
A 知事許可から B 知事許可へ*1	A 都道府県知事の許可を受けた者が A 都道府県の区域内の全ての営業所を廃止して、B 都道府県の区域内にのみ営業所を設置することとなったとき。
大臣許可から知事許可へ	大臣許可を受けた者が、一の都道府県の区域内にのみ営業所を有することとなったとき。

* 1) 栃木県以外の知事の許可を受けた者が、栃木県知事許可の申請する際は、従前の許可書の写しを添付してください。

(2) 組織変更による届出等について

組織変更の場合は、会社法で定める会社（株式会社（特例有限会社を含む）、合名会社、合資会社、合同会社）間での組織変更については変更届出書を提出することになります。

しかし、個人事業者から法人組織に移行する場合（法人成り）又は法人組織から個人事業者に移行する場合は、事業承継を行う場合を除き、新規の許可申請が必要となります。

(3) 浄化槽法に基づく届出について

土木工事業・建築工事業・管工事業の許可を受けて、浄化槽工事業を営む場合には、浄化槽法に基づく届出が必要となります。

なお、上記以外の場合で、浄化槽工事業を営む場合には、浄化槽法に基づく登録が必要です。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

○栃木県県土整備部 監理課 建設業担当（TEL 028-623-2390）

または、栃木県公式ホームページ

(4) 電気工事業法に基づく届出について

建設業の許可（電気工事に限らない）を受けて、電気工事業を営む場合には、電気工事業法に基づく届出等が必要となります。

なお、建設業の許可を受けずに電気工事業を営む場合は、電気工事業法に基づく登録等が必要です。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

○栃木県産業労働観光部 工業振興課 保安担当（TEL 028-623-3196）

または、栃木県公式ホームページ

(5) 屋外広告物条例に基づく屋外広告業の登録について

栃木県内（宇都宮市の区域を除く。）において、屋外広告業（屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置を行う営業。以下同じ。）を営む場合には、栃木県屋外広告物条例に基づく屋外広告業の登録が必要です。

なお、宇都宮市内において、屋外広告業を営む場合には、宇都宮市屋外広告物条例に基づく屋外広告業の登録が必要です。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

栃木県県土整備部 都市計画課 景観づくり担当（TEL 028-623-2463）

宇都宮市都市整備部 都市計画課 都市景観グループ（TEL 028-632-2568）

(6) 許可申請書等の閲覧について

建設業法 第13条規定に基づき、現在有効な建設業許可を受けている建設業者が提出した許可申請書等を閲覧に供するための閲覧所を下記のとおり設置しています。

建設業者の施工能力、施工実績、経営内容等に関する情報を提供し、適切な建設業者の選定の利便等に供することが、この閲覧制度の目的です。

① 閲覧場所

宇都宮市埜田 1-1-20 栃木県庁本館 2階 県民プラザ「建設関連資料閲覧コーナー」

② 閲覧時間

平日（閉庁日、祝日を除く）午前9時～午後5時

③ 閲覧資料

- ・建設業許可申請・届出書等（栃木県知事許可業者のみ）
- ・経営事項審査結果通知書（栃木県知事許可業者に関するもの）
- ・入札参加資格者名簿（建設工事、測量・建設コンサルタント等業務に関するもの）

V 許可の承継制度

1 許可の承継制度とは

(1) 制度の概要

これまでは、建設業者が事業の譲渡、会社の合併、分割を行った場合、譲渡、合併後又は分割後の会社は新たに建設業許可を取り直すことが必要でした。その場合、新しい許可が下りるまでの間に建設業を営むことができない空白期間が生じていました。

そうした状況を受けて、令和2年10月に建設業法が改正され、事業承継の規定を整備し、事前の認可を受けることで、建設業の許可を承継することが可能になりました。

なお、この制度を利用すると、許可だけでなく、被承継人の受けた監督処分や経営事項審査の結果についても承継することとなります。

(2) 承継制度の区分

承継制度は、以下の4つの区分に分類されます。

区分	概要	認可を受ける時期
①事業譲渡	・建設業許可業者を含む複数の事業者間で、建設業に関する事業の全部譲渡が行われる場合が該当します。 ・「個人から法人への法人成り」や、「法人廃業からの個人事業主開業」も事業譲渡に該当します。	事業譲渡をする前
②法人の合併	・建設業許可業者を含む複数の事業者間で、既許可業者の消滅を伴う新設合併又は吸収合併が行われる場合が該当します。	合併をする前
③法人の分割	・建設業許可業者が、企業分割によって建設業部門を引き継ぐ新たな建設業者を新設する、もしくは複数の事業者間で、建設業に関する事業が吸収分割により全部譲渡される場合が該当します。	分割をする前
④個人事業の相続	・建設業者である個人事業主が死亡後、他の個人事業主への相続が行われた場合が該当します。 ・認可申請がなされた場合、申請への処分（認可又は拒否）があるまで、相続人は建設業の許可を受けたものとして扱います（被相続人の許可が続いていたとみなす）。	死亡後30日以内

(3) 認可後の許可の有効期間

認可後の許可の有効期間は、承継日における残存の許可の有効期間にかかわらず、下記のとおり起算します。

- ・事業承継（相続を除く）の場合

承継の日の翌日から5年

※承継日当日も許可は有効となるため、認可通知書に記載される許可の有効期間は、5年+1日となります。

- ・相続の場合

被相続人の死亡の日（相続の日）から5年

(4) 認可後の許可番号

原則として、承継元の許可番号を使用します。

ただし、認可申請の時点で、すでに承継元と承継先の双方が栃木県知事許可業者である場合は、どちらの許可番号を継続して使用するか、選択が可能です。

(5) 栃木県知事に対して認可申請ができる場合

栃木県知事に対して認可申請を行うことができるのは、承継先及び承継元のすべてが、栃木県知事許可業者であるか、又は建設業を営む営業所が栃木県内のみにある場合に限りです。

なお、承継先及び承継元のうち、いずれか1者でも栃木県知事以外の許可を受けた建設業者である場合の申請先は国土交通大臣となります。この場合、承継先の主たる営業所が所在する都道府県を管轄する地方整備局へ申請を行ってください。あわせて、栃木県知事許可業者が国土交通大臣による認可を受けた場合は、その後速やかに栃木県知事への報告が必要です。

また、栃木県内で許可を受けずに建設業を営んでいる者が、無許可であるまま栃木県外の建設業許可を承継することはできません。

2 認可の基準

承継の認可を希望する場合は、以下の基準を全て満たしていることが必要です。

(1) 承継の事実が発生する前までに申請を行い、認可を受けること（相続の場合を除く）

許可の承継を行うためには、承継の事実が発生する前までに認可を受ける必要があります。よって、事実が発生した後に、さかのぼって申請を行うことはできません。

なお、個人事業の相続の場合のみ、被相続人（承継元）の死亡後30日以内であれば申請を行うことができます。

(2) 承継元の建設業の全部を承継すること

許可の承継を行うためには、必ず承継元が受けていた許可の全部を、承継先に承継させる必要があります。よって、承継元が受けていた許可の一部のみを承継させることはできません。

承継元が現に有する業種のうち、承継を要しない業種がある場合は、認可申請を行う前に、当該業種に係る廃業届を提出してください。

(3) 承継元と承継先が同一業種について異なる区分の許可を受けていないこと

ある業種について、一般建設業の許可を受けている者が、同時に特定建設業の許可を受けることはできません。そのため、承継元と承継先が同一業種の許可を有するときは、下記のように取り扱います。

①一般・特定の区分が「同じ」場合は、そのまま承継が可能です。

②一般・特定の区分が「異なる」場合は、どちらかの区分の許可を認可申請前に廃業してください。

(4) 承継後の全ての業種について、承継者が許可の要件を満たしていること

承継者は、承継後に有することになる全ての業種について、通常の許可申請の場合と同様に、許可の要件の全てを満たす必要があります。

特に、承継される業種の専任技術者については、原則として、承継前と同一の専任技術者が、承継後も引き続き常勤していなければなりません。なお、承継日時点で異なる者を専任技術者とする場合は、承継日から2週間以内に専任技術者の変更届を提出してください。

3 認可を受けるための手続

(1) 事前相談

許可の承継を希望する場合は、申請を行う前に、監理課まで御相談をお願いしております。事前相談では、承継制度を利用するための条件が整っているかどうか、あらかじめ確認させていただきます。

なお、事前相談なく申請が行われた場合、書類の補正等に時間を要し、承継の事実が発生する前までに認可ができないことがあります。

また、事前相談を行う際も、承継予定日まで十分な余裕（少なくとも予定日まで2か月以上前）を確保してください。

相談方法

メール又は監理課建設業担当窓口（要予約）にて承ります。

なお、窓口での相談を希望される場合は、あらかじめメール又は電話にて予約をお取りください。

- ・メールの場合：監理課のメールアドレス「kanrika@pref.tochigi.lg.jp」まで御連絡ください。

その際、メールの内容には、下記の事項を必ず明記してください。

- ①承継の区分
- ②承継元、承継先の情報（名称、所在地、代表者名等）及び双方の関係性
- ③承継元の許可番号
- ④承継予定日
- ⑤担当者の連絡先

- ・窓口の場合：予約をお取りいただいた日時に、監理課建設業担当窓口までお越しください。

【窓口】宇都宮市埴田1-1-20 栃木県庁舎本館13階

【電話番号】028-623-2390

(2) 認可申請書等の入手先

通常の許可申請と同様です。詳しくは26ページを御参照ください。

(3) 申請手数料

手数料はかかりません。

(4) 認可申請書等の提出先及び提出部数

通常の許可申請と同様です。詳しくは 27 ページを御参照ください。

(5) 申請書類の提出に当たって

通常の許可申請と同様です。詳しくは 28 ページを御参照ください。

(6) 認可通知書の交付

許可の承継が認可された場合は、申請者あてに認可通知書を交付します。認可通知書は、申請書を提出した管轄の土木事務所を経由して交付されます。なお、認可通知書を代理人の方が受領する場合は、委任状の委任事項に「受領」が明記されていることが必要です。

(7) 誓約書に基づき後日提出いただく書類について

認可申請時に誓約書（様式第 22 号の 6、又は様式 22 号 11）を提出し、許可の承継が認可された者については、法令で定められた期限までに必要書類が提出されない場合、建設業の許可が取り消しとなる可能性があります。

4 認可申請書及び添付書類

(1) 事業譲渡

様式番号	書類の名称	備考	譲受人	
			法人	個人
第22号の5	譲渡及び譲受け認可申請書(第1面、第2面)	譲渡人、譲受人の連名で作成	◎	◎
別紙1	役員等の一覧表	譲受人の承継予定日時点での状況を記載	◎	×
別紙2	営業所一覧表		◎	◎
別紙3	専任技術者一覧表	譲渡人の専任技術者と同一人物	◎	◎
第2号	工事経歴書	譲受人に係る直前の事業年度における実績	◎	◎
第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	譲受人に係る直前の事業年度から起算して過去3年間の実績	◎	◎
第4号	使用人数	譲受人の承継予定日時点での状況を記載	◎	◎
第6号	誓約書	「譲受人」以外を削除	◎	◎
	成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書		◎	◎
	成年被後見人及び被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書		◎	◎
第7号	常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書	「申請者」欄は譲渡人、譲受人の連名で作成	◎	◎
別紙	常勤役員等の略歴書		◎	◎
	常勤役員等の経営経験の確認書類		◎	◎
第7号の3	健康保険等の加入状況	申請時に提出可能な場合に提出 (提出が不可能な場合には様式第22号の6を提出)	◎	◎
	健康保険等の加入状況の確認書類		◎	◎
第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	該当がある場合に提出	◎	◎
第12号	許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人)の住所、生年月日等に関する調書		◎	◎
第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	該当がある場合に提出	◎	◎
	定款		◎	×
第14号	株主(出資者)調書	譲受人の承継予定日時点での状況を記載	◎	×
第15号	貸借対照表	承継に係る契約において、財産等の引継ぎがない場合には、直近の決算内容で作成 →引継ぎがある場合には承継直後に財務諸表を作成	◎	×
第16号	損益計算書・完成工事原価報告書		◎	×
第17号	株主資本等変動計算書		◎	×
第17号の2	注記表		◎	×
第17号の3	附属明細表		◎	×
第18号	貸借対照表		×	◎
第19号	損益計算書		×	◎
	登記事項証明書	譲受人に係るもの(申請日から3か月以内に発行されたもの)	◎	×
第20号	営業の沿革		◎	◎
第20号の2	所属建設業者団体	譲受人の承継予定日時点での状況を記載	◎	◎
	事業税納税証明書(納付すべき額及び納付済額)	譲受人に係るもの(申請日から3か月以内に発行されたもの)	◎	◎
第20号の3	主要取引金融機関名	譲受人の承継予定日時点での状況を記載	◎	◎
	営業所の確認資料	営業所の写真を提出 (建物の所有状況を記載すること)	◎	◎
第22号の6	誓約書	譲渡人、譲受人の連名で作成 (様式第7号の3の提出が可能な場合には提出不要)	◎	◎
	事業譲渡に係る契約書		◎	◎
	事業譲渡に関する法人の意思の決定を証する書類	承認した両社の株主総会議事録	◎	×

後日提出書類	専任技術者の常勤性の確認書類	承継日から2週間以内に提出すること (期限厳守)	◎	◎
	常勤役員等の常勤性の確認書類		◎	◎

(2) 法人の合併

様式番号	書類の名称	備考
第22号の7	合併認可申請書(第1面、第2面)	承継法人、被承継法人の連名で作成
別紙1	役員等の一覧表	承継法人の承継予定日時点での状況を記載
別紙2	営業所一覧表	
別紙3	専任技術者一覧表	
第2号	工事経歴書	承継法人に係る直前の事業年度における実績
第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	承継法人に係る直前の事業年度から起算して過去3年間の実績
第4号	使用人数	承継法人の承継予定日時点での状況を記載
第6号	誓約書	「合併存続法人」以外を削除
	成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書	
	成年被後見人及び被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書	
第7号	常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書	「申請者」欄は承継法人、被承継法人の連名で作成
別紙	常勤役員等の略歴書	
	常勤役員等の経営経験の確認書類	
第7号の3	健康保険等の加入状況	申請時に提出可能な場合に提出 (提出が不可能な場合には様式第22号の6を提出)
	健康保険等の加入状況の確認書類	
第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	該当がある場合に提出
第12号	許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人)の住所、生年月日等に関する調書	
第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	該当がある場合に提出する
	定款	
第14号	株主(出資者)調書	承継法人の承継予定日時点での状況を記載
第15号	貸借対照表	承継法人に係る直前の事業年度に係るもの
第16号	損益計算書・完成工事原価報告書	
第17号	株主資本等変動計算書	
第17号の2	注記表	
第17号の3	附属明細表	
	登記事項証明書	承継法人に係るもの(申請日から3か月以内に発行されたもの)
第20号	営業の沿革	
第20号の2	所属建設業者団体	承継法人の承継予定日時点での状況を記載
	事業税納税証明書(納付すべき額及び納付済額)	承継法人に係るもの(申請日から3か月以内に発行されたもの)
第20号の3	主要取引金融機関名	承継法人の承継予定日時点での状況を記載
	営業所の確認資料	営業所の写真を提出 (建物の所有状況を記載すること)
第22号の6	誓約書	承継法人、被承継法人の連名で作成
	合併契約書及び合併比率説明書	
	合併の方法及び条件が記載された書面	
	合併に関する法人の意思の決定を証する書類	合併を承認した両社の株主総会議事録
後日提出書類	専任技術者の常勤性の確認書類 常勤役員等の常勤性の確認書類	合併日から2週間以内に提出すること (期限厳守)

(3) 法人の分割

様式番号	書類の名称	備考
第22号の8	分割認可申請書(第1面、第2面)	承継法人、被承継法人の連名で作成
別紙1	役員等の一覧表	承継法人の承継予定日時点での状況を記載
別紙2	営業所一覧表	
別紙3	専任技術者一覧表	
第2号	工事経歴書	承継法人に係る直前の事業年度における実績
第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	承継法人に係る直前の事業年度から起算して過去3年間の実績
第4号	使用人数	承継法人の承継予定日時点での状況を記載
第6号	誓約書	「分割承継法人」以外を削除
	成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書	
	成年被後見人及び被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書	
第7号	常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書	「申請者」欄は承継法人、被承継法人の連名で作成
別紙	常勤役員等の略歴書	
	常勤役員等の経営経験の確認書類	
第7号の3	健康保険等の加入状況	申請時に提出可能な場合に提出 (提出が不可能な場合には様式第22号の6を提出)
	健康保険等の加入状況の確認書類	
第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	該当がある場合に提出
第12号	許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人)の住所、生年月日等に関する調書	
第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	該当がある場合に提出
	定款	
第14号	株主(出資者)調書	承継法人の承継予定日時点での状況を記載
第15号	貸借対照表	承継法人に係る直前の事業年度に係るもの
第16号	損益計算書・完成工事原価報告書	
第17号	株主資本等変動計算書	
第17号の2	注記表	
第17号の3	附属明細表	
	登記事項証明書	承継法人に係るもの(申請日から3か月以内に発行されたもの)
第20号	営業の沿革	
第20号の2	所属建設業者団体	承継法人の承継予定日時点での状況を記載
	事業税納税証明書(納付すべき額及び納付済額)	承継法人に係るもの(申請日から3か月以内に発行されたもの)
第20号の3	主要取引金融機関名	承継法人の承継予定日時点での状況を記載
	営業所の確認資料	営業所の写真を提出 (建物の所有状況を記載すること)
第22号の6	誓約書	承継法人、被承継法人の連名で作成
	分割契約書(分割計画書)及び分割比率説明書	
	分割の方法及び条件が記載された書面	
	分割に関する法人の意思の決定を証する書類	分割を承認した際の株主総会議事録
後日提出書類	専任技術者の常勤性の確認書類 常勤役員等の常勤性の確認書類	分割日から2週間以内に提出すること (期限厳守)

(4) 個人事業の相続

様式番号	書類の名称	備考
第22号の10	相続認可申請書(第1面、第2面)	
別紙1	営業所一覧表	
別紙2	専任技術者一覧表	
第2号	工事経歴書	相続人に係る直前の事業年度における実績
第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	相続人に係る直前の事業年度から起算して過去3年間の実績
第4号	使用人数	
第6号	誓約書	「申請者」以外を消す
	成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書	
	成年被後見人及び被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書	
第7号	常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書	
別紙	常勤役員等の略歴書	
	常勤役員等の経営経験の確認書類	
	常勤役員等の常勤性の確認書類	
第7号の3	健康保険等の加入状況	申請時に提出可能な場合に提出 (提出が不可能な場合には様式第22号の6を提出)
	健康保険等の加入状況の確認書類	
第8号	専任技術者証明書(新規・変更)	相続人本人が専任技術者となる場合に提出
	技術検定合格証明書等の資格証明書	
第9号	実務経験証明書(必要に応じて卒業証明書を添付)	
	専任技術者の実務経験の確認書類	
	専任技術者の常勤性の確認書類	
第10号	指導監督の実務経験証明書	相続人本人が専任技術者となる場合に提出
第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	該当がある場合に提出
第12号	許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人)の住所、生年月日等に関する調書	
第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	該当がある場合に提出
第18号	貸借対照表	
第19号	損益計算書	
	登記事項証明書	支配人登記をしている場合に限り必要
第20号	営業の沿革	
第20号の2	所属建設業者団体	
	事業税納税証明書(納付すべき額及び納付済額)	相続人に係るもの(申請日から3か月以内に発行されたもの)
第20号の3	主要取引金融機関名	
	営業所の確認資料	営業所の写真を提出 (建物の所有状況を記載すること)
第22号の11	誓約書	第7号の3を提出できない場合に提出
	申請者と被相続人との関係を証する書類	戸籍謄本、住民票等
	当該申請者以外の相続人の同意書	申請者が被相続人の建設業許可業者としての地位を承継して、建設業の営業を行うことについて、他の相続人全員の同意が必要

後日提出書類	専任技術者の常勤性の確認書類	認可を受けた日から2週間以内に提出すること (期限厳守)
	常勤役員等の常勤性の確認書類	

5 認可申請書等の記載方法

①様式第 22 号の 5 (譲渡及び譲受け認可申請書 ー第 1 面ー)

入力用が必要です。

様式第二十二号の五 (第十三条の二関係)

(用紙A4)
00101

譲 渡 及 び 譲 受 け 認 可 申 請 書

(第 1 面)

この申請書により、建設業の譲渡及び譲受けの認可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

令和 4 年 5 月 1 日

栃木県宇都宮市竹林町1030-2

(株)宇都宮中央土木

申請者 譲渡人 代表取締役 宇都宮 花子

栃木県宇都宮市埴田1-1-20

栃木県建設(株)

譲受人 代表取締役 栃木 太郎

地方整備局長
北海道開発局長
栃木県知事

不要な文字を消します。

譲渡人と譲受人を連名で記載します。

行政庁側記入欄
大臣 知事 コード

許 可 番 号 枠内は記入しないでください。

認 可 申 請 年 月 日 02 令和 年 月 日

譲渡及び譲受けの年 月 日 03 令和 04 年 07 月 01 日 事業譲渡契約書で定めた承継予定日を記載してください。

譲渡及び譲受けの理由 04 事業規模の拡大を目的として、(株)宇都宮中央土木の建設事業を令和4年7月1日付で承継するため。
事業譲渡を行う理由を具体的な内容で記載してください。

譲渡及び譲受けの価 格 05 10,000,000 円

引き続き使用する許可番号 06 09 国土交通大臣 許可(特-04) 第 1111111 号
譲渡人の許可番号を記載してください。なお、譲受人も許可業者である場合は、いずれかの番号を選択することができます。

第1面には、譲受人に関する記載してください。

承継後に営業しようとする業種について記載します。

項番09~17は、様式第1号(建設業許可申請書)の項番06~14の記載要領(P46)を参照してください。

<譲受人に関する事項>

譲渡及び譲受け後に営業しようとする建設業 認 可 申 請 時 に お い て 許 可 を 受 け て い る 建 設 業

商号又は名称のフリガナ 07 トチギケンケンセツ (1.一般) (2.特定)

商号又は名称 08 栃木県建設(株) (1.一般) (2.特定)

代表者又は個人の氏名のフリガナ 09 トチギ タロウ

代表者又は個人の氏名 10 栃木 太郎 支配人の氏名

譲渡及び譲受け後の主たる営業所の所在地市区町村コード 11 09201 都道府県名 栃木県 市区町村名 宇都宮市

譲渡及び譲受け後の主たる営業所の所在地 12 埴田 1-1-20

郵便番号 13 320-8501 電話番号 14 028-623-2392

ファックス番号 028-623-2392

資本金額又は出資総額 15 2000000 (千円) 法人番号 16 500002090000

法人又は個人の別 17 1 (1.法人) (2.個人)

兼業の有無 18 1 (1.有) (2.無) 建設業以外に行っている営業の種類 建設資材販売業

大臣 知事 コード

許 可 番 号 19 09 国土交通大臣 許可(特-04) 第 0999999 号 令和 04 年 04 月 01 日

譲受人も許可業者である場合は、承継前の譲受人の許可業種を記載してください。なお、譲受人が許可業者でない場合は、空欄となります。

譲受人も許可業者である場合、その許可番号を記載してください。なお、許可を有していない場合は、空欄となります。

④様式第 22 号の 6 (誓約書) ※相続以外の認可申請は、本様式を使用

様式第二十二号の六 (第十三条の二関係)

(用紙 A 4)

様式第 6 号の誓約書は、申請者が欠格要件に該当しない旨を誓約するものであるため、本様式とは別に必要となります。

誓 約 書

申請者は、第13条の2第8項の規定により読み替えて準用する第7条第2号に規定する届書を譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割の日から法令で定められた期限までに提出することを誓約します。

承継日より2週間以内

不要な文字を消します。

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
栃木県知事

殿

令和 4 年 5 月 1 日
栃木県宇都宮市塙田 1-1-20
栃木県建設(株)
申請者 代表取締役 栃木 太郎

承継人の主たる営業所の所在地、名称、代表者名を記載します。

記載要領

「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事 」

この様式は、相続を除く認可申請時に、「様式第 7 号の 3 (健康保険等の加入状況) 及びその確認資料」(P104 参照) を提出できない場合に、提出が必要となります。

よって、上記の書類を申請時に提出する場合は、本様式は提出不要です。

なお、「法令で定められた期限」とは、承継日より2週間以内となります。この期限までに提出がされない場合、許可の取消しとなる可能性があります。

⑥様式第 22 号の 11 (誓約書) ※相続の認可申請は、本様式を使用

様式第二十二号の十一 (第十三条の三関係)

(用紙 A 4)

様式第 6 号の誓約書は、申請者が欠格要件に該当しない旨を誓約するものであるため、本様式とは別に必要となります。

誓 約 書

申請者は、第13条の3第6項の規定により読み替えて準用する第7条第2号に規定する届書を法令で定められた期限までに提出することを誓約します。

認可日より2週間以内

令和 4 年 4 月 15 日

栃木県宇都宮市塙田1-1-20

栃木左官店

申請者 栃木 太郎

~~地方整備局長~~

~~北海道開発局長~~

栃木県知事

殿

相続人の主たる営業所の所在地、
名称、代表者名を記載します。

不要な文字を
消します。

記載要領

「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事 」

この様式は、相続の認可申請時に、「様式第 7 号の 3 (健康保険等の加入状況) 及びその確認資料」(P104 参照) を提出できない場合に、提出が必要となります。

よって、上記の書類を申請時に提出する場合は、本様式は提出不要です。

なお、「法令で定められた期限」とは、認可日より2週間以内となります。この期限までに提出がされない場合、許可の取消しとなりますので、十分御注意ください。

6 注意事項

(1) 経營業務の管理責任者及び専任技術者の常勤性について

法人成りの場合等、承継先の経營業務の管理責任者及び専任技術者に就任する者が、承継元と同一の人物となるケースでは、承継日まで承継元での常勤性を保つことが必要です。

なお、承継日より前に承継先での勤務を開始した場合は、承継元における常勤性が保てずに建設業許可の要件を満たさなくなるため、承継元が有する許可は取消しとなり、承継も不可となります。

そのため、承継先において、社会保険の加入手続きや住民税の特別徴収への切替申請等を行う際は、必ず承継日と同日付で手続きを行うよう、十分ご注意ください。

(2) 後日提出の書類について

認可申請に係る下記の書類については、一定の条件の下、承継日後に提出とすることができます。

ただし、提出期限内に提出を行わなかった場合、認可の取消し対象となるため、忘れずに提出するようお願いいたします。また、健康保険等の加入状況及び確認資料を後日提出とする場合は、認可申請時に様式第 22 号の 6（誓約書）の提出が必要です。

①譲受人、合併存続法人、分割承継法人（新設分割により設立された法人を除く）又は相続人

様式番号	書類の名称	提出期限
第 7 号の 3	健康保険等の加入状況	承継日から 2 週間以内（相続の場合は、認可日から 2 週間以内） ※認可申請時に様式第 22 号の 6（誓約書）の提出が必要
—	健康保険等の加入状況の確認書類	
—	常勤役員等の常勤性の確認書類	
—	専任技術者の常勤性の確認書類	

②合併により新設された法人及び分割承継法人（新設分割により設立された法人に限る）

様式番号	書類の名称	提出期限
第 7 号の 3	健康保険等の加入状況	承継日から 2 週間以内（相続の場合は、認可日から 2 週間以内） ※認可申請時に様式第 22 号の 6（誓約書）の提出が必要
—	健康保険等の加入状況の確認書類	
—	常勤役員等の常勤性の確認書類	
—	専任技術者の常勤性の確認書類	
第 20 号	営業の沿革	承継日から 30 日以内
第 20 号の 2	所属建設業者団体	
第 20 号の 3	主要取引金融機関名	

(3) 譲渡（合併、分割）契約書について

相続を除く認可申請の際は、添付書類の 1 つとして、建設業の承継に係る事項を当事者間で定めた契約書のコピーが必要となります。

契約書の作成に当たっては、下記の事項を必ず明記いただくとともに、合併等の場合には、会社法上、契約書に定めなければならない事項もありますので、十分な確認をお願いします。

①承継予定日について

効力発生日として、承継の予定日を記載してください。なお、具体的な日付を定めずに、県による認可日を承継日とすることも可能です。

(例1)

〔被承継人は、令和4年5月1日付けで、この契約書に定めるところにより、被承継人の事業の全て（以下「本件事業」という。）を承継人に対して譲渡する。承継人は、同日付けで、本件事業を被承継人から譲り受ける。〕

⇒この場合、承継した許可の開始日は「令和4年5月1日」となります。

(例2)

〔被承継人は、建設業法の規定に基づく建設業許可の承継に係る認可の日において、この契約書に定めるところにより、被承継人の事業の全て（以下「本件事業」という。）を承継人に対して譲渡する。承継人は、同日付けで、本件事業を被承継人から譲り受ける。〕

⇒この場合、承継した許可の開始日は「認可日と同日」となります。

②認可申請の手続きについて

承継人及び被承継人が、共同して認可申請の手続きを行う旨を記載してください。

③承継に係る取得価格について

事業を承継した際の取得価格を記載してください。なお、取得価格は無償でも差し支えありません。

④従業員の取扱いについて

被承継人の下で勤務している従業員について、承継人における取扱いを記載してください。なお、専任技術者については、承継の前後で変更することはできませんので、少なくとも承継前の専任技術者が、承継人に継続して雇用されることが必要です。

参考資料 1 営業所資料様式

営業所写真

商号又は名称	許可番号	営業所所在地	令和	年	月	撮影
営業所名	営業所電話番号	撮影年月				

写真貼付欄

1. 建物の全景は、看板、表札等を確認できるもの
2. 営業所の入口は、表札が確認できるもの
3. 営業所がビル内に所在する場合は、営業所の案内板を写したものの
4. 営業所の内部は、主な執務室の状況が確認できる程度のもの
5. 写真はカラー写真（デジタル写真を直接印刷することは可、ポラロイド写真の貼り付け不可）で3か月以内に撮影したもの
6. 余白に、営業所の使用権原（「自己所有物件」「貸借物件（所有者〇〇）」等）を記載してください。
7. 本用紙一枚に写真が収まらない場合は、貼付用紙を追加し、提出してください。

参考資料2 建設業法における技術者制度

許可業種		指定建設業（法第15条） 土木・建築・電気・管・鋼構造物・ ほ装・造園			指定建設業以外		
建設業許可	許可の種類	特定		一般	特定		一般
		営業所に置く専任技術者	国家資格者（一級）または国土交通大臣特別認定者		国家資格者（一級、二級）または実務経験者等	国家資格者（一級）または指導監督実務経験者	
工事現場の技術者	発注者から直接工事を請け負った場合の下請金額の合計	4,000万円以上（建築一式工事の場合は6,000万円以上）	4,000万円未満（建築一式工事の場合は6,000万円未満）	4,000万円以上は契約できない（建築一式工事の場合は6,000万円以上）	4,000万円以上	4,000万円未満	4,000万円以上は契約できない
	工事現場に置くべき技術者	監理技術者	主任技術者		監理技術者	主任技術者	
		※元請、下請、金額の多寡にかかわらず現場に技術者を置かなければならない。（注1）（法第26条1項、2項）					
	技術者の資格要件	国家資格者（一級）または国土交通大臣特別認定者	国家資格者（一級、二級）または実務経験者等		国家資格者（一級）または実務経験者等	国家資格者（一級、二級）または実務経験者等	
	技術者の現場専任制	①公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する工事であって、請負金額が3,500万円（建築一式工事にあつては7,000万円）以上となる工事は専任が必要（個人住宅や長屋を除いたほとんどの工事が対象。元請、下請けにかかわらず専任制が必要）（注2）（法26条3項） ②①以外の工事 専任の必要なし					
資格者証の携帯の必要性（法第26条5項）	専任が求められる監理技術者は必要			-		専任が求められる監理技術者は必要	
講習の受講の必要性（法第26条4項）	-			-		-	

（注1）令和2年10月から、一定の要件を満たす場合に下請の主任技術者の設置を不要とする「専門工事一括管理施工制度」が創設された。

- 〔要件〕 ・ 下請金額3,500万円未満の鉄筋、型枠工事
 ・ 元請負人が発注者の承諾と下請負人の合意を得ること
 ・ 更なる下請契約は禁止

（注2）令和2年10月から、監理技術者の現場専任制が緩和され、監理技術者補佐を専任で置いた場合には、元請の監理技術者の2現場兼任が可能になった。監理技術者補佐の要件は、主任技術者の要件を満たす者のうち、1級技士補を有する者

参考資料3 標識について

許可を受けた建設業者は、店舗及び工事現場ごとに公衆の見やすい場所に下記の標識を必ず掲げなければなりません。

標識を店舗に掲げる場合

35cm以上	建設業の許可票			
	商号又は名称	〇〇建設(株)		
	代表者の氏名	栃木 一郎		
	一般建設業又は特定建設業の別	許可を受けた建設業	許 可 番 号	許 可 年 月 日
	一般建設業	とび・土工事業	国土交通大臣 栃木県知事 許可(28)第123456号	平成28年6月1日
			国土交通大臣 知事	
			国土交通大臣 知事	
			国土交通大臣 知事	
	この店舗で営業している建設業	とび・土工事業		
40cm以上				

※「この店舗で営業している建設業」については、許可を受けた建設業のうちから記載してください。「総合建設業」という記載は認められません。

標識を建設工事の現場に掲げる場合

25cm以上	建設業の許可票			
	商号又は名称	〇〇建設(株)		
	代表者の氏名	栃木 一郎		
	主任技術者の氏名	専任の有無	栃木 二郎	専任
		資格名	資格者証号 交付番号	1級土木施工管理技士 第234567号
	一般建設業又は特定建設業の別	一般建設業		
	許可を受けた建設業	とび・土工事業		
	許 可 番 号	国土交通大臣 栃木県知事 許可(28)第123456号		
許 可 年 月 日	平成28年6月1日			
35cm以上				

参考資料4 契約書及び帳簿に記載しておかなければならない事項について

1 契約書の記載事項について（建設業法第19条）

建設工事の請負契約の当事者は、契約の締結に際しては、契約の内容となる一定の重要な事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければなりません。

契約の内容となる一定の重要な事項は、下記のとおりです。

- ① 工事内容
- ② 請負代金の額
- ③ 工事着手の時期及び工事完成の時期
- ④ 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法
- ⑤ 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申し出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
- ⑥ 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
- ⑦ 価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更
- ⑧ 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
- ⑨ 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
- ⑩ 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
- ⑪ 工事完成後における請負代金の支払いの時期及び方法
- ⑫ 工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
- ⑬ 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- ⑭ 契約に関する紛争の解決方法

2 帳簿の記載事項について（建設業法第40条の3）

一 建設業者は、次の内容を記載した帳簿を備え、目的物の引き渡しから5年間保存しなければなりません。

- (1) 営業所の代表者の氏名及び当該営業所の代表者となった年月日
- (2) 注文者と締結した建設工事の請負契約に関する次に掲げる事項
 - ① 請け負った建設工事の名称及び工事現場の所在地
 - ② 注文者と請負契約を締結した年月日
 - ③ 当該注文者の商号、名称又は氏名及び住所並びに当該注文者が建設業者であるときは、その者の許可番号
 - ④ 完成を確認するための検査が完了した年月日、引渡しをした年月日
- (3) 下請負人と締結した建設工事の下請契約に関する次に掲げる事項
 - ① 下請負人に請け負わせた建設工事の名称及び工事現場の所在地

- ② 下請負人と下請契約を締結した年月日
- ③ 当該下請負人の商号又は名称及び住所並びに当該下請負人が建設業者であるときは、その者の許可番号
- ④ 完成を確認するための検査を完了した年月日、引渡しを受けた年月日
- ⑤ ②の下請契約が特定建設業者が注文者となった下請契約であるときは、当該下請契約に関する次に掲げる事項
 - a 支払った下請代金の額、支払った年月日及び支払手段
 - b 下請代金の全部又は一部の支払につき手形を交付したときは、その手形の金額、手形を交付した年月日及び手形の満期
 - c 下請代金の一部を支払ったときは、その後の下請代金の残額
 - d 遅延利息を支払ったときは、その額及び支払った年月日
- ⑥ 宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引業者以外の者と住宅を新築する請負契約を締結した場合は、次に掲げる事項（平成 21 年 10 月 1 日から施行）
 - a 当該住宅の床面積
 - b 当該住宅が特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行令第三条第一項の建設新築住宅であるときは、同項の書面に記載された二以上の建設業者それぞれの建設瑕疵負担割合の合計に対する当該建設業者の建設瑕疵負担割合の割合
 - c 当該住宅について、住宅瑕疵担保責任保険法人（特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第十七条第一項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人をいう。）と住宅建設瑕疵担保責任保険契約（同法第二条第五項に規定する住宅建設瑕疵担保責任保険契約をいう。）を締結し、保険証券又はこれに代わるべき書面を発注者に交付しているときは、当該住宅瑕疵担保責任保険法人の名称

二 また上記「一」の帳簿には以下の書類を添付しなければなりません。

- (1) 契約書の書面又はその写し（電磁的記録可）
- (2) 特定建設業者が注文者となって一般建設業者（資本金 4,000 万円以上の法人企業を除く）と下請契約をした場合は、当該下請代金の支払った下請代金の額、支払った年月日及び支払手段を証する書面又はその写し
- (3) 特定建設業者が注文者（元請工事に限る）となって、4,000 万円（建築一式の場合は 6,000 万円）以上の下請契約を締結した場合には、工事現場に据え付ける施工台帳のうち、以下のもの。
 - ① 監理技術者の氏名及び有する監理技術者資格、並びにその他の専門技術者を配置した場合には、その者の氏名、その者が管理した工事の内容、有する主任技術者資格
 - ② 下請負人の商号又は名称、及び建設業の許可を持つ場合はその許可番号
 - ③ 下請負人に請け負わせた建設工事の内容、工期
 - ④ 下請負人が配置した主任技術者の氏名及び有する主任技術者資格、並びにその他の専門技術者を配置した場合には、その者の氏名、その者が管理した工事の内容、有する主任技術者資格

負ののれん
その他
固定負債合計
負債合計

純 資 産 の 部

I 株 主 資 本
 (1) 資本金
 (2) 新株式申込証拠金
 (3) 資本剰余金
 資本準備金
 その他資本剰余金
 資本剰余金合計
 (4) 利益剰余金
 利益準備金
 その他利益剰余金
 準備金
 積立金
 繰越利益剰余金
 利益剰余金合計
 (5) 自己株式
 (6) 自己株式申込証拠金
 株主資本合計
 △
 II 評価・換算差額等
 (1) その他有価証券評価差額金
 (2) 繰延ヘッジ損益
 (3) 土地再評価差額金
 評価・換算差額等合計
 III 新 株 予 約 権
 純資産合計
 負債純資産合計

記載要領
 1 貸借対照表は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行を
 しん酌し、会社の財産の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
 2 勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。
 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
 4 ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万
 円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として
 記載すること。
 5 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
 6 流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、流動負債及び固定負債に
 属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
 7 建設業以外の事業を併せて営む場合においては、当該事業の営業取引に係る資産につい
 てその内容を示す適当な科目をもって記載すること。
 8 ただし、当該資産の金額が資産の総額の100分の5以下のものについては、同一の性格の
 科目に含めて記載することができる。

(3) 投資その他の資産
 投資有価証券
 関係会社株式・関係会社出資金
 長期貸付金
 破産更生債権等
 長期前払費用
 繰延税金資産
 その他
 貸倒引当金
 投資その他の資産合計
 固定資産合計
 △

負 債 の 部

III 繰 延 資 産
 創立費
 開業費
 株式交付費
 社債発行費
 開発費
 繰延資産合計
 資産合計

負 債 の 部

I 流 動 負 債
 支払手形
 工事未払金
 短期借入金
 リース債務
 未払金
 未払費用
 未払法人税等
 未成工事受入金
 預り金
 前受収益
 引当金
 その他
 流動負債合計

負 債 の 部

II 固 定 負 債
 社債
 長期借入金
 リース債務
 繰延税金負債
 引当金

損 益 計 算 書

自 令和
至 令和

年 月 日
年 月 日

(会社名)

I	売 上 高	千円
	完成工事高
	兼業事業売上高
II	売 上 原 価
	完成工事原価
	兼業事業売上原価
	売上総利益 (売上総損失)
	完成工事総利益 (完成工事総損失)
	兼業事業総利益 (兼業事業総損失)
III	販売費及び一般管理費
	役員報酬
	従業員給料手当
	退職金
	法定福利費
	福利厚生費
	修繕維持費
	事務用品費
	通信交通費
	動力用水光熱費
	調査研究費
	広告宣伝費
	貸倒引当金繰入額
	貸倒損失
	交際費
	寄付金
	地代家賃
	減価償却費
	開発費償却
	租税公課
	保険料
	雑 費
	営業利益 (営業損失)

- 7 流動資産の「有価証券」又は「その他」に属する親会社株式の金額が資産の総額の100分の5を超えるときは、「親会社株式」の科目をもって記載すること。投資その他の資産の「関係会社株式・関係会社出資金」に属する親会社株式についても同様に、投資その他の資産に「親会社株式」の科目をもって記載すること。
- 8 流動資産、有形固定資産、無形固定資産又は投資その他の資産の「その他」に属する資産でその金額が資産の総額の100分の5を超えるものについては、当該資産を明示する科目をもって記載すること。
- 9 記載要領6及び8は、負債の部の記載に準用する。
- 10 「材料貯蔵品」、「短期貸付金」、「前払費用」、「特許権」、「借地権」及び「のれん」は、その金額が資産の総額の100分の5以下であるときは、それぞれ流動資産の「その他」、無形固定資産の「その他」に含めて記載することができる。
- 11 記載要領10は、「未払金」、「未払費用」、「預り金」、「前受収益」及び「負ののれん」の表示に準用する。
- 12 「繰延税金資産」及び「繰延税金負債」は、税効果会計の適用にあたり、一時差異(会計上の簿価と税務上の簿価との差額)の金額に重要性がないために、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しない場合には記載を要しない。
- 13 「繰延税金資産」の金額及び「繰延税金負債」の金額については、その差額のみを「繰延税金資産」又は「繰延税金負債」として投資その他の資産又は固定負債に記載する。
- 14 各有形固定資産に対する減損損失累計額は、各資産の金額から減損損失累計額を直接控除し、その控除残高を各資産の金額として記載する。
- 15 「リース資産」に区分される資産については、有形固定資産に属する各科目(「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。)又は無形固定資産に属する各科目(「のれん」及び「リース資産」を除く。)に含めて記載することができる。
- 16 「関係会社株式・関係会社出資金」については、いずれか一方がない場合においては、「関係会社株式」又は「関係会社出資金」として記載すること。
- 17 持分会社である場合においては、「関係会社株式」を投資有価証券に、「関係会社出資金」を投資その他の資産の「その他」に含めて記載することができる。
- 18 「のれん」の金額及び「負ののれん」の金額については、その差額のみを「のれん」又は「負ののれん」として記載する。
- 19 持分会社である場合においては、「株主資本」とあるのは「社員資本」と、「新株式申込証拠金」とあるのは「出資金申込証拠金」として記載することとし、資本剰余金及び利益剰余金については、「準備金」と「その他」に区分しての記載を要しない。
- 20 その他利益剰余金又は利益剰余金合計の金額が負となった場合は、マイナズ残高として記載する。
- 21 「その他有価証券評価差額金」、「繰延ヘッジ損益」及び「土地再評価差額金」のほか、評価・換算差額等に計上することが適当であると認められるものについては、内容を明示する科目をもって記載することができる。

- 9 特別利益の「その他」については、それぞれ当該利益を明示する科目を用いて掲記すること。
 ただし、各利益のうち、その金額が重要でないものについては、当該利益を区分掲記しないことができる。
- 10 特別利益に属する科目の掲記が「その他」のみである場合には、科目の記載を要しない。
- 11 記載要領8は「前期損益修正損」の記載に、記載要領9は特別損失の「その他」の記載に、記載要領10は特別損失に属する科目の記載にそれぞれ準用すること。
- 12 「法人税等調整額」は、税効果会計の適用に当たり、一時差異（会計上の簿価と税務上の簿価との差額）の金額に重要性がないために、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しない場合には記載を要しない。
- 13 税効果会計を適用する最初の事業年度については、その期首に繰延税金資産に記載すべき金額と繰延税金負債に記載すべき金額とがある場合には、その差額を「過年度税効果調整額」として株主資本等変動計算書に記載するものとし、当該差額は「法人税等調整額」には含まれない。

完成工事原価報告書

自 令和 年 月 日
 至 令和 年 月 日

(会社名)

千円

I	材料費	_____
II	労務費 (うち労務外注費)	_____
III	外注費	_____
IV	経費 (うち人件費)	_____

完成工事原価

IV	営業外収益	_____
	受取利息及び配当金	_____
	その他	_____
V	営業外費用	_____
	支払利息	_____
	貸倒引当金繰入額	_____
	貸倒損失	_____
	その他	_____
	経常利益 (経常損失)	_____
VI	特別利益	_____
	前期損益修正益	_____
	その他	_____

VII	特別損失	_____
	前期損益修正損	_____
	その他	_____
	税引前当期純利益 (税引前当期純損失)	_____
	法人税、住民税及び事業税	_____
	法人税等調整額	_____
	当期純利益 (当期純損失)	_____

記載要領

- 損益計算書は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行を斟酌し、会社の損益の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。
- 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
 ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
- 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 兼業事業とは、建設業以外の事業を併せて営む場合における当該建設業以外の事業をいう。この場合において兼業事業の表示については、その内容を示す適当な名称をもって記載することができる。
 なお、「兼業事業売上高」（二以上の兼業事業を営む場合においては、これらの兼業事業の売上高の総計）の「売上高」に占める割合が軽微な場合においては、「売上高」、「売上原価」及び「売上総利益（売上総損失）」を建設業と兼業事業とに区分して記載することを要しない。
- 「雑費」に属する費用で販売費及び一般管理費の総額の10分の1を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて掲記すること。
- 記載要領6は、営業外収益の「その他」に属する収益及び営業外費用の「その他」に属する費用の記載に準用する。
- 「前期損益修正益」の金額が重要でない場合においては、特別利益の「その他」に含めて記載することができる。

株主資本等変動計算書

自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

（会社名）

千円

	株主資本										評価・換算差額等				新株 予約権	純資産 合計
	資本金	新株式 申込証 拠金	資本剰余金			利益剰余金			自己 株式	株主資 本合計	その他 有価証 券評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益	土地 再評価 差額金	評価・ 換算差 額等合 計		
			資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益準 備金	その他利益剰余金									
						積立金	繰越 利益 剰余金									
当期首残高																
当期変動額																
新株の発行																
剰余金の配当																
当期純利益																
自己株式の処分																
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）																
当期変動額合計																
当期末残高																

- 記載要領
- 1 株主資本等変動計算書は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、純資産の部の変動の状態を正確に申開示することができるよう明瞭に記載すること。
 - 2 勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。
 - 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社においては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
 - 4 金額の記載に当たって有効数字が異なる場合には、項目の名称の記載を要しない。
 - 5 その他利益剰余金については、その内訳科目の当期首残高、当期変動額（変動事由ごとの金額）及び当期末残高を株主資本等変動計算書に記載することに代えて、注記により開示することができる。この場合には、その他利益剰余金の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載する。
 - 6 評価・換算差額等については、その内訳科目の当期首残高、当期変動額（当期変動額については主な変動事由にその金額を表示する場合に、変動事由ごとの金額を含む。）及び当期末残高を株主資本等変動計算書に記載することに代えて、注記により開示することができる。この場合には、評価・換算差額等の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載する。
 - 7 各合計額の記載は、株主資本合計を除き省略することができる。
- びゅう
- 8 当期首残高については、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第59号に規定する過及適用又は訂正第64号に規定する誤謬の訂正をした場合には、当期首残高及びこれに対する影響額を記載する。
 - 9 株主資本の各項目の変動事由及びその金額の記載は、概ね貸借対照表における表示の順序による。
 - 10 株主資本の各項目の変動事由には、例えば以下のものが含まれる。
 - (1) 当期純利益又は当期純損失
 - (2) 新株の発行又は自己株式の処分
 - (3) 剰余金（その他資本剰余金又はその他利益剰余金）の配当
 - (4) 自己株式の取得
 - (5) 自己株式の消却
 - (6) 企業結合（合併、会社分割、株式交換、株式移転など）による増加又は分離型の会社分割による減少
 - (7) 株主資本の計数の変動
 - ① 資本金から準備金又は剰余金への振替
 - ② 準備金から資本金又は剰余金への振替
 - ③ 剰余金から資本金又は準備金への振替
 - ④ 剰余金の内部科目間の振替
 - 11 剰余金の配当については、剰余金の変動事由として当期変動額に表示する。
 - 12 税効果会計を適用する最初の事業年度については、その期首に繰延税金資産に記載すべき金額と繰延税金負債に記載すべき金額とがある場合には、その差額を引当年度税効果調整額として繰越利益剰余金の当期変動額に表示する。
 - 13 新株の発行の効力発生日に資本金又は資本準備金の額の減少の効力が発生し、新株の発行により増加すべき資本金又は資本準備金と同額の資本金又は資本準備金の額を減少させた場合には、変動事由の表示方法として、以下のいずれの方法により記載するものとする。
 - (1) 新株の発行として、資本金又は資本準備金の額の増加を記載し、また、株主資本の計数の変動手続き（資本金又は資本準備金の額の減少に伴うその他資本剰余金の額の増加）として、資本金又は資本準備金の額の減少及びその他資本剰余金の額の増加を記載する方法
 - (2) 新株の発行として、直接、その他資本剰余金の額の増加を記載する方法
企業結合の効力発生日に資本金又は資本準備金の額の減少の効力が発生した場合についても同様に取り扱う。
 - 14 株主資本以外の各項目の当期変動額は、総額で表示するが、主な変動事由及びその金額を表示することができる。当該表示は、変動事由又は金額の重要性などを勘察し、事業年度ごとに、また、項目ごとに選択することができる。
 - 15 株主資本以外の各項目の主な変動事由及びその金額を表示する場合、以下の方法を事業年度ごとに、また、項目ごとに選択することができる。
 - (1) 株主資本等変動計算書に主な変動事由及びその金額を表示する方法
 - (2) 株主資本等変動計算書に当期変動額を総額で記載し、主な変動事由及びその金額を注記により開示する方法
 - 16 株主資本以外の各項目の主な変動事由及びその金額を表示する場合、当該変動事由には、例えば以下のものが含まれる。
 - (1) 評価・換算差額等
 - ① その他有価証券評価差額金
その他有価証券の売却又は破棄処理による増減
純資産の部に直接計上されたその他有価証券評価差額金の増減
 - ② 繰延ヘッジ損益
ヘッジ対象の損益認識又はヘッジ会計の終了による増減
純資産の部に直接計上された繰延ヘッジ損益の増減
 - (2) 新株予約権
新株予約権の発行
新株予約権の取得
新株予約権の行使
新株予約権の失効
自己新株予約権の消却
自己新株予約権の処分
 - 17 株主資本以外の各項目のうち、その他有価証券評価差額金については、主な変動事由及びその金額を表示する場合、時価評価の対象となるその他有価証券の売却又は破棄処理による増減は、原則として、以下のいずれの方法により計算する。
 - (1) 損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額に税効果を調整した後の額を表示する方法
 - (2) 損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額を表示する方法
この場合、評価・換算差額等に対する税効果の額を、別の変動事由として表示する。また、当該税効果の額を表示し、評価・換算差額等の別項目ごとに行う方法、その他有価証券評価差額金を含む評価・換算差額等に対する税効果の額の合計による方法のいずれの方法でも行うことができる。
また、繰延ヘッジ損益についても同様に取り扱う。
 - 18 持分会社である場合には、「株主資本等変動計算書」とあるのは「社員資本等変動計算書」と、「株主資本」とあるのは「社員資本」として記載する。

注 記 表
自 至
令和 年 月 日
令和 年 月 日
（会社名）

注 1 業の前提に重要な疑義を生じさせるような事実又は状況
2 重要な会計方針及び評価方法
(1) 資産の評価の減価償却の方法及び評価方法
(2) 引当金の計上基準
(3) 収益及び費用の計上基準
(4) 消費税及び地方消費税の計上基準
(5) その他貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表作成のための基
(6) 本となる重要な事項
3 会計方針の変更
4 表示方法の変更
5 会計上の見積り
6 誤謬の訂正
7 貸借対照表関係
(1) 担保に係る資産及び担保付債務
(2) 担保に係る債務の金額
(3) 関係会社間の短期金銭債権及び長期金銭債務等の内容及び金額
(4) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する
(5) 親会社株式の各区分別の金額
(6) 親会社損失引当金に対する未成工事支出金の金額
8 損益計算書関係
(1) 売上高のうち関係会社に対する部分
(2) 売上原価のうち関係会社からの仕入高
(3) 売上原価のうち工事損失引当金繰入額
(4) 関係会社との営業取引以外の取引高
(5) 研究開発費の変動計算書関係
9 株主資本等変動計算書関係
(1) 事業年度末日における発行済株式の種類及び数
(2) 事業年度末日における自己株式の種類及び数
(3) 剰余金の配当
(4) 事業年度末日において発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数
10 税効果会計
11 リリースによる使用する固定資産
12 金融商品関係
(1) 商品商品の状況
(2) 金融商品等の時価
13 賃貸等不動産の状況
(1) 賃貸等不動産の時価
(2) 買得等不動産の時価
14 関連当事者との取引
(1) 買得等不動産の取引
(2) 関連当事者との取引

ただし、会計監査人を設置している会社は以下の様式により記載する。

(1) 取引の内容

種類	会社等の名称又は氏名	議決権の所有(被所有)割合	関係内容	取引の内容	取引金額	科目	期末残高(千円)
----	------------	---------------	------	-------	------	----	----------

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針
(3) 取引条件の変更の内容及び変更が貸借対照表、損益計算書に与える影響の内容

- 15 (1) 一株当たり情報
(2) 一株当たりの純資産額
16 重要な後発事象
17 連結配当規制適用の有無
17-2 収益認識関係
18 その他

記載要領

1 記載を要する注記は、以下のとおりとする。

	株主資本等変動計算書関係	株式会社		持分会社
		会計監査人設置会社	会計監査人なし 株式譲渡 制限会社	
1	継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事実又は状況	○	×	×
2	重要な会計方針	○	○	○
3	会計方針の変更	○	○	○
4	表示方法の変更	○	○	○
4-2	会計上の見積り	○	×	×
5	会計上の見積りの変更	○	×	×
6	誤謬(ごびゅう)の訂正	○	○	○
7	貸借対照表関係	○	○	×
8	損益計算書関係	○	○	×
9	株主資本等変動計算書関係	○	○	×
10	税効果会計	○	○	×
11	リースにより使用する固定資産	○	○	×
12	金融商品関係	○	○	×
13	賃貸等不動産関係	○	○	×
14	関連当事者との取引	○	○	×
15	一株当たり情報	○	○	×
16	重要な後発事象	○	○	×
17	連結配当規制適用の有無	○	×	×
17-2	収益認識関係	○	×	×
18	その他	○	○	○

【凡例】○・・・記載要、×・・・記載不要

2 注記事項は、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の当該部分への記載は要しない。

格を勘案して一般の取引の条件と同様のものを決定していることが明白な取引「種類」の欄には、会社計算規則第112条第4項各号に掲げる関連当事者の種類を記載する。

注15 株式が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合において、当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して(1)及び(2)に掲げる額を算定したときは、その旨を追加して記載する。

注17 会社計算規則第158条第4号に規定する配当規制を適用する場合に、その旨を記載する。

注17-2 会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合に、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を記載する。ただし、会社法第444条第3項に規定する株式会社以外の株式会社にあつては、①及び③に掲げる事項を省略することができる。

① 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、当期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

② 収益を理解するための基礎となる情報

③ 当該事業年度及び翌事業年度の収益の金額を理解するための情報
なお、①から③事項の記載を要しない。

注18 注17-2までに掲げた事項のほか、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を記載する。

令和 年 月 日現在
附属明細表

1 完成工事未収入金の詳細

相手先別内訳		滞留状況	
相手先	金額	発生時	完成工事未収入金
	千円	当期計上分	千円
		前期以前計上分	
計		計	

2 短期貸付金明細表

相手先	金額
	千円
計	

3 長期貸付金明細表

相手先	金額
	千円
計	

4 関係会社貸付金明細表

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
	千円	千円	千円	千円	
計					-

5 関係会社有価証券明細表

株	銘柄	期首残高			当期増加額			当期減少額			期末残高			摘要
		株式数	取得価額	貸借対照表計上額	株式数	金額	株式数	金額	株式数	金額	株式数	取得価額	貸借対照表計上額	
式			千円	千円		千円		千円		千円		千円	千円	
	計													
	銘柄	期首残高			当期増加額			当期減少額			期末残高			摘要
		株式数	取得価額	貸借対照表計上額	株式数	金額	株式数	金額	株式数	金額	株式数	取得価額	貸借対照表計上額	
社			千円	千円		千円		千円		千円		千円	千円	
	計													
	計													

6 関係会社出資金明細表

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
	千円	千円	千円	千円	
計					-

7 短期借入金明細表

借入先	金額	返済期日	摘要
	千円		
計			—

8 長期借入金明細表

借入先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
	千円	千円	千円	千円	
計					—

9 関係会社借入金明細表

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
	千円	千円	千円	千円	
計					—

10 保証債務明細表

相手先	金額
	千円
計	

記載要領

第1 一般的事項

- 「親会社」とは、会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に定める会社をいい、「子会社」とは、会社法第2条第3号に定める会社をいう。
- 「関連会社」とは、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第19号に定める会社をいう。
- 「関係会社」とは、会社計算規則第2条第23号に定める会社をいう。
- 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条の規定により、有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなればならない者については、附属明細表の4、5、6及び9の記載を省略することができる。この場合、同条の規定により提出された有価証券報告書に記載された連結貸借対照表の写しを添付しなければならぬ。
- 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
ただし、会社法第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは、「百万円」として記載すること。

第2 個別事項

1 完成工事未収入金の詳細

- 別記様式第十五号による貸借対照表（以下単に「貸借対照表」という。）の流動資産の完成工事未収入金について、その主な相手先及び相手先ごとの額を記載すること。
- 同一の相手先について契約口数が多数ある場合には、相手先別に一括して記載することができる。
- 滞留状況については、当期計上分（1年未満）及び前期以前計上分（1年以上）に分け、各々の合計額を記載すること。

2 短期貸付金明細表

- 貸借対照表の流動資産の短期貸付金について、その主な相手先及び相手先ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。
- 同一の相手先について契約口数が多数ある場合には、相手先別に一括して記載することができる。
- 関係会社に対するものはまとめて記載することができる。

3 長期貸付金明細表

- 貸借対照表の固定資産の長期貸付金について、その主な相手先及び相手先ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。
- 同一の相手先について契約口数が多数ある場合には、相手先別に一括して記載することができる。
- 関係会社に対するものはまとめて記載することができる。

4 関係会社貸付明細表

- 貸借対照表の短期貸付金、長期貸付金その他資産に含まれる関係会社貸付金について、その関係会社名及び関係会社ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。
- 関係会社貸付金は貸借対照表の勘定科目ごとに区別して記載し、親会社、子会社、関連会社及びその他の関連会社について各々の合計額を記載すること。
- 摘要の欄には、貸付の条件（返済期限（分割返済条件のある場合はその条件）及び担保物件の種類）について記載すること。重要な貸付金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものについては、その旨及び当該利率について記載すること。
- 同一の関係会社について契約口数が多数ある場合には、関係会社別に一括し、担保及び返済期限について要約して記載することができる。
- 関係会社有価証券明細表
 - 貸借対照表の有価証券、流動資産の「その他」、投資有価証券、関係会社株式・関係会社出資金及び投資その他の資産の「その他」に含まれる関係会社有価証券について、その銘柄及び銘柄ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。
 - 当該有価証券の発行会社について、附属明細表提出会社との関係（親会社、子会社等の関係）を摘要欄に記載すること。
 - 社債の銘柄は、「何会社物上担保付社債」のように記載すること。なお、新株予約権が付与されている場合には、その旨を付記すること。
 - 取得価額及び貸借対照表計上額については、その算定の基準とした評価基準及び評価方法を摘要欄に記載すること。ただし、評価基準及び評価方法が別記様式第17号の2による注記表（以下単に「注記表」という。）の2により記載されている場合には、その記載を省略することができる。
 - 当期増加額及び当期減少額がともない場合には、期首残高、当期増加額及び当期減少額の各欄を省略した様式に記載することができる。この場合には、その旨を摘要欄に記載すること。
 - 一の関係会社の有価証券の総額と当該関係会社に対する債権の総額との合計額が附属明細表提出会社の

資産の総額の100分の5を超える場合、一の関係会社に対する債務の総額が附属明細表提出会社の負債及び純資産の合計額が100分の5を超える場合又は一の関係会社に対する売上高が附属明細表提出会社の売上額の総額の100分の20を超える場合には、当該関係会社の発行済株式の総数に対する所有割合、社債の未償還残高その他当該関係会社との関係内容（例えば、資金援助、営業上の取引、設備の賃貸借等の関係内容）を注記すること。

(7) 株式のうち、会社法第308条第1項の規定により議決権を有しないものについては、その旨を摘要欄に記載すること。

6 関係会社出資金明細表

(1) 貸借対照表の関係会社株式・関係会社出資金及び投資その他の資産の「その他」に含まれる関係会社出資金について、その関係会社名及び関係会社ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。

(2) 出資金額の重要なものについては、出資の条件（1口の出資金額、出資口数、譲渡制限等の諸条件）を摘要欄に記載すること。

(3) 本表に記載されている会社であって、第2の5の(6)に定められた会社と同一の条件のものがある場合には、当該関係会社に対してはこれに準じて注記すること。

7 短期借入金明細表

(1) 貸借対照表の流動負債の短期借入金について、その借入先及び借入先ごとの額を記載すること。ただし、比較的借入額が少額なものについては、無利息又は特別な利率が約定されている場合を除き、まとめて記載することができる。

(2) 設備資金と運転資金に分けて記載すること。

(3) 摘要の欄には、資金使途、借入の条件（担保、無利息の場合にはその旨、特別の利率が約定されている場合には当該利率）等について記載すること。

(4) 同一の借入先について契約口数が多数ある場合には、借入先別に一括し、返済期限、資金使途及び借入の条件について要約して記載することができる。

(5) 関係会社からのものはまとめて記載することができる。

8 長期借入金明細表

(1) 貸借対照表の固定負債の長期借入金及び契約期間が1年を超える借入金で最終の返済期限が1年内に到来するもの又は最終の返済期限が1年後に到来するものうち1年内の分割返済予定額で貸借対照表において流動負債として掲げられているものについて、その借入先及び借入先ごとの額を記載すること。ただし、比較的借入額が少額なものについては、無利息又は特別な利率が約定されているものを除き、まとめて記載することができる。

(2) 契約期間が1年を超える借入金で最終の返済期限が1年内に到来するもの又は最終の返済期限が1年後に到来するものうち1年内の分割返済予定額で貸借対照表において流動負債として掲げられているものについては、当期減少額として記載せず、期末残高に含めて記載すること。この場合においては、期末残高欄に内書（括弧書）として記載し、その旨を注記すること。

(3) 摘要の欄には、借入金の使途及び借入の条件（返済期限（分割返済条件のある場合にはその条件）及び担保物件の種類）について記載すること。重要な借入金で無利息又は特別な条件による利率が約定されているものについては、その旨及び当該利率について記載すること。

(4) 同一の借入先について契約口数が多数ある場合には、借入先別に一括し、使途、担保及び返済期限について要約して記載することができる。この場合においては、借入先別に一括されたすべての借入金について当該貸借対照表日以後3年間にわたる1年ごとの返済予定額を注記すること。

(5) 関係会社からのものはまとめて記載することができる。

9 関係会社借入金明細表

(1) 貸借対照表の短期借入金、長期借入金その他負債に含まれる関係会社借入金について、その関係会社名及び関係会社ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。

(2) 関係会社借入金には貸借対照表の勘定科目ごとに区別して記載し、親会社、子会社、関連会社及びその他の関係会社について各々の合計額を記載すること。

(3) 短期借入金については、第2の7の(3)及び(4)に準じて記載し、長期借入金については、第2の8の(2)、(3)及び(4)に準じて記載すること。

10 保証債務明細表

(1) 注記表の3の(2)の保証債務額について、その相手先及び相手先ごとの額を記載すること。

(2) 注記表の3の(2)において、相手先及び相手先ごとの額が記載されている時は記載を省略することができる。

(3) 同一の相手先について契約口数が多数ある場合には、相手先別に一括して記載することができる。

財務諸表

(個人用)

様式第十八号 貸借対象表
 様式第十九号 損益計算書

令和 年 月 日

(商号又は名称)

貸借対照表

令和 年 月 日 現在

商号又は名称

資産の部

I 流動資産	千円
現金預金
受取手形
完成工事未収入金
有価証券
未成工事支出金
材料貯蔵品
その他
貸倒引当金	△
流動資産合計

II 固定資産

建物・構築物
機械・運搬具
工具器具・備品
土地
建設仮勘定
破産更生債権等
その他
固定資産合計
資産合計

負債の部

I 流動負債
支払手形
工事未払金
短期借入金
未払金
未成工事受入金
預り金
引当金
その他
流動負債合計

損 益 計 算 書

- 記載要領
- 1 損益計算書は、損益の状態を正確に判断することができるよう明りように記載すること。
 - 2 「事業主利益(事業主損失)」以外の勘定科目の分類は、法人の勘定科目の分類によること。
 - 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
 - 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
 - 5 建設業以外の事業(以下「兼業事業」という。)を併せて営む場合において兼業事業における売上高が総売上高の10分の1を超えるときは、兼業事業の売上高及び売上原価を建設業と区分して表示すること。
 - 6 「雑費」に属する費用で、販売費及び一般管理費の総額の10分の1を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて掲記すること。
 - 7 記載要領6は、営業外収益の「その他」に属する収益及び営業外費用の「その他」に属する費用の記載に準用する。

損 益 計 算 書	年 月 日	千円
	自 令和 年 月 日	
	至 令和 年 月 日	
	商号又は名称	
I 完成工事高
II 完成工事原価
材料費
労務費
(うち労務外注費)
外注費
経費
完成工事総利益(完成工事総損失)
III 販売費及び一般管理費
従業員給料手当
退職金
法定福利費
福利厚生費
維持修繕費
事務用品費
通信交通費
動力用水光熱費
広告伝賃
交際費
寄付金
地代家賃
減価償却費
租税公課
保険料
雑費
営業利益(営業損失)
IV 営業外収益
受取利息及び配当金
その他
V 営業外費用
支払利息
その他
事業主利益(事業主損失)

参考資料 6 建設業法施行規則で定める勘定科目の説明
貸借対照表

科 目	摘 要
[資産の部]	
I 流動資産	
現金預金	現金 現金、小切手、送金小切手、送金為替手形、郵便為替証書、振替貯金払出証書等
	預 金 金融機関に対する預金、郵便貯金、郵便振替貯金、金銭信託等で決算期後1年以内に現金化できると認められるもの。ただし、当初の履行期が1年を超え、又は超えると認められたものは、投資その他の資産に記載することができる。
受取手形	営業取引に基づいて発生した手形債権(割引に付した受取手形及び裏書譲渡した受取手形の金額は、控除して別に注記する。)。ただし、このうち破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で決算期後1年以内に弁済を受けられないことが明らかなものは、投資その他の資産に記載する。
完成工事未収入金	完成工事高に計上した工事に係る請負代金(税抜方式を採用する場合も取引に係る消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。)の未収額。ただし、このうち破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で決算期後1年以内に弁済を受けられないことが明らかなものは、投資その他の資産に記載する。
有価証券	時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券及び決算期後1年以内に満期の到来する有価証券
未成工事支出金	完了工事原価に計上していない工事費並びに材料の購入及び外注のための前渡金及び手付金等
材料貯蔵品	手持ちの工事事用材料及び消耗工具器具等並びに事務用消耗品等のうち未成工事支出金、完成工事原価又は販売費及び一般管理費として処理されなかつたもの
短期貸付金	決算期後1年以内に返済されると認められるもの。ただし、当初の返済期が1年を超え、又は超えると認められたものは、投資その他の資産(長期貸付金)に記載することができる。
前払費用	未経過保険料、未経過支払利息、前払賃借料等の費用の前払で決算期後1年以内に費用となるもの。ただし、当初1年を超えた後に費用となるものとして支出されたものは、投資その他の資産(長期前払費用)に記載することができる。
その他	完成工事未収入金以外の未収入金及び営業取引以外の取引によつて生じた未収入金、営業外受取手形その他の決算期後1年以内に現金化できると認められるもので他の流動資産科目に属さないもの。ただし、営業取引以外の取引によつて生じたものについては、当初の履行期が1年を超え、又は超えると認められたものは、投資その他の資産に記載することができる。
貸倒引当金	受取手形、完成工事未収入金等流動資産に属する債権に対する貸倒見込額を一括して記載する。
II 固定資産	
(1) 有形固定資産	
建物・構築物	次の建物及び構築物をいう。
建物	社屋、倉庫、車庫、工場、住宅その他の建物及びこれらの付属設備
構築物	土地に定着する土木設備又は工作物
機械・運搬具	次の機械装置、船舶、航空機及び車両運搬具をいう。
機械装置	建設機械その他の各種機械及び装置
船舶	船舶及び水上運搬具
航空機	飛行機及びヘリコプター
車両運搬具	鉄道車両、自動車その他の陸上運搬具
工具器具・備品	次の工具器具及び備品をいう。
工具器具	各種の工具又は器具で耐用年数が1年以上かつ取得価格が相当額以上であるもの(移動性仮設建物を含む。)
備品	各種の備品で耐用年数が1年以上かつ取得価格が相当額以上であるもの
土地	自家用の土地
リース資産	ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産。ただし、有形固定資産に属するものに限る。
建設仮勘定	建設中の自家用固定資産の新設又は増設のために要した支出
その他	他の有形固定資産科目に属さないもの

科 目	摘 要
(2)無形固定資産	
特許権	有償取得又は有償創設したもの
借地権	有償取得したもの(地上権を含む。)
のれん	合併、事業譲渡等により取得した事業の取得原価が、取得した資産及び引き受けた負債に配分された純額を上回る場合の超過額
リース資産	ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産。ただし、無形固定資産に属するものに限る。
その他	有償取得又は有償創設したもので他の無形固定資産科目に属さないもの
(3)投資その他の資産	
投資有価証券	流動資産に記載された有価証券以外の有価証券。ただし、関係会社株式に属するものを除く。
関係会社株式・ 関係会社出資金	次の関係会社株式及び関係会社出資金をいう。
関係会社株式	会社計算規則(平成18年法務省令第13号)第2条第3項第23号に定める関係会社の株式
関係会社出資金	会社計算規則第2条第3項第23号に定める関係会社に対する出資金
長期貸付金	流動資産に記載された短期貸付金以外の貸付金
破産更生債権等	完成工事未収入金、受取手形等の営業債権及び貸付金、立替金等のその他の債権のうち破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で決算期後1年以内に弁済を受けられないことが明らかなもの
長期前払費用	未経過保険料、未経過支払利息、前払賃借等の費用の前払で流動資産に記載された前払費用以外のもの
繰延税金資産	税効果会計の適用により資産として計上される金額のうち、特定の資産又は負債に関連しないもので決算期後1年以内に取り崩されると認められるもの
その他	長期保証金等1年を超える債権、出資金、(関係会社に対するものを除く。)等他の投資その他の資産科目に属さないもの
貸倒引当金	長期貸付金等投資等に属する債権に対する貸倒見込額を一括して記載する。
Ⅲ繰延資産	
創立費	定款等の作成費、株式募集のための広告費等の会社設立費用
開業費	土地、建物等の賃借料等の会社成立後営業開始までに支出した開業準備のための費用
株式交付費	株式募集のための広告費、金融機関の取扱手数料等の新株発行又は自己株式の処分のために直接支出した費用
社債発行費	社債募集のための広告費、金融機関の取扱手数料等の社債発行のために直接支出した費用(新株予約権の発行等に係る費用を含む。)
開発費	新技術の採用、市場の開拓等のために支出した費用(ただし、経常費の性格を持つものは含まれない。)
[負債の部]	
I 流動負債	
支払手形	営業取引に基づいて発生した手形債務
工事未払金	工事費の未払額(工事原価に算入されるべき材料貯蔵品購入代金等を含む。)。ただし、税抜方式を採用する場合も取引に係る消費税額及び地方消費税額を含む。
短期借入金	決算期後1年以内に返済されると認められる借入金(金融手形を含む)
リース債務	ファイナンス・リース取引におけるもので決算期後1年以内に支払われると認められるもの
未払金	固定資産購入代金未払金、未払配当金及びその他の未払金で決算期後1年以内に支払われると認められるもの
未払費用	未払給料手当、未払利息等継続的な役務の給付を内容とする契約に基づいて決算期までに提供された役務に対する未払額
未払法人税等	法人税、住民税及び事業税の未払額
未成工事受入金	請負代金の受入高のうち完成工事高に計上していないもの
預り金	営業取引に基づいて発生した預り金及び営業外取引に基づいて発生した預り金で決算期後1年以内に返済されるもの又は返済されると認められるもの
前受収益	前受利息、前受賃貸料等
・・・引当金	修繕引当金、完成工事補償引当金、工事損失引当金等の引当金(その設定目的を示す名称を付した科目をもつて記載すること。)
修繕引当金	完成工事高として計上した工事に係る機械等の修繕に対する引当金
完成工事補償引当	引渡しを完了した工事に係るかし担保に対する引当金

科 目	摘 要
工事損失引当金	工事原価総額等が工事収益総額を上回る場合の超過額から、他の科目に計上された損益の額を控除した額に対する引当金
役員賞与引当金	決算日後の株主総会において支給が決定される役員賞与に対する引当金(実質的に確定債務である場合を除く。)
その他	営業外支払手形等決算期後1年以内に支払又は返済されると認められるもので他の流動負債科目に属さないもの
II 固定負債	
社債	会社法(平成18年法律第86号)第2条第23号の規定によるもの(償還期限が1年以内に到来するものは、流動負債の部に記載すること。)
長期借入金	流動負債に記載された短期借入金以外の借入金
リース債務	ファイナンス・リース取引におけるもののうち、流動負債に属するもの以外のもの
繰延税金負債	税効果会計の適用により負債として計上される金額のうち、特定の資産又は負債に関連しないもので決算期後1年以内に取り崩されると認められるもの
・・・引当金	退職給付引当金等の引当金(その設定目的を示す名称を付した科目をもつて記載すること。)
(退職給付引当金	役員及び従業員の退職給付に対する引当金)
負ののれん	合併、事業譲渡等により取得した事業の取得原価が、取得した資産及び引き受けた負債に配分された純額を下回る場合の不足額
その他	長期未払金等1年を超える負債で他の固定負債科目に属さないもの
[純資産の部]	
I 株主資本	
資本金	会社法第445条第1項及び第2項、第448条並びに第450条の規定によるもの
新株式申込証拠金	申込期日経過後における新株式の申込証拠金
資金剰余金	
資金準備金	会社法第445条第3項及び第4項、第447条並びに第451条の規定によるもの
その他資本剰余金	資本剰余金のうち、資本金及び資本準備金の取崩しによつて生ずる剰余金や自己株式の処分差益など資本準備金以外のもの
利益剰余金	
利益準備金	会社法第445条第4項及び第451条の規定によるもの
その他利益剰余金	
・・・積立金	株主総会又は取締役会の決議により設定されるもの
(準備金)	
繰越利益剰余金	利益剰余金のうち、利益準備金及び・・・積立金(準備金)以外のもの
自己株式	会社が所有する自社の発行済株式
自己株式申込証拠金	申込期日経過後における自己株式の申込証拠金
II 評価・換算差額	
その他有価証券評価差額金	時価のあるその他有価証券を期末日時価により評価替えすることによる生じた差額から税効果相当額を控除した残額
繰延ヘッジ損益	繰延ヘッジ処理が適用されるデリバティブ等を評価替えすることにより生じた差額から税効果相当額を控除した残額
土地再評価差額金	土地の再評価に関する法律(平成10年法律第34号)に基づき事業用土地の再評価を行ったことにより生じた差額から税効果相当額を控除した残額
III 新株予約権	会社法第2条第21号の規定によるものから同法第255条第1項に定める自己新株予約権の額を控除した残額

損益計算書

科 目	摘 要
I 売上高	
完成工事高	工事進行基準により収益に計上する場合における期中出来高相当額及び工事完成基準により収益に計上する場合における最終総請負高(請負高の全部又は一部が確定しないものについては、見積計上による請負高。)。ただし、税抜き方式を採用する場合は取引に係る消費税額及び地方消費税額を除く。
兼業事業売上高	なお、共同企業体により施工した工事については、共同企業体全体の完成工事高に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を計上する。 建設業以外の事業(以下「兼業事業」という。)を併せて営む場合における当該事業の売上高
II 売上原価	
完成工事原価	完成工事高として計上したものに対応する工事原価
兼業事業売上原価	兼業事業売上高として計上したものに対応する兼業事業の売上原価
売上総利益 (売上総損失)	売上高から売上原価を控除した額
完成工事総利益 (完成工事総損失)	完成工事高から完成工事原価を控除した額
兼業事業総利益 (兼業事業総損失)	兼業事業売上高から兼業事業売上原価を控除した額
III 販売費及び一般管理費	
役員報酬	取締役、執行役、会計参与又は監査役に対する報酬(役員賞与引当金繰入額を含む。)
従業員給料手当	本店及び支店の従業員等に対する給料、諸手当及び賞与(賞与引当金繰入額を含む。)
退職金	役員及び従業員に対する退職金(退職年金掛金を含む。)。ただし、退職給付に係る会計基準を適用する場合には、退職金以外の退職給付費用等の適当な科目により記載すること。なお、いずれかの場合においても異常なものを除く。
法定福利費	健康保険、厚生年金保険、労働保険等の保険料の事業主負担額及び児童手当拠出金
福利厚生費	慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利厚生等に要する費用
修繕維持費	建物、機械、装置等の修繕維持費及び倉庫物品の管理費等
事務用品費	事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品費、新聞、参考図書等の購入費
通信交通費	通信費、交通費及び旅費
動力用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用
調査研究費	技術研究、開発等の費用
広告宣伝費	広告、公告又は宣伝に要する費用
貸倒引当金繰入額	営業取引に基づいて発生した受取手形、完成工事未収入金等の債権に対する貸倒引当金繰入額。ただし、異常なものを除く。
貸倒損失	営業取引に基づいて発生した受取手形、完成工事未収入金等の債権に対する貸倒損失。ただし、異常なものを除く。
交際費	得意先、来客等の接待費、慶弔見舞及び中元歳暮品代等
寄付金	社会福祉団体等に対する寄付
地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
減価償却費	減価償却資産に対する償却額
開発費償却	繰延資産に計上した開発費の償却額
租税公課	事業税(利益に関連する金額を課税標準として課されるものを除く。)、事業所税、不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占用料、身体障害者雇用納付金等の公課
保険料	火災保険その他の損害保険料
雑費	社内打合せ等の費用、諸団体会費並びに他の販売費及び一般管理費に科目に属さない費用
営業利益 (営業損失)	売上総利益(売上総損失)から販売費及び一般管理費を控除した額
IV 営業外収益	
受取利息及び配当	次の受取利息、有価証券利息及び受取配当金をいう。
受取利息	預金利息及び未収入金、貸付金等に対する利息。ただし、有価証券利息に属するものを除く。
有価証券利息	公社債等の利息及びこれに準ずるもの
受取配当金	株式利益配当金(投資信託収益分配金、みなし配当を含む。)
その他	受取利息及び配当金以外の営業外収益で次のものをいう。
有価証券売却益	売買目的の株式、公社債等の売却による利益
雑収入	他の営業外収益科目に属さないもの

科 目	摘 要
V 営業外費用	
支払利息	次の支払利息及び社債利息をいう。
支払利息	借入金利息等
社債利息	社債及び新株予約権付社債の支払利息
貸倒引当金繰入額	営業取引以外の取引に基づいて発生した貸付金等の債権に対する貸倒引当金繰入額。ただし、異常なものを除く。
貸倒損失	営業取引以外の取引に基づいて発生した貸付金等の債権に対する貸倒損失。ただし、異常なものを除く。
その他	支払利息、貸倒引当金繰入額及び貸倒損失以外の営業外費用で次のものをいう。
創立費償却	繰延資産に計上した創立費の償却額
開業費償却	繰延資産に計上した開業費の償却額
株式交付費償却	繰延資産に計上した株式交付費の償却額
社債発行費償却	繰延資産に計上した社債発行費の償却額
有価証券売却損	売買目的の株式、公社債等の売却による損失
有価証券評価損	会計計算規則第5条第3項第1号及び同条第6項の規定により時価を付した場合に生ずる有価証券の評価損
雑支出	他の営業外費用科目に属さないもの
経常利益 (経常損失)	営業利益(営業損失)に営業外収益の合計額と営業外費用の合計額を加減した額
VI 特別利益	
前期損益修正益	前期以前に計上された損益の修正による利益。ただし、金額が重要でないもの又は毎期経常的に発生するものは、経常利益(経常損失)に含めることができる。
その他	固定資産売却益、投資有価証券売却益、財産受贈益等異常な利益。ただし、金額が重要でないもの又は毎期経常的に発生するものは、経常利益(経常損失)に含めることができる。
VII 特別損失	
前期損益修正損	前期以前に計上された損益の修正による損失。ただし、金額が重要でないもの又は毎期経常的に発生するものは、経常利益(経常損失)に含めることができる。
その他	固定資産売却損、減損損失、災害による損失、投資有価証券売却損、固定資産圧縮記帳損、損害賠償金等の異常な損失。ただし、金額が重要でないもの又は毎期経常的に発生するものは、経常利益(経常損失)に含めることができる。
税引前当期純利益 (税引前当期純損)	経常利益(経常損失)に特別利益の合計額と特別損失の合計額を加減した額
法人税、住民税及び 事業税	当該事業年度の税引前当期純利益に対する法人税等(法人税、住民税及び利益に関する金額を課税標準として課される事業税をいう。以下同じ。)の額並びに法人税等の更正、決定等による納付税額及び還付税額
法人税等調整額	税効果会計の適用により計上される法人税、住民税及び事業税の調整額
当期純利益 (当期純損失)	税引前当期純利益(税引前当期純損失)から法人税、住民税及び事業税を控除し、法人税等調整額を加減した額とする。

完成工事原価報告書

科 目	摘 要
材料費	工事のために直接購入した素材、半製品、製品、材料貯蔵品勘定等から振り替えられた材料費(仮設材料の損耗額等を含む。)
労務費	工事に従事した直接雇用の作業員に対する賃金、給料及び手当等。工種・工程別等の工事の完成を約する契約でその大部分が労務費であるものは、労務費に含めて記載することができる。
(うち労務外注費)	労務費のうち、工種・工程別等の工事の完成を約する契約でその大部分が労務費であるものに基づく支払額
外注費	工種・工程別等の工事について、素材、半製品、製品等を作業とともに提供し、これを完成することを約する契約に基づく支払額。ただし、労務費に含めたものを除く。
経費	完成工事について発生し、又は負担すべき材料費、労務費及び外注費以外の費用で、動力用水光熱費、機械等経費、設計費、労務管理費、租税公課、地代家賃、保険料、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、交際費、補償費、雑費、出張所経費配賦額等
(うち人件費)	経費のうち従業員給料手当、退職金、法定福利費及び福利厚生費

常 勤 証 明 書

栃 木 県 知 事 様

は下記のとおり、
に常勤していることに相違ありません。
なお、この内容に相違があるときは、建設業法に基づく処分があることを承知しています。

令和 年 月 日

{ 常 勤 役 員 等 } 住所
{ 専 任 技 術 者 }
{ 政令第3条の使用人 } 氏名

申請者

記

勤 務 地 :

就業時間 : 時 分 ~ 時 分

勤務日数 : 日 (1ヶ月平均)

【記入例】

常勤証明書は、次のような場合に御提出いただきます。

- ・ 住所地と実際の居住地が異なる場合
- ・ 遠方から通勤している場合
- ・ 無報酬の取締役等、やむを得ない事由で通常の常勤性確認書類が用意できない場合

※この証明書を提出する場合でも、原則、通常の常勤性確認書類もあわせて必要となります。

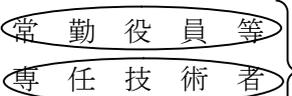
常 勤 証 明 書

栃 木 県 知 事 様

塙田 一也 は下記のとおり、**栃木一建設（株）**に常勤していることに相違ありません。
なお、この内容に相違があるときは、建設業法に基づく処分があることを承知しています。

令和 2 年 5 月 2 日

該当するものを丸で囲む

住所 栃木県宇都宮市竹林町 1030-2
氏名 塙田 一也
政令第3条の使用人

申請者 栃木県宇都宮市塙田 1-1-20
栃木一建設（株）
代表取締役 栃木 一郎

記

勤務地： 栃木県宇都宮市塙田 1-1-20 栃木一建設（株）

就業時間： 9時00分 ～ 18時00分

勤務日数： 22日（1ヶ月平均）

診 断 書 作 成 例

氏名	男・女
	年 月 日生 (歳)
住所	

上記の者は、契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有すると診断する。

診断にあたっての根拠

所見（現病歴、現在症、重症度、現在の精神状態と関連する既往症・合併症など）

1. 各種検査

長谷川式認知症スケール（ 点（ 年 月 日実施） 実施不可）

MMS E （ 点（ 年 月 日実施） 実施不可）

脳の萎縮または損傷の有無

あり ⇒（ 部分的にみられる 全体的にみられる 著しい 未実施）

なし

知能検査

その他

2. 短期間内に回復する可能性

回復する可能性は高い 回復する可能性は低い 分からない

（特記事項）

3. 判断能力について

（1）見当識の障害の有無

あり ⇒（ まれに障害がみられる 障害がみられるときが多い

障害が高度）

なし

（

）

参考資料8

(2) 他人との意思疎通の障害の有無

- あり ⇒ (意思疎通ができないときもある 意思疎通ができないときが多い
 意思疎通ができない)

なし

()

(3) 理解力・判断力の障害の有無

- あり ⇒ (問題はあるが程度は軽い 問題があり程度は重い
 問題が顕著)

なし

()

(4) 記憶力の障害の有無

- あり ⇒ (問題はあるが程度は軽い 問題があり程度は重い
 問題が顕著)

なし

(5) その他 (※上記以外にも判断能力に関して判定の根拠となる事項等があれば記載)

()

参考となる事項 (本人の心身の状態、日常的・社会的な生活状況等)

年 月 日

病院又は診療所の名称・所在地

担当診療科名

担当医師氏名

栃木県電子申請システム

https://s-kantan.jp/pref-tochigi-d/downloadForm/downloadFormList_detail.action?tempSeq=1651

一般社団法人 栃木県建設業協会

〒321-0933 宇都宮市築瀬町1958-1 (栃木県建設産業会館 2階)

TEL 028-639-2611



栃木県建設業協会各支部

日光支部	〒321-1401	日光市上鉢石町 1087 TEL 0288-54-0140	塩谷支部	〒329-2161	矢板市扇町 2-10-6 TEL 0287-43-0142
鹿沼支部	〒322-0043	鹿沼市万町 752-6 TEL 0289-65-2020	那須支部	〒324-0058	大田原市紫塚 4-3944-120 TEL 0287-22-2124
下都賀支部	〒328-0034	栃木市本町 10-10 TEL 0282-24-5420	烏山支部	〒321-0628	那須烏山市金井 2-20-20 TEL 0287-82-3161
安蘇支部	〒327-0843	佐野市堀米町 603 TEL 0283-24-3838	芳賀支部	〒321-4325	真岡市田町 1510-3 TEL 0285-82-2051
足利支部	〒326-0823	足利市朝倉町 2-2-5 TEL 0284-71-0044			

問い合わせ先

監理課 〒320-8501 宇都宮市塙田 1-1-20 028-623-2390
--

管轄土木事務所

土木事務所名	所在地	電話番号	管轄市町
宇都宮土木事務所	〒321-0974 宇都宮市竹林町 1030-2	028-626-3124	宇都宮市 上三川町
鹿沼土木事務所	〒322-0068 鹿沼市今宮町 1664-1	0289-65-3211	鹿沼市
日光土木事務所	〒321-1414 日光市萩垣面 2390-7	0288-53-1211	日光市
真岡土木事務所	〒321-4305 真岡市荒町 116-1	0285-83-8301	真岡市 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町
栃木土木事務所	〒328-8504 栃木市神田町 6-6	0282-23-3433	栃木市 小山市 下野市 壬生町 野木町
矢板土木事務所	〒329-2163 矢板市鹿島町 20-11	0287-44-2185	矢板市 さくら市 塩谷町 高根沢町
大田原土木事務所	〒324-8765 大田原市紫塚 2-2564-1	0287-23-6612	大田原市 那須塩原市 那須町
烏山土木事務所	〒321-0621 那須烏山市中央 1-6-92	0287-83-1321	那須烏山市 那珂川町
安足土木事務所	〒326-8555 足利市伊勢町 4-19	0284-41-2331	足利市 佐野市



<お問合せ先>

〒320-8501 宇都宮市埜田 1-1-20
栃木県県土整備部監理課建設業担当
TEL 028-623-2390
FAX 028-623-2392